

これはしょうがないと思うんですけども、最近の傾向、とりわけことしの状況を見ますと、どうも一方的に国の都合だけで地方財政が引きずられていっている。もちろん将来返すからという理屈はあるにしても、返せばいいというものじゃないと思うんですね。やはりそれは、地方自治体にとつてもことしの交付税はどうなるんだというふうなことで非常に心配がある。ところが、これがそういう地方自治体の意思も余り反映できずに、要するに国の方針でもって引きずられていってしまう。こういうふうなことになる、これはひいては——詳しい話は後になりますけれども、地方自治行政に対する、地方自治の本旨に対する一つの重大な干渉という問題になつてきしはしないか、こういうふうな心配されるわけでありますので、その点も一回ひとつお返事をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(世耕政隆君) こういうことは単年度で終わらせたい。つまり、その年その年の特別な状況によつてそれに対応していくために、いままで国から金を引張り出して借りてきて地方財政の方を埋めたことも再三ありますので、まあ国が困つているときは、それではことは少し何かこちらでも用立てましようというぐらゐのつもりで行われるべき性質のものでございまして、これが永続的に措置されるときは問題でございまして、単年度だけの考え方であることは今後運営すべきである、そのように考えておるものでございします。

○山田謙君 それでは次へ参ります。

これは税務局長で結構でございますが、五十七年度の地方税収の見込みということについて伺いたいと思うのですが、この前もちょっと御質問しましたけれども、国がすでに二兆円以上の歳入欠陥が出ようとしている、これはもうほとんど確実だと思ふのですけれども、そういう状況が地方税の方に影響がないということは私は考えられないわけでありまして、当然地方税についてもこれは相当大きな減収になつていくのじゃないかと考え

ざるを得ないのであります。すでに、新聞の報道でありますけれども、五十六年度の法人事業税の落ち込みによつて地方財政計画の見込みより道府県税が三千四百億ほど落ち込むのじゃないか、こういうふうな新聞報道もすでになされていっているわけでありまして、この点どういうふうな考えでいらつしやるか。

それと同時に、いま申し上げたのは道府県税でありますけれども、市町村税につきましてもどうですか。これをひとつお伺ひしておきたいと思うのです。

それからもう一つ、それに関連しまして、地財計画外の税収あるいはまたギャンブルというふうなものも収入はどのようになっているか、これをお伺ひしたいと思います。

○政府委員(関根則之君) 昭和五十六年度の税収につきましては、国税の方で大幅な減収になりました。その確定額といふことも承つておりますけれども、その確定額といふことも正確な数字をもつての話は聞いていないわけでございます。しかし、いすれにしろ相当大幅な減収が起りそうだという状況については素直に受けとめざるを得ないだらうと思ふ次第でございます。

御承知のように、国税の減収額が自動的に機械的に地方税にすぐに反映するといふものではございませんが、法人の所得に対して課税をいたしております法人事業税なりあるいは法人の事業税なりといふものは、やはり対象が同じでございますから、同じように落ち込んでくる可能性といふものは十分見ておかなきゃいかぬわけでございます。ただ、私の方が税収の見通し等について議論をいたします場合には、やはりわが方の実態といひますか、実際に都道府県なり市町村なりに入つてきている現実の税収の状況をもとにいたしまして推計をいたしております。そうしますと、最近の数字としては、都道府県につきましては、二月末でございますけれども、主として法人関係税の落ち込みが相当ひどいものですから、しかし、ほかの税目で多少計画を上回るものがございま

て、相殺した結果、全体といたしまして伸び率にいたしまして四・七ポイントほど落ち込んでおるといふのが二月末の徴収実績であるわけなんです。これを自動的に伸ばしますと、先ほどお話がございましたように、三千億を超えるような税収減、計画に對しましての税収減というのが予想されるわけでございます。地方の場合にも確定額をもつて申し上げるわけにまいりませんけれども、ほぼその程度の減収といふのは都道府県税については覚悟しなければいけないのじゃないかというふうな考へておる次第でございます。

それから、市町村につきましては、市町村の法人関係税も確かに伸び悩んでおるわけでございますが、都道府県に比べてまして、事業税がない関係で、税収全体に占める法人関係税のウェイトが低いわけでございます。一方、市町村の個人住民税のウェイトが非常に高いわけでございますが、それが比較的順調に伸びておりますので、ほぼ市町村については、都道府県と同じように的確な数字を持つておりませんけれども、いろいろあちこちわれわれができる限りの範囲で当たつておりますところでは、大体計画額をどうにか達成することのできるのではないかと、こういうふうに見込んでおる次第でございます。

二番目の御質問の、税外収入といひますか、税の中の計画計上額以外のもの、すなわち、超過課税でありますとか、あるいは法定外普通税の問題ですが、これは、超過課税の中心が法人に対する課税が多いわけでございますので、超過課税については法人関係税を中心にしてやはり伸び悩みが見られるものといふふうに考へております。しかし、的確な数字について一々私も調査をいたしておりますので、この方面につきましましては、そういう一般的な傾向としては申し上げられますけれども、具体的にどの程度どういふ影響があるかといふことについては申し上げかねるわけでございます。

なお、法定外普通税につきましましては、それほど大きな影響は出ていないといふふうに考へており

ます。

○山田謙君 なかなか確定的なことは言われないと思うし、私も、国の減収があつたからストレートにそれが地方税にも影響するだろうと、こういうふうなことは申し上げるつもりはないんだけれども、現在の景氣動向から推していても、やはりそういう問題は地方税についても当然起こるんじゃないかといふふうに思ふざるを得ません。いまお話がありましたような四・七ポイントの落ち込み、そしてこれが大体三千億ちよつとになるであらうといふふうなお話がありました。確定ではないといふことでありますけれども、そうすると、仮の話ですが、もしこの三千億の欠陥が出たとすればこれはどういふふうな処置なさるか、そこをところをお伺ひしたいと思います。

○政府委員(土屋佳昭君) 五十六年度の税収は、ただいま税務局長から話がございましたように、大体三千億程度の減収といふことでございまして、かなり法人関係税の落ち込みが多いわけでございます。この点については、落ち込みの大きかった地方団体から申請もございまして、何らか減収補てん償等の措置をしてもらいたいといふことがございしました。減収額そのものを全部申請してきておるわけではございません。それぞれの団体の財政状況等を勘案して申し入れがございまして、私どもとしては実態を見た上で、すでに千七百七十億程度を減収補てん償として認めようといふことになつておまして、それで地方団体についてはもう市町村も含めて手当てをしておりますので、大体収支決算ができるというふうな考へておるわけでございます。

なお、ついでで恐縮でございますが、国税に影響されます法人税の落ち込みに伴う交付税の減といふものは、これは影響するのは五十八年度の問題でございまして、これも重大な問題ではございしますが、これは五十八年度で処理をするということにならうかと存じます。

○山田謙君 次に、当然これも予想の問題ですから確定的なことは言われないと思ひますけれども

も、五十七年度についての地方税の關係、これは財政計画にも明らかにしておきまされども、今後の景氣動向というふうなものを見るときに、やはりこれからそんなに急に景氣がよくなるというふうなことは考えられない。ですから、ことしの五十七年度の地方税の見込みというのは大体見通しとしてどうなっているか。つまり、見込みどおりにいくかどうかというふうな考えでいられるか、それとも不安があるというふうな考えでいらつしやるかどうか。そこを伺いたいと思ひます。

○政府委員(関根則之君) 五十七年度の地方税収の見込みを立てるに当たりましては、十二月の時点におきまして国の所得税等の減収が予想されたので補正予算が組まれました。その補正予算後の数字をもとにいたしまして、来年度の経済見通し等の数字を踏まえて計上したわけでございませう。その後、補正予算の段階におきましては、あのときに補正減額をいたしました額以外の税収はほぼ予定どおり入るものと、こういう前提で組んでおいたわけでございませう。それが先ほどお話がありましたように、相当大幅な減収がさらに生じてくると、こういう事態になつてきております。

それから、来年度の経済見通しにつきましても、各方面から実質五・二%、名目八・四%の成長はなかなかむずかしいんじゃないかと、こういったような御意見もありまして、経済の見通しに対してきわめて厳しい見方をしている向きが多くなつてきているわけでございませう。私もこの間、情勢の変化というものは真剣に受けとめ、容易な事象にあるということとは素直に認めざるを得ないだらうと思つております。

ただ問題は、ことしの国税の減収ないしは地方税の減収——ことしといひますか昭和五十六年度の減収額が、いわゆる発射台の低下が、すぐに、それに弾性値を掛けた分来年度に響くかといひますと、必ずしも私どもはそう考へていないわけでございます。来年度におきまして、当然のことながら政府の方におきまされ経済運営につきま

政策努力というものもなされるものというふうな考へるわけでございませう。また同じ経済成長の中におきましていろいろな成長の仕方というのは、そのときとときで変わつてくるわけでございませう。企業収益一つとりましても同じ成長の中でも企業の決算が比較的いい決算が出る場合と、必ずしも成長率ほどには決算がよくないというふうな場合もあるわけでございませう。そういったものもろの変化というものは必ずしも一律にいまの時点ですり上げられないわけでございませう。私もこの間、いましては、今後の政策努力がよろしきを得ることにによりまして、計上いたしました税収につきましましては何か確保し得るのではないかと、これもやはり期待を持っておるところでございませう。

ただ、先ほど申し上げましたように、最近の事態というものにつきましましては、私も真剣に心配をしながら見守つていかざるを得ないというふうな考へておる次第でございませう。

○山田謙君 きのもう物価特別委員会では河本長官に質問をしたわけでありますけれども、政府が考へて五・二%とかという経済成長率はやはりかなり無理があるんじゃないか。経済専門のいろいろな研究センターというふうなところの予測を見ましても、特に後半になつて一兆を越す公共事業費の追加を見込んだ上でおかつ三・数%であらうと。三・三%、三・四%という数字があるようですが、こういう状況であります。ですから、やはり政府の五・二%というのはかなり高い数字になつていゝんじゃないかという感じがします。しかし、これは見通しの問題でありますし、その線に沿つて政府としても大いに努力して、いゝと、こういうことを言つておられるわけですから、そういう点も十分考へた上で適切に処していただきたいと、こういうふうに思ひます。

その次に、五十七年度の地方財政が均衡しましたというのをよく言われます。しかし本当にその言えるかどうかというところですね。特に、過年度における地方交付税特別会計の借入れの

残高というふうなものが五十七年度の分を含めまして八兆八百二十八億円ぐらゐになる。そして五十九年度からはその償還が始まるわけですね。その半分を国が見るといふふうなことであります。が、それにしてもかなり大きな額になる。そうしますと、実質的に考へていけば、これは償還をしなければなりませんから、その分だけが交付税率が実質的には下げられたようなことになつていくんじゃないかというふうな考へざるを得ないのであります。

それからまたもう一つ、八年ぶりに収支が均衡したといふふうなことを言われますけれども、それは先ほどの話とありませうけれども、やはりいゝる国のゼロシーリングの飛ぶつちりを受け、そして地方自治体が極端な圧縮、とりわけ歳出の圧縮を余儀なくされていゝんじゃないか。その結果八年ぶりの収支均衡といふふうなことになるにすぎない。そうしますと、その圧縮された分は当然また後になつてはね返つてこざるを得ないわけでありませうけれども、こういうやうなことを考へますと、そう簡単に収支が均衡したといふふうなことはとても言へない状態じゃないかといふふうな思ひます。特にいまの歳出の圧縮につきましましては、過去の歳出の伸び率です。ね、そういう平均値をすつとつて掛けてみれば大体わかるわけでありませうけれども、それにしてもことしあたりは四兆円ぐらゐの差が出てくるんじゃないか。そうすると、その分住民生活に負担が、そちらに犠牲が行つていゝというふうな考へざるを得ないのでありますけれども、この辺はどういうものか。

それからまた、地方公営企業の繰出金につきましても、決算と比較をしてみますと、五十五年の地方財政計画八千五百億圓に對しまして、その他の会計からの繰入金が一兆二千億になつていゝ。そして四千五百八十八億圓もオーバーをしていゝというふうな状態でありませうから、これまた大変なことではないかといふふうに思ひますけれども、この辺はどういうものか。

また、全体といたしまして非常に抑制基調に立つて均衡を圖つたといふことにはなつておるわけでございます。そういう意味で私も私どもとしては何かこれからの行く先には希望を持っておるわけでございます。希望は持つておりますが、ただ全般として大変大きな借金をしゝい込んでおるし、また、交付税特別会計の借入金等についても五十九年度以降へ送り込んでおるといふこと等

たいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 五十七年度におきましては、私どもとしては歳出面では単独事業等必要なものは確保しながらも、財政再建へ歩を進めるといふことで、全般的に抑制基調に立ちまして、歳入では見込まれる限りのものを見込んで、確保できるといふものを見込んで計上したわけでございます。その結果収支均衡といふ見込みになつたわけでございます。そういう財政計画をつくらつたわけでございます。

ただ、その背景には、ただいま御指摘のございましたように、交付税特別会計の八兆円の借入れ、それ以外にも地方債が普通会計でも三十四兆、それから公営企業債のうちで普通会計が持つものが約七兆といふことで膨大な借入金があるわけでございますので、なかなか財政の体質が改善されたとは思つていないわけでございませう。特に、先ほどから御指摘のございましたように、五十七年度税収なりあるいは国税三税、それに伴う交付税がどうなつていくかといったやうなことを考へれば、五十七年度自体も非常に苦しい、窮屈なのはなないかといふ御意見もございませう。しかし、私も私どもとしては、名目八・四%、実質五・二%の成長が達成できるかどうか、いろいろ意見があることも承知しておりますし、決して樂觀も許されな

いという気持ちを持つておることも事実でございますが、今後の経済情勢の推移に即して適切な経済運営なり財政運営を行いますように、政策努力を積み重ねることによつて何とか五十七年度均衡はとつていきたいと思つておるわけでございませう。

ただ、全体といたしまして非常に抑制基調に立つて均衡を圖つたといふことにはなつておるわけでございます。そういう意味で私も私どもとしては何かこれからの行く先には希望を持っておるわけでございます。希望は持つておりますが、ただ全般として大変大きな借金をしゝい込んでおるし、また、交付税特別会計の借入金等についても五十九年度以降へ送り込んでおるといふこと等

もあるわけでございまして、決してなまやさしいやり方ではないとは思っていないわけでございませう。

それともう一つ、その抑制があったのは、結局国のゼロシーリング等によってかなり窮屈な削減をしたのではないかといたような御指摘もございました。しかし私どもとしては、いまも申し上げましたような単独事業等につきましては、社会資本の整備なり地域経済の振興に資するために必要な規模は確保したつもりでございまして、老人医療給付等の制度改正に伴う必要な経費についても、それに対応するものは見込んだつもりでございまして、何とか必要なものは確保したと思っております。

そういったことで、決して楽観はしておりませんけれども、全体としては均衡がとれた形になっておりますし、今後引き続き財政の健全性には努力をしていきたいと思っております。

地方公営企業繰出金について、財政計画と決算との乖離が大きいといったような御指摘もあつたかと存じますが、御承知のように一般会計が負担すべき経費あるいは補助とか出資をすることが適当な経費については、所要額を財政計画に計上しておるわけでございまして、私どもとしては今回の五十七年度においても一・八%という全体の伸びよりはるかに高い規模で伸びを見ておるところでございまして。しかしながら、決算との乖離といった点について申し上げますならば、制度として当然見るべきもののほかに、地方財政計画で予定しておりました宅地造成事業なり港湾整備事業といった経費についても地方団体は自主的に繰り出しを行つておるといったようなこととか、下水道事業において料金で賄うべきと考えられる部分についても繰り出しを行つておるといったようなこともございまして、結果的には上回つておるといふことでございまして。私どもとしては、理論的に考えられるものは、いま申し上げましたようにかなりな伸びを見ておるわけでございまして、適正な規模を確保しておると思ひます。ただ、

いま申し上げたような実質的な問題もございまして、実情がございまして、決算との乖離が出ておることは事実でございまして、今後とも繰り出し等については、必要な検討を行ひまして繰出金の適正化ということには努めてまいりたいと思つております。

まああれこれ申し上げましたけれども、全体として必要な経費は見ながら何とか均衡をとつた。しかし、将来についてはなお厳しい問題が残つておる、こういうのが私どものたゞいまの考え方でございます。

○山田議員 今年度は確かに形式的には収支均衡したといふことが言えると思つけれども、将来のことを考えますときに、それも遠い将来じゃなくて近い将来を考えても、なかなかこれは大変なことじゃないかといふふうな思ひを感ずるを得ません。それからもう一つ、ことしの計画を見まして、それが考えてもおかしいと思つておるんですが、二千九十八億円を借り入れをして、これなんかも当然臨時として交付税の中に繰り入れるべきじゃないかといふふうな考えざるを得ないんです。それからまた、どういふことかよくわからないうんですが、千三百三十五億円を国に貸すといふふうなことをつけておる。これも当然こんなことをするわけはないんで、片つ方借りて片つ方で貸すといふふうなそんなばかげた話はありません。どうしてこういうことをやつたか。要するに、これは冒険にも申し上げましたとおり、国の財政再建の単なるつじつま合わせのためにやつたにすぎない。

そうしますと、これは国の財政の方にとつても、どうせ近い将来にまたそれは返さなきゃならないんだから、ことしだけ国の財政が一応均衡したといつても、これはもう必ずそのツケは将来に残つておるわけですから、国の財政的見地から考えても非常におかしなやり方だといふふうな考えざるを得ないんです。国に一方では借りて一方では貸したかつかうをつける、いずれにしても、将来は必ず借りたものは返しますといふふうな形には

なつてゐるんですけれども、こういう形ではこれはどう考えても主体性を持った地方財政の確立といふことができないんじゃないか。何か国の財政のためにしようがないにやつた。国の財政からしてもそれは非常におかしな話で将来的には返さなきゃならないといふことになりまして、国の財政あるいは地方財政両方とつてみてもどうも納得できないわけでありまして、恐らく自治省も大蔵省といふいろいろな折衝をされたと思ふんですけれども、その辺のことはどういふ議論がなされたかお伺ひしたいと思ふんです。

○政府委員(土屋佳昭君) 率直に申し上げます、大蔵当局においては、国の財政も大変厳しいので、地方関係経費を三千億程度削減するといふことでひとつ協力をしてもらいたいといふたような、マクロ的な意味ではございしますが、話がございしました。それをめぐつて私どもとしてもいろいろ議論をし、地方財政も決して体質改善が果たされておるわけでもないし、努力はいろいろとするけれども、そう簡単に削減ができる状況にはないといふことで、あれこれと時間をかけて相談をしたわけでございまして。ただ、そういった過程でいまの二千九十八億円、すなわち利差臨時の千九十八億円と臨時特例交付金として私どもが当然地方として交付を受けられると思つております千億円、合わせて二千九十八億円というものは、どうしてもこれは必要がある。また、地方団体として確保すべきものであるといふことで折衝いたした。大蔵当局においてもそのことについては了解をしたわけでございまして、何せ国が大変財政的に厳しいといふことで、一般会計を通じて出すといふことはとても財源手当てができないといふことでございまして。しかし、結果としては、私どもとしての主張を実質的に入れるといふかつかうになりまして、とりあえず二千九十八億は交付税特別会計で借り入れる。しかしながら、その償還については全部国が責任を持つて返します、負担をいたしますといふことでございまして、その意味では実質的に確保されたといふことでござい

ございます。

片や、いろいろとやりくりをしたと御指摘でございまして。確かにそういう形にはなつておりますが、五十七年度の地方交付税全体の原資としては、御承知のように、三税の三二%分の九兆二千三百億円余りと、臨時特例交付金に相当する千九百八十八億円と、それから返還金二十八億円を合わせますと、九兆四千四百三十五億円、これが原資として見込まれたわけでございまして。しかし、先ほど申し上げましたように、いろいろと歳出等についても抑制基調に立つて合理化を図つていくといふことで収支を見通しました結果、交付税総額は九兆三千三百億円あれば何とか地方財政の上に支障が生ずることはないといふことでございまして、千三百三十五億円というのは、むしろ中長期的な地方財政の健全化を図るという観点から、五十七年度においてはこれは減額をいたしまして、交付税特会借入金償還が始まる五十九年度以降の地方交付税に計算するといふ方が好ましいことである、こういう判断に立ちまして減額留保をするといふ形になつたのであります。

見方を変えて申し上げますならば、一つの方法として交付税特会の借入条件を変えて、五十九年度以降に送り込んだわけでございまして、本来、前の条件のままであつたとするならば、多分五十七年度においても二千五百五十億ぐらいの返還が、地方の負担だけでも二千五百五十億ぐらいのものがあつたはずでございまして。そういうことを送り込んでおるといふことなども頭に入れて、むしろ五十九年度以降に若干回した方がそれは相対応することにもなるだろうといふような配慮もあつたことも事実でございまして。

そういうことあれこれ勘案しました結果、いささか一般にはわかりにくい形ではございましてけれども、必要なものは確保する、そしてまた、中長期的に見て一番いい方法は何であらうかといふことで今回のやり方をとつたわけでございまして、私どもとしては、いろいろな意見がございまして、けれども、いまの地方財政全体の中では、中長期

その二つをお伺いしたいと思います。

○政府委員（矢野浩一郎君） 御案内のように、今回、五十七年度の地方財政収支が一応の均衡を見たということでございますので、従来から交付税の基準財政需要額にかえて地方債で賄ってまいりました財対債の措置を行わないことにしたわけでございます。したがしまして、この分につきましては基準財政需要額に振りかえていくわけでございしますが、ただ、御承知のように、起債で財源措置をする場合と交付税の基準財政需要額で財源措置をする場合には、その方法の上で違いがございます。起債の方はきわめてもう具体的にそのものず

ばりでございますが、交付税の方は、たとえば單位費用において標準的な事業費としてこれを算入するといふふうな方法がかなり使われております。今回、この振替に当たりましては、そういった点のやっばり変動が出てくる。

財源対策債というのは大変異例なことではございますけれども、何分にも昭和五十年以来もう七年前にわたって現実の地方団体の財政運営の上ではなじんできたことではございますので、その点を考えまして、地方債計画の上では特に一番問題になりますのがやはり市町村農業基盤整備等の事業、これは昔は交付税だけで見ておりましたものを、五十年以降、起債——財対債で見ることになつてきたわけでございますが、したがって、これを今度は交付税に返すということになれば起債はゼロ、こういうことになるわけでございますが、それではなかなかやっばりやれないという点がございまして、そこで、地方債計画の上ではそれを調整する意味を持ちまして約千二百五十億ほどこれを見込んでおるわけでございます。したがって、直接に單位費用なりあるいはいわゆる事業費補正という方法を用いて基準財政需要額に振りかえますのが五千六百五十億、これを振りかえておきまして、そして、その算入の状況を見まして、現実にはそれで対応できないところにつきましてはこの千二百五十億を使って調整をしていく、こういう、何といひますか、いわば経過の暫定的な手法を使わなければ現実の財政運営というのはいさや見合つていかない、自治体に即しないといふことで、そのように措置をしたいと考えておるところでございます。

○山田議員（それじゃ、その千二百五十億ですが、これはほとんど全部が農業基盤整備事業用であるといふふうに考えていいですか。）

○政府委員（矢野浩一郎君）全部が農業基盤整備用ではございません。それ以外につきましてもいま農業基盤整備事業を申し上げましたのは、これはもう一番極端な例でございまして、ほつておけば起債がゼロになるわけでございます

が、それ以外のものにつきましても起債の充当率がやっばり大きく下がるわけでございます。その下がる部分についても若干調整の必要があるかと思ひますが、農業基盤整備事業はこの千二百五十億の中のかんりの部分を占めることにならうかと思ひます。特に市町村の場合がこの変動がやっばり大きいと考えられますので、交付税の方の振替によつて、現実には算定されました状況、これは八月にならないとわからないわけでございまして、それを見ながら調整率として配分をしていくということにしたいと考えております。

○山田議員（よくわかりました。）

その次に、道府県あるいは市町村というふうなところでやつております地方公営企業に対する繰出金を的確に算定するために、基準財政需要額のいわゆる経費の種類のところは地方公営企業償還費を入れる、こういうお考えはできないでしょうか。

○政府委員（矢野浩一郎君）地方公営企業の経営のかんりの部分が起債によつて行われておる、特に各種の施設をつくつてまいります場合には起債によつて行われるわけでございしますが、この起債の償還に要する財源は、公営企業の原則によりまして本来的には独立採算制、料金等で賄うというところでございしますので、やはりその原則によるざるを得ないわけでございします。

ただ、地方財政計画の上でも繰出金を、つまり一般会計からの繰出金を見ておることでもおわかりのように、それらの償還金の中にはこれは一般会計によつて負担すべき部分というものがあつるわけでございします。たとえて申しますと、下水道の施設整備に当たりまして、下水道の施設については家庭から排出される汚水の分とそれからいわゆる雨水の分、この両方を下水道施設は受け入れるわけでございします。汚水の部分についてはこれはやっばり料金でもつて賄つていくということでございします。これは一般会計によつて負担すべきものじゃない、したがつてまた交付税の中にも算入すべきものでないかと考えておりますが、雨水

の分、実はこちらの方が大きいわけでございします、約七割でございします。これにつきましては、これは料金にはね返すわけにいきませんので、そこで、いわばその公債費相当分を繰出金として一般会計から入れる。と同時に、交付税の方では基準財政需要額、下水道費の算定におきまして、これに見合う部分を中に算入をしていく、こういう方法を使つておるわけでございまして、御指摘のように、一般的に公営企業償還費というふうな費目を交付税の上で立てるといふことは、私どもとしては交付税全体の体系の中からはなかなかものであろうか。仮に償還費を見るときは、私どもも、いま下水道の例で申し上げましたような形で公債費を、一般会計で見るべきものを算入していく、これはやつておるわけでございしますので、その点で御理解をいただきたいと存じます。

○山田議員（次に、單位費用の問題でありますけれども、これは御承知かどうかわかりませんが、名瀬の市議会で、この中に行政財政策専門委員会というのがあるようですが、これが地方交付税について一種の報告を出しているわけですか。その報告の中で、とりわけこの單位費用について、現在の單位費用というのは、つまり「合理的、且つ、妥当な水準」といふことになつていないんじゃないか。住民生活と自治体行政の現実から出発して決められていないんじゃないか。むしろその決まり方が、交付税財源の伸びの範囲内で單位費用をどこまで伸ばせるかとかあるいは政策的に伸ばさなきゃならぬ費用はどうかというふうな、そういう観点から逆算をして決められていないんじゃないか。ですから、行政の実態と合致してないといふことを名瀬の市議会の専門委員会が指摘しておられます。これは名瀬の市議会が言われるまでもなく、私どももそういうふうな感じにならぬわけでありまして、この辺について、この單位費用の問題について、果たして合理的かつ妥当な水準といふことになつていないと思つていらっしゃるかどうか、この辺について御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員（矢野浩一郎君）交付税の算定の基礎になります基準財政需要額の内容あるいはその要素の一つでございしますところの單位費用の内容について、やっばり地方団体からいろいろ御意見のあること、御指摘のとおりでございします。端的に申しますと、交付税の單位費用、したがつてそれによつて算定されるべき基準財政需要額をどのように決めるかといふことは、先ほど市議会の御指摘のあつたように、交付税の枠の中で逆算して決めるのではないかと、こういうお話でございしますが、私どもの方から言わせていただきますと、交付税とそれから基準財政需要額のもう一つの要素を占めますところのいわゆる基準財政収入額、この二つを合わせたものが基準財政需要額になるわけでございします。この基準財政需要額がどのような額であれば合理的かつ妥当であるのかといふことは、結局地方財政計画における歳出の中身、これをまず基本として決めてくるわけでございします。

地方財政計画は、そういうことで、もし歳出に対して歳入が足りないれば何らかの措置をした上で財源不足を埋める、たとえば交付税をそのために特例をもつて増加させて穴埋めをするということをするわけでございしますので、それをブレイクダウンするものがすなわち基準財政需要額であり、單位費用であるわけでございします。ただ、地方財政計画はきわめてマクロ的でございしますから、個々の地方団体の現実の無数の行政需要に応じてきちんと一つずつ積み上げるといふことがなかなかできないわけでございまして、その点では現実の社会経済情勢の進歩に伴つて行政の中身の变化に必ずしも即座に対応していけないという点にはあつると思ひます。私ども、そういう点につきましては、單位費用の改正等に当たりまして、毎年度各地方団体、市町村の場合には地方課を通じて常に意見を聞きまして、どういふ点が最近問題になつてくるのかといふようなことをいつもしんしゃくをいたしまして單位費用をつくるように努めておるわけでございします。

いろいろ御意見のあることは私どもも十分承知し

ておりますので、今後ともその点についてはできるだけ適切な合理的な水準で算定をするよう、努力を怠りません、かように存じます。

○山田譲君 確かに無数にあるいろいろな行政需要に對して、一々単位費用を全くその実態に合うようにやれというところの方がなかなかむずかしい話だとは思ふんですけれども、この名瀬の市議会あたりが言っていることは、やっぱりそれなりに実際にやっておられる人が感じてわざわざこいう意見書を出されたのではないかとこいうふうに思っています。ですから、今後ともこいう自治体の実際に自治行政に携わっている人たちの声もよく聞きながら、できるだけその実態に合うような単位費用を検討していただくようお願いをしておきたいと思ひます。

それから、これはやや跳びはねた議論になりましたけれども、借入金というふうなものは毎年交付税の中にはつきりと明記する、こいうのが筋じやないかと思ふんですけれども、こいうのが筋かこいうことと、この際、ひとつ思ひ切つて国税収納金整理資金から、一般会計なんか通さないで、直接交付税と譲与税の特別会計、これに繰り入れることを考えたいかがか。どうも一般会計を通るものだから貸すとか借りるとかやこしい問題になる。そんなことをしないで直接やるこいうことをどうして考えていただけないか。この点についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳郎君) 御指摘のございましたように、交付税法におきましては、こいういった交付税特別会計における借入れについては、一応国とこいう関係にあることは書いてあるわけでございますが、額そのものは特別会計で借りるもので、それから、特別会計法の方に書いてございまして、それを通じて全体の姿がわかるようになっております。

ただ、おっしゃいました意味は、さつと交付税法を見たときに、数字そのものがさつと整理されたかこいうで出てないこいう点で見にくいこいう御指摘であらうと思ひます。こいういった点、交

付税の借り入れ等がどうなつておるかこいうことはあるいはもう少しわかりやすい整理の仕方が要るであらうと私も思つております。できるだけ何かさういふ資料が必要であれば配付するとか何か考えたいと思ひますが、法律のたてまえとしては特会で明記するこいうことで相まつていけると、こう思つておるわけでございます。こいうことでございしますが、なおいい方法があるのかどうか、こいういった点は検討はいたしたいと思ひます。

それからもう一つ、一般会計を通さないで特会へ直入したらどうかこいうたようなお話がございしました。これは国税収納金整理資金から直接交付税特別会計へ繰り入れるこいうことは、まさに地方交付税が地方の固有財源であるこいうことをより明確にするこいう趣旨でございしようし、そのことについてはすでに地方制度調査会等からも答申がございします。私もこいまでも国の財政当局との間においてたびたび議論もつてきた問題でもございします。どうも一般会計を通じてやるものだから、これは一般の補助金等と間違つて、非常に地方財政経費がふくらむふくらむこいうような感じを与えてしまふこいうこともございします。こいう意味で、私もこいまでも大いに関心を持つておるわけでございます。御質問の趣旨は十分理解できるし、また、こいまでもこいまでも思ふのでございしますが、一方、こいままことをした場合の地方財政への影響、たとえば交付時期をどうするか、ある時期において、まだ年度当初は直接入つてくる額も非常に少ないわけでございますから直ちにこの配分がでないこいう問題とかいろいろございします。こいまま種々の問題点を含めていろいろ検討をしなければならぬこいうことで今日になつておるわけでございますが、御趣旨の点は十分わかるわけでございますが、なお一つの議論として慎重に検討をしていきたいと思ひます。

○山田譲君 まあこの問題は古くて新しい問題であるわけですが、ひとつ今後とも検討して

いただきたいこいうふうに思ひます。

交付税の最後に、これはぜひ自治大臣にお願いをしたいと思ふのですけれども、さつと聞いておられておわかりになつたかと思ふのですけれども、この交付税法こいうのは非常にわかりにくい法律じやないかこいうふうに思ふのです。普通の常識を持つた人間にしてもわかりにくい。やっぱりよほど権威のある人でない、自治省の皆さん方しかわからないような法律であらうこいうふうには思わざるを得ないのです。ですからこの交付税法そのものをさつとすっきりした形にするこいうことは考えられないか。非常に複雑怪奇で、交付税法を一度読んでみてもなかなか、それじやうちの自治体には幾らもえらんどうかこいうことがわからぬ。こいうこいうふうなことで、恐らく大臣も一度聞いただけでは、どこで貸してどこで借りたとか、いつ返すとか、この問題はわかりにくくないんじやないかと思ふのですね。ですから、大臣だつてさつとわかりやすい法律の方がいいと思つていらつしやると思ふのですけれども、自治省の皆さん方しかわからないようなこいう法律じやなくて、一般国民にもさうさうわかりやすいような法律に変えるような方向でやるべきじやないかこいうふうに思ふのですが、大臣、この点いかがでしよう。これはぜひ大臣にお伺ひしたいと思ふのです。

○國務大臣(世耕政隆君) 交付税の問題、いつも議論になるとございしますが、私も法律はよく読んでおります。ですけれども、国全体の財政事情とかいろいろありまして、こいうことでその都度その都度議論されるこいうのでございしますが、まあいろいろ複雑な状況があるためにさうさかつとした、はつきりした、輪郭のうんとはつきりしたものにさうなかなかにこいう点で、われわれもさつきりした形は望むこころでございしますが、なかなかさここまで行き切れないこいんな状況があるこいうふうに判断しておるものでござい

ます。○山田譲君 私が言いたいののは、最初で来た当時

に比べてますます複雑怪奇になつていくこいうことなすね。とりわけこいのように財政再建こいうふうな問題が絡んでくると、ますますもつてそこが複雑怪奇になつていって、一体地方財政は均衡しているんだか均衡していないんだか、借金があるのか、返さなければならぬ金があるのか、あるいは貸している金があるんだこいうことすらわからないこいんな状況になつてくる。ですから、こいままいけば、交付税そのものがいよいよもつてその複雑がさらに複雑を生んでいくこいうふうなこころでいふこころから私は申し上げたわけだす。大臣、その点いかがでしよう。

○國務大臣(世耕政隆君) これは議員御存じのよう、国際経済とか日本の財政状況が二十年前あるいは十年前と非常に異なつてスケールも大きくなると同時に、内容がいろいろ複雑化してまいりまして、そのために財政全体の状況がいろいろなふうな形になつてきているこころに、地方交付税その他の割り込み方、枠がどういふふうになるかこいうことが一番基本の問題になるとこころでございまして、これは財政状況は全体としては非常に複雑怪奇にふくれ上がつてきておりまして、これはもう財政全体のあらゆる面を言えるこころでございしますが、これが必ずしもいいとは言えないので、私もやはり状況に應じながらこの地方交付税全体をもつとすっきりした形で地方財政計画の基礎になるように役立てていきたいと、こいように念願しているものでございします。この状況において、これは御指摘のようになつてくるとこころでこい解決していかねばならぬものと考へております。

○山田譲君 何かますますわかりにくくなつてきた、そんな感じがしてさういふがさういふのですから私は申し上げておるわけだす。ですから先ほど私申し上げたように、この借金はさつと法律に明記する、あるいは一般会計なんか通らないで直接地方へ配分するこころに、こいうこいふこころにすればこれはもうさういふ明瞭、だれが

見ても地方財政はいま幾ら借金がある、幾ら貸してある、あるいはまた、ストレートにこつちへこられるというふうなことがわかるようになるわけですから、まあそう単純にいかないにしても、ひとつぜひそういう方向でやっていただきたい。何か意識的にわざとますますわかにくくしているような気がして仕方がないんです。

その次に、やや観点を交えて、関係がある問題だと思ひますからお伺いしておきたいのですが、これは地方自治といゆる委任事務という問題であります。

最近、よく地方の時代というようなことが言われる。これは地方で議員さんが立候補するときには、いまや地方の時代でありますというようなことを必ず言われるわけです。自治省はそんなことを言っているとは思ひませんけれども、そういう地方の時代ということが盛んに言われるようになったということは、それなりに意味のある言葉だと思ひますけれども、自治省としては、言われておるところのこの地方の時代というものは一体どういふものであるか、どういふふうな理解をしていらつしやるか。この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(砂子田隆君) 地方の時代と申しますのは、こゝ二、三年前から大変あちこちで提唱されてまいりました。御案内のとおり、一番先に神奈川県知事さんが「地方の時代」ということをおっしゃったわけでありまして、基本的には、地方が自分で考えたことを自分で執行できるということが基本にあるんだと、しかも、地方におけるいろいろな創意工夫というものが現実に住民の行政の中に生かされていく、そういうものが地方の時代であらうというふうな思ひ方があります。

そういう意味では、現在いろいろな形で地方分権の推進でありますとか、国、地方を通じます行政事務の再配分でありまして、そういうものが、少なくとも地方の時代に沿うような形で解決されていくということが大変望ましいと思ひております。

○山田譲君 そういう観点から考えまして、いわゆる委任事務というものが非常に多いと言われている。俗に七割ぐらいは、実際自治体でやっている仕事のうちそのうちの八割は委任事務じゃないか。もちろん委任事務ですから機関委任もあるし団体委任もある、こういうふうなことになるわけですが、これは、いまおっしゃられたような地方の時代が地方の仕事をやっていくというのとちよつと違つて、自治体が国の仕事をやらされるという形になっているわけで、それがしかも分量が非常に多いということになりますと、それといふ言ひた地方の時代というふうなことの関連はどう考えればいいのか。

もう一つここで伺ひたいのは、自治省としては、いま私七割と言ひましたけれども、自治省としては、大体どのくらいが委任事務になっているか、そのところと、その考え方を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(砂子田隆君) ただいま申し上げましたように、住民の創意工夫が生かされる行政がなされるということが基本にあるわけでありまして、もともと地方自治自身は、住民に身近な仕事というものにつきます。住民の意思を反映させながら、身近な地域におきまして公共団体が自主的あるいは自律的にこれを行つていくというのが基本であらうと思ひます。

ただ、そういういろいろな仕事の中に、住民の身近で行う方が望ましいのであるけれども、国全体から見ますと、ある一定の基準なりあるいは統一なりをとるといふことが必要な事柄もある。しかし、そういうものがありまして、先ほど申し上げましたように住民の身近で行われ、民主的に行われるということから言ひますと、選挙で選ばれた公共団体の長に委任をして、実態に合ひながらやつていく仕事というののもまたこれが大変あるだろうと思ひております。そういう意味で機関委任事務といふのはある意味ではやむを得ない仕事の一つの形態であらうと思ひております。この問題につきましては、もう御案内のとおり、

地方制度調査会におきましてもずいぶん議論をされました。地方公共団体の行われる行政というのは、事務の性質から見て望ましいものであれば、積極的に公共団体の方にむしり移譲していくべきだといふ議論がなされておりますし、私たちがもつておりました。そういう点で、各省との間で、いろいろな仕事が出てまいりますときに、あつた限りそういう方向へ持つていくと思ひておりましたので、今後ともそういう方向で検討していきたいと思ひております。

御案内のとおり、いままたとえば機関委任事務の数というのは、地方自治法を最近改正をいたしておりませんので非常に申しわけないのですが、四十九年に改正を提案をいたしましたときに、機関委任事務の件数からいへば五百二十二ほどござい

ました。その後、機関委任事務が三十ほどふえていたのだらうと思ひます。これは法律の件数のような形で載つておりますから相当な数であります。が、自治省自身として機関委任事務を精細に調べたことはございせんが、一般的に事務の流れから見てみますと、府県においては大体七割ぐらいが機関委任事務ではなからうか。市町村におきましても三割が四割ぐらいはやはり機関委任事務といふのがあつたやなからうか、そう思ひております。

○山田譲君 いまあなたは何か委任事務と言へば全部知事といふようなことを言われたけれども、当然委任事務ですから、機関委任以外に団体委任もあると思ひますね。自治法で言う、別表に書いてあるようなやつが形式的に言へば恐らくあれが機関委任であり団体委任である、そういうふうになると思ひますけれども。

そこでお伺ひしたいのは、そういう状態を、いま七割とおっしゃつた、市町村の場合は三割から四割といふふうにおつしやいましたけれども、それは機関委任といふことになる、団体委任事務はもつとあると思ひますね。そうすると、国の事務、団体委任が機関委任とは別として、いずれにしても国の事務を地方がやらなやならない。

そうなりますと、むしろ地方自治体本来でやるべき仕事というものがそちらの方からもう犠牲になるといいますか、圧迫されていくんじゃないかと、いふようなことも考えられるわけですね。

しかしそれはいふものの、国の事務といつても、国民であると同時に地域住民でもあるので、国の法律をそのままやることについては、国民の側から見れば、これはこういう事務だからどうだとか、団体委任事務はどうであるとか、そんなことを考えながら事務をしているわけじゃないと思ひし、受けとめているわけでもないと思ひます。

ただ、自治省にお伺ひしたいのは、たとえば厚生省なら厚生省が法律をつくらうとする。その中で一つの事務を、これを都道府県にやらせるといふふうな書くかあるいは都道府県知事に、機関に委任するといふふうな書くか、その場合に当然自治省に相談があると思ひますけれども、これは団体委任にしてくださいとかこれは機関委任にしてくださいとかいふ、そういう一つの基準はどこにあるかといふことをお伺ひしたいんです。

○政府委員(砂子田隆君) まあ機関委任事務にするか団体委任にするか、あるいは一般的に公共事務として行われるかといふのは、そのときのいろいろな政策判断が私はあるだらうと思ひます。

一般的に、機関委任事務にするといふことを各省が申します場合には、その事務について国がやはり指揮監督権を持つていたい、言うならば知事に対して何らかの意味で管理執行の上から制約を加えると思ひますか、そういうことを考えている事務、そういうものにつきます。一般的に機関委任事務とするといふのが各省の考え方であらうと思ひます。

私たちの方は、そういうものにつきますけれども、そういうことまで至らなくてもいいではないか。と申しますのは、先ほど団体委任事務の話を申し上げませんでしたのは、御案内のとおり、団体委任事務といふのは、事務自身は公共事務よりも若干国の関与が強いと言へば言えますが、別表の

り二なりに掲げてあります仕事をこらんといたたいでもわかりますとおり、実際これは公共事務なのか団体委任事務なのかというのは大変わかりづらい。むしろ私たちはこれは本当は分ける意味合いが余りないだろうと思っておるからそう申し上げておるわけですが、そういうふうな団体委任事務を考えますと、やはり全体的に見まして、私たちの方は、国が機関委任事務であろうと申し上げてきて、それはやはり国体委任事務の方がいいんではないかということ言いつつながら事務の調整をすることがございます。そういうことがうまく各省に説得ができました、納得いただいて相談をすることもございます。あるいは各省としては、どうしてもその事務だけは放せない、どうしても指揮監督をしたいんだということであれば、どうしてもやっぱりそれは機関委任事務になつてしまふ。そういう形の成り合いからできているというふうな思っております。

○山田謙君 非常によくわかりますけれども、国の立場といえますか本省の立場から言いますと、やっぱり知事に機関委任することの方が仕事しやすい。一種の国の機関をそこにつくことになるわけだから、だから何か仕事をさせようとしたら機関たる知事に委任する、こういう方がやりやすいだろうというふうな思ふんです。しかし、それを余り伸ばしていきますと、今度はきわめて中央集権的になっていく。選挙でもって当選した知事が、当該自治体のことをやるよりも、むしろ国の一つの、たとえば労働基準局長というふうなのと同じような形で、仕事をやらされるということになりますと、これは非常に中央集権がますます強くなつていって当該自治権がえつて侵害されるような結果になっていきはしないか、こういうおそれがあるわけです。ですから、やっぱり機関委任事務というふうなものはやたらにふやさないようにした方がいいんじゃないか。国の側から見て中央集権的にやろうと思うとこれは機関委任の方がいいと思うんですね。

委任といつたって知事はかりでなくて、たとえば行政委員会みたいなものがあるわけですね。労働委員会であるとか、人事委員会であるとか、監査委員会であるとか、選挙管理委員会であるとか、こういったものがある。そういう機関に委任する仕事も法律で当然決まっているわけですから、その場合に、まあ知事の場合は首を切るというふうな方法があるようだけれども、ほかの行政委員会についてはどういふことが考えられるか。

そしてもう一つは、団体委任の場合に、その当該団体が、たとえば国の法律をもつて施設を各都道府県でつくらなさいいけなさいと決めて、ところがその都道府県がつからなかつた場合にこれはどうなるのか。そこら辺をちよつとはつきりと教えていただきたいと思ふんです。

○政府委員(砂子田隆君) 御案内のとおり、一般的に地方自治法の規定の中には、いまおっしゃられましたように、マンデー・マス・ブローディー・グと申しますか、職務執行命令がかかる部分がございます。それは一般的に国の事務をやつております知事なり市町村長に對してかかることになるわけでありまして、行政委員会に關しましては、地方自治法の中でこれを主務大臣が指揮監督する規定はございません。ございませんとしうよりも、むしろ個別の法律の中において、たとえば教育委員会について文部大臣が指揮監督をするのでありますとか、そういう規定はございます。正規の処分に違反してやつたときどうなるかという規定は、実は地方自治法の中では市町村長が機関委任事務をやつたときの知事の権限としてございまして、あるいは選挙管理委員会の仕事の中で、都道府県の選挙管理委員会が市町村の選挙管理委員会を指揮監督する形において、もしも間違つたことを市町村の選挙管理委員会がやつた場合には処分取り消しとかそういう規定はございますが、その他の委員会につきましては、地方自治法の中には規定がないわけでありまして、先ほど申し上げましたように、むしろそれは各

法の中にございまして、教育委員会であれば地方行政に關する例の法律の中にございまして、労働委員会では労働組合法の中にございまして、御案内のとおり労働組合法の中にございまして、そういう形の中で各大臣にその指揮監督権が与えられておりますが、一般的に処分取り消しというものは、私が存じている範囲内では、いま申し上げました選挙管理委員会の問題と労働委員会の問題ぐらいではないかと思つております。取り消しというものは、決定権を持つていて現実にやつていくという形の調整なりあつせんなり、そういうきわめて強い力を持つていて、そういうことをやるのはどうも選挙管理委員会と労働委員会だけではないかというふうな思つております。

○山田謙君 労働委員会については別に処分権限なんかないでしょう。労働委員会が調整機能と司法的機能がある、司法的機能があつて、不当労働行為の命令を出した場合に、それに対して不服があれば不服のある人が中央労働委員会に申し立てる、こういうことはありますが、あつせん、調停、仲裁というふうなことを労働委員会がやつた場合に、それを中労委がこれはいかぬとかやめろとか、そんなことを言う権限は全然ないわけですね。だから、必ずしもそういうことではないと思ふんです。

ただ、知事の場合と行政委員会の場合がそういうふうな違ふということ、先ほどお返事いただきましたけれども、団体がやらなかつた場合どうするんですか、委任事務について。

○政府委員(砂子田隆君) 団体委任事務に關しましては、地方自治法の中ではそういう規定はございませんので、一般の公共事務と同様に取扱つております。

○山田謙君 まあそういうことですが、私の申し上げたいのは、地方自治法そのものは一応機関委任事務を認めてはいるものの、やはり非常にこの自治権というものを地方自治法は非常に高く考えていると思ふんですね。ですから、たとえば委任事務であっても、知事の場合は一応別としても、

当該自治体の自治権というものを非常に尊重した結果、あのような地方自治法ができていふんじやないかと思ふんです。そういう意味から言ひましたも、中央官庁としては機関委任事務をふやしたいでしょうけれども、やはり自治省あたりがひとつがんばつていただいて、そうめつたやたらに機関委任事務なんかつくらないように考えていただきたいと思ふんです。

それから、いまの委任事務という問題に關連して、この前もお話出しましたけれども、先日、山形県の金山町で、つくつた情報公開条例、これについて、委任事務の關係は、機関委任について本省の了解をとらなさいやないというふうな、本省といひますか、大臣の了解がなければ出せないというふうなことを言われました。そうすると、団体委任事務についてはどうですか。

○政府委員(砂子田隆君) いまお話がございましたように、先般申し上げましたのは、一般的に文書の管理と申しますか、そういう面から見ますと、情報というものを公開していくというのは固有事務だと思つておる、団体事務につきましても機関委任事務にしても同様でございます。ただ、機関委任事務の處理に關しまして、もととくに指揮監督権があるものですから、それで指揮監督権を何らかの意味で行使すればその機関委任事務について公開ができなくなるのではないかというふうな考へているということ申し上げたわけでございます。

○山田謙君 これは自治省に聞くべきことではないかもしれませんが、いまの条例に關連しまして、實際問題として、だれかがこの情報を提供してくれ、見せてくれと、こう言つてきた場合に、これが機関委任事務であるかどうかなどというのはいくらわからないとは思ふけれども、たとえば機関委任事務であつたからといって、それを一々所管の大臣のところにお伺いを立てて、これは公開していいですか、悪いですかなどということは言うのは余りにも現実的でないように思ふんですね。そうしますと、一たんすべてのものは全

部公開してしまふ、原則的に。そして、その後で何か問題があればやっぱり所管大臣が注意をするというふうなことはあるでしょうけれども、やはり一々所管の大臣の許可を受けた上でなければ機関委任事務については公開できないというのは余りにも現実的でなさ過ぎるように思ふんですけれども、そこら辺、どうでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) 原則的には全くそのとおりだと思つております。ですから、住民側から申し上げますと、機関委任事務といえども一般的には、それは固有事務だから請求しますとか、固有事務でないから請求しませんなどということをして住民は考えてはいないだらうと思ひます。ですから、そういう意味では、一般的にはそういうものがあつて、何もなければ機関委任事務であらうが全部公開されてしまふというのが原則だと思つております。ただ、そういうことをやらねば困ると、こうおっしゃるなら、具体的にこの事務をやつちや困るということ国が初めから注意をしないやいかぬと思つておりました。一々これは出していいでしようかということ公共団体が国に聞く必要は私はないんだと思つておりました。

○山田謙君 それでは次に、給与の問題に入りたいと思ふんですけれども、いろいろ問題がありましかつてもききょうは全部やる暇はありませんから、少ししほつて、いわゆるラスパイレースというやつですね。何か、聞いていますと、ラスパイレースでやったんだから絶対間違いないと金科玉条みたいににおっしゃる。だけれども、果たしてそんなに精度の高いものであらうかどうか。自治省の中でも、このラスパイレースの指数を算出するに当たつて、これは自治省の資料の中に書いてある言葉ですが、ラスパイレース指数の算出に際しては、同時にパーシェ指数も行って、両者の値の開きの程度についてのチェックをしている。というふうに書いてある、自治省が書いたものの中に。そうしますと、いわゆるラスパイレースでもつてこうだ。ですから、この県は高過ぎるか、この県はそれよりも若干低くなつてゐるか、こういう言

い方をされて、それはラスパイレースでもつてやつたんだと言つてゐるけれども、ところが自治省自身が認めておられますように、同時にパーシェ指数も行っておると、こういうふうになつてゐる。そうして、しかも非常にわかりにくいのは、両者の値の開きの程度についてのチェックをしてゐるということをやつてゐる。そうすると、恐らくパーシェ方式でやつた場合と値が違つてゐるだらうと思ふんですね。これは当然だと思ふだけけれども、そうすると、その値の開きの程度についてのチェックをしたというのは一体どういう意味か、そこをどうやってはつきり教えていただきたいと思ふんです。

○政府委員(大嶋孝君) 御指摘のように、地方公務員の給与水準につきまして、地方公共団体の基幹的な職種でございまして、一般行政職、これに属します職員について、学歴別また経験年数別にラス方式によつて国家公務員との比較を行つておられます。このラスパイレース指数と言ひますのは、国とそれから団体との職員構成の相似の程度あるいは職員数の多少によりまして、その反映の正確さの度合いは若干異なるというふうな考えられますけれども、その団体の給与水準を総合的に把握する指数としては、私は十分使用にたえ得るというふうな考へておられます。

そこで、いま申し上げましたようなことでラスパイレース方式によつて指数を出しておりますけれども、同時に、当該団体の職員構成で比較をいたしますパーシェ指数、これでチェックをしておるといふことでございまして。このパーシェとラスの指数の差というのはそれほど大きいものでございませぬ。給与制度あるいは運用状況の検討に資するといふ目的から見ました場合にはラスパイレースで十分反映しておるといふふうな考へております。

ちなみに申し上げますが、五十六年四月一日現在、地方公共団体の給与水準をラスパイレースで申し上げますと一〇六・七ということになつております。これをパーシェで出しますと一〇六・一といふこととございまして。都道府県におきましては、これが一番開きが大きいと申しますか、これがラスで申し上げますと一〇六・七でございしますが、パーシェで出しますと一〇五・八というふうなことでございまして。指定都市につきましてはどちらで出しましても一〇一・〇という結果が出てまいります。このように全体で比較をいたしますとコマ以下の差が出てくるということ御理解をいただきたいと思ひます。

○山田謙君 そうすると、この値の開きの程度についてのチェックをしてゐるということ、いま言つたように、パーシェでやつても結果的に値の開きが大きいたことはなかつた、こういうことで、特別なチェックをしたということ、チェックはしたけれども大して違いはなかつたからラスパイレースそのものを使つた、こういうことですか。

○政府委員(大嶋孝君) いま申し上げましたように、ラスの指数で十分給与水準というのあらわし得るといふふうな考へておられますし、また、二つの指数をそれぞれ用ひますとかえつてまた混乱をすることゝもございまして、ラスで代表させておるといふことでございまして。ただ、個別の団体に参りますと、開きがこれほど小さくはなく、もうちよつと大きいところも出てくるかと思ひます。

○山田謙君 これは、私これ以上言ひませんけれども、そうなれば、やつぱり全体としてはさつき言つたような点でそう大差はないにしても、少なくとも大体ラスの方が高く出ているといふこと、パーシェとラスパイレースがかなり値が開いてゐるところがある。こういうふうな話になりますと、ラスパイレースだけでもつて高い低いとかという議論をされるのではちよつと片手落ちではないか。やつぱりラスとパーシェの場合にはこうですといふふうなことをやつたつて別にそこに混乱は生じないといふふうな思ふんですね。その点いかがでしようか。

○政府委員(大嶋孝君) 私どもが個別的に指導を申し上げると申しておりますたとえば百五十三団体等につきましては、相当給与水準が高いわけございまして、これらにつきましては、いずれを用ひましても何ら私は問題はないといふふうな考へております。

先ほどちよつと申し上げましたが、町村の場合で申し上げますと、ラスで言ひますと九八・八、パーシェで申し上げますと九九・九という結果が出てまいりますので、いずれが高いか低いかわいことは、先ほど申し上げましたように、全体の水準としてはコマ以下ということになりますので、いろいろな数字を用ひずに一般的に用ひられておりますラスパイレース指数というものを使つておるといふことでございまして。

○山田謙君 それからもう一つのラスパイレースについて、これは私の理解が間違つてゐれば直してもらつて結構ですけれども、三つほどちよつと疑問があるわけで、もともと比較が、いわゆる行政職(一)ですね、この職員だけを比較しているんじゃないかといふふうな思ひますが、それではやつぱり不完全じゃないかといふ疑問点が一つです。

それから、国の調査は一月十五日付ですけれども地方の場合は四月一日付になつてゐる。そこに三月の差があるわけですから、とりわけ四月といふのは昇格の時期なんですね。ですから昇格した結果が四月一日に出てしまふとこういうことで、四月一日、一月十五日の間ではかなりの開きが出てきやしないかといふ疑問です。

もう一つは、地方の場合は国の一般行政職にはないような職種もまたかなり多くあるんじゃないかといふふうな思ひますが、この辺はラスパイレースについて私が持つてゐる一つの疑問なんですけれども、この三つについてどう考へればいいのか教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(大嶋孝君) 私どもが一般に使つておりますのは、先ほど申し上げましたように、その地方団体の基幹的な職種でございまして一般行政職、まあ大体これで、その団体の給与水準というのはそれが基本になつておりますので、あらわし

それから、国家公務員と地方公務員の給与の調査の時点が違うのではないかというようなこととございます。御指摘のように、国家公務員の給与実態調査は毎年一月十五日現在で調査をしてございます。しかしながら、これにつきましては、四月に普通昇給がある人につきましては昇給を受けた者ということにしておりまして、四月一日の子定額ということで国家公務員の方は出されております。

○山田譲君 いや、昇格です。昇給じゃなくて昇格の場合です。

○山田譲君　ちよつとそれはおかしいと思うんですけれども、この問題についてはまた改めていろ

第二部 地方行政委員会會議錄第九号

これはもうここでいろいろやりとりするつもりはありまけんけれども、また、もし国とどりにやれと言ふならば、都道府県の人事委員会なんて要らないんでして、だから地方公務員法上のそういう幾つかの要素を考えて、そして当該都道府県に置かれている人事委員会が勧告をする、こういう

○政府委員(大嶋孝君) 国家公務員の給与水準、これは御案内のとおり毎年行われます人事院勧告

そこで、そういった国家公務員の給与水準と比較をするということによりまして、地方公務員法

【参議院】

もちろん、各地方公共団体の職員の給与につきましては、いま御指摘の地公法二十四条に定めます給与決定の原則に従って決定されなきゃならぬということとは当然でございます。その団体の組織なり規模なりあるいは地域の社会的条件といったものに応じて合理的な範囲内において国の制度を修正し、その団体に適したものととして適用するということになるわけでございます。人事委員会におきまして、そういった地域の状況といったものをよく調査をしていただきまして、適正なあるべき給与水準というものを勧告していただきたいというふうにご考えておるわけでございます。

うことを私は言っているわけです。この間も私がここで質問したときに、当時、砂子田局長は、何と

それにしても地方公務員の給与の問題についてはもっともいろいろな場所で私はいろいろ申

○政府委員(砂子田隆君) 定員モデルに關しまして、実は第二次の臨時行政調査会から、公共団体にございます定員について何らかの指針を示すべきだということが示唆されました答申を受けました。それに従いまして、公共団体がどういうふうな定員を定めていくのが望ましいのか、そういうための試案と申しますか目安と申しますか、そういうものを学識経験者の方々にお集まりいただきまして研究をしてまいったわけであります。もともと定員管理というのは、基本的には地方

をされておりますので、各公共団体がどういう形でそれがふえているのかそれを自主的に判断をし

○山田讓君　そうすると、これは単なる目安である、単なる参考資料であると、こういうことです

—

見直し等がなされなければ自主的に、あるいは彈力的な定員管理ができないということも、これは申し上げるまでもないこととさせていただきます。と同時に、いわゆる一般行政管理部門につきましても、定員管理の適正化ということが要請されておるわけでございます。その場合に地方公共団体におきまして適正な定員算定のよりどころが、これが必要になってくるわけでございますけれども、そういったために今回各地方公共団体がそれぞれ置かれておりますいろいろな条件、これに差があることをもちろんな前提としながらも、各団体にとって定員算定の一つの指針と申しますか、目安と申しますか、それになるようにといったような観点からこのモデルを示したというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○山田謙君 この通達の文書を見ますと、必ずしもそれはとれないわけで、前文の方でもって、とにかく国家公務員の場合もやっているんだというふうなことで、国の第六次定員削減計画に準ずる措置を講ずるというふうなことを言った上で、ついでに今度はこういうものをつくったから見直しを行いなさいと、まあ「要請します」という言葉ですけれども。

いずれにしても、そういうことであるとすれば、それはあなた方がおっしゃっているように、この通達がそういうただ単なる参考資料あるいは目安になるものを出しますと、あとは自由にそつちでやりなさいというのとちよつと違ふんじゃないかと思ふんですね。また、普通役所の文書の常識からいいますと、単なる参考資料であるというふうな程度であるならば、わざわざ局長通達なんかじゃなくて部長かあるいは課長の内閣くらいで出しておけば、参考にしなさいと出せばそれでいいことだと思ふんです。これはやはり局長通達で出したというところにはそれなりの重みがあるわけであつて、この文書を見ても事実そういう感じがあらうと出ておられます。その辺で必ずしもあなた方がおっしゃるような単なるそういう程度であるということを疑わざるを得ないんですけれども、

この辺はどういうものですか。
○政府委員(砂子田隆君) それはそのとおり局長通達に書いてありますような文面でございますけれども、もとより定員削減計画に關しましては、すでに先般の閣議でも決定されたこととございまして、公共団体の方にもそれなりの努力をしてほしいということをや要請しておりますから、それなりのことはやはり定員については考えてほしいというのが一つございまして。

それから、後段の方につきましては、いま公務員部長が申し上げましたように、あくまでもこれは第二次臨調が公共団体の全体の定数というのをどういうふうに自治省はやっているのかということがございまして、それに従ひまして、といつて国自身につきましても定数を完全にはきき出してございまして定員法ができていますわけではございません。あれは四十二年に凍結をしたという定数でありまして、どういうふうな算定をしたかということはないわけでありまして、したがひまして、公務員全体に關してどういうふうな定数の算定をするかというもののについての指標がないわけでありまして。

それではなかなか臨調から答申を受けて指導をするといつたしましても何もないではないかということがありますので、先ほど申し上げましたように、学識経験者に集まつていただきまして、どういふふうなこれを見たいのかということを考えてながら一つのモデルをつくつていった、そのモデルというものを一つと大体こんな感じになりますよといふことを一応報告をしていただきまして、それをやはり公共団体が、定数定数といつてうるさく言うけれども、どういふふうにして一体その定数というのをやればいいのかという意見はこれ幾らでも公共団体から来ているわけでありまして、国がそんなにやかましくおっしゃるなら、やはり国自身もそういうものを明示すべきではないかといふことはあります。といつて、国自身がそれだけの公共団体の定数を完全に決めてしまふわけにはこれまいらない。やはり自主的に決めてい

ただきたいというのがございまして。しかも公共団体としてはいろいろな特性がありますから、部門間にみんな平等に人員が張りつくというわけにはありません。ですから、全体的な枠の中でどういふ人間が必要なのかという目安だけはやはりどういふものをつけてやらなきゃならない。そうしますとある一定のモデルを算定せざるを得ない。そういうものを算定をして各公共団体がそれに従つてひとつ自分たちなりに定数をはいてもらいたい、そういうことのための定員モデルというものを示して、そのできたものを一つの目安にしながら公共団体の中でいろいろなことを工夫してほしいといふことで出したわけでありまして、それ以上の何物でもないと思つております。

○山田謙君 よくそちらの気持ちちはわかりました。それで、これについてちよつと聞いておきたいのは、そもそもこれは研究会というんですか、そこではいろいろな専門家が集まつてつくられたようですけれども、その研究会なるものの法律的性格は何ですかといふことと、いつてきて、それから今後いつまで続けるつもりか。それについての今年度の予算は幾らになっておりますか。これをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(大嶋孝君) この研究会は、自治省が地方公共団体の人事行政に關しまして必要な技術的な助言、指導を行う際の指針を得たいといふことで設置しておる私的な研究会でございます。この研究会は、五十六年度の七月に設置をいたしまして、五十六年度、五十七年度の二カ年間を予定をいたしております。

予算につきましては、五十六、五十七年度の二カ年間につきまして、それぞれおおよそ百五十万円程度が計上されておるといふこととございまして。

○山田謙君 そうすると、一種の私的な研究機関である、こういうことでしょうか。
それで、いつまで存続させるかという点の御返事がなかつたんですけれども、百五十万といふのは年間百五十万ですね。

○政府委員(大嶋孝君) 五十六年度と五十七年度の二カ年間で研究を行うということにしておりますので、五十七年度までといふこととでございます。百五十万というのは、五十六年度も五十七年度もそれぞれ百五十万と、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○山田謙君 そうすると、これは五十七年でやめるといふことですか。
○政府委員(大嶋孝君) 五十七年度中からしまして、この前は二十万以上の市、指定都市、都道府県についてモデルの計算方式を研究したわけとございまして、五十七年度につきましては、これをさらに精度を高めるといふことが、それと同時に、また、そのほかの団体につきましても定員算定的方式と申しますか、そういったものについて研究を進めていきたい。一応五十七年度でその研究は終わりますかどうかわかりませんが、いままの予定では五十七年度といふことでその研究を進めるといふことにはしておるわけとございまして。

○山田謙君 何かこれは正式な文書じゃないんですけれども、新聞によりますと、三年ごとにこのモデルについて見直しをしていくなんといふこと書いてありますけれども、そうすると、三年ごとに見直しをするといふのは、それはどなたがやるんですか。

○政府委員(大嶋孝君) まあ三年もたちますと、いろいろまた社会的な情勢あるいは経済的な情勢といふものも変わつてくると思ひます。今回、この研究会でその基礎的な算定方式といふものをつくつて研究をしていただいたわけとございまして、その後の見直しといふことになりまして、これは私どもいふゆる行政的な段階で見直しを進めていくといふことで今後の運用を図つていきたいといふふうな考えております。

○山田謙君 そうすると、その三年といふのはこの新聞報道に間違ひないわけですか。
○政府委員(大嶋孝君) いまのところ一応三年ぐらいたつたところでまた見直しをしなければならぬだ

ろうというふうに考えておりますので、その意味においては報道は間違いないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○山田議員 次に、このモデルのつくり方について、いわゆる回帰式というんですか、回帰モデル方式というやつですが、専門家がいろいろ研究してこういうものをつくられたようですけれども、この回帰モデル方式そのものについて自治省御自身が非常に問題点があるんだということを自分から言っているらしい。地方公共団体定員管理便覧、これは公務員第二課でつくられたやつですね。これ見ますと、「長所と問題点」というのが書いてあって、長所は三つしかないけれども問題点の方が六つもあるというふうにちゃんと出ているわけです。

この六つを読んでみますと、この回帰方式は「あるべき姿ではなく、現状を示すに留まる」、これがまず問題点の第一に挙げてあります。それから二番目が、「事業の内容、事務処理方式等の要因が、現在のところ無視されている」、それから三番目が、「説明変数の選択が難しい」、四番目として、「統計上の相関関係と、理論上の因果関係とは必ずしも合致しない」ということが問題点の四項目。五番目に、「部門別の職員数の分類が難しい」、六番目が、「職員数の少ない部門又は団体に適用するには無理がある」と、こういうことを、これはあなたの方で書いたんだからよくおわかりだと思う。長所については三つしかありません。長所はあえて読みませんけれども、とにかく三つしかないけれども、問題点というのはこんなに六つもあると。

こういうことで、問題点のあるやり方でつくったモデル、これを果たしてそんなにあなたの方は地方へ自信を持って出せるんですかね。

○政府委員(大嶋孝君) 先ほど申し上げましたように、何らかの指針といいますか算定方式が必要であるということをつくったわけでございます。回帰方式というのは、一般的にこれまで用いられてきた方式でございます。それによりまして他の

団体と比較をして、自分のところの団体が適当なものであるかどうかという程度の目安はつけ得るものだというふうに考えております。

いま御指摘のように、確かに職員数につきまして絶対的に何千何百何十何でなくてはならないという数字ではございません。あくまでも相対比較の中においてよそを見比べたときに、自分のところの職員の水準といえますか、職員数の水準といふのがどういふものかということについてめどをつけていただくわけでございます。そういった意味におきましては、十分使用していただけるものだというふうに考えております。

○山田議員 ところが一番大きな問題でね、問題点のトップにありますように、これは「あるべき姿ではなく、現状を示すに留まる」というふうに出てくるわけですね。ですから、一応現状というものを前提にして、この数値でもってはいき出されているというふうに思ひます。

そうしますと、この出されたものはこれが一番いいんだという数字にはならないんで、要するにいま現状をずっと平均していくとこんなものになりますよというだけのことであって、あくまでも相対的なものでしかないというふうに思ひます。いまおっしゃったとおりだと思ひますが、そうしますと、次に出てくるのは、あるべきじゃなくて全体のやつですから、当然それよりも低いところも高いところもあると思ひますね。それは常識的にそう考えざるを得ない。これより高いところあるいは低いところというのは、すでに出てくるんですか、そういう団体は。

○政府委員(大嶋孝君) 御指摘のように、もちろん高いところも低いところもあるわけでございませう。しかし、いま申し上げましたように、絶対にこの数字でなくてはならないというものでございせんので、特に、非常に職員数が多いからといって直ちにどうこうするということにはなりません。各団体が自主的に考えていただいて、また、他の要素等ももちろんあると思ひますので、それらを勘案した上で適正な定員管理というものを図る

ていただくための資料でございます。そういった意味で、多いところ少ないところございませうけれども、各団体につきましてどこがどれだけ多いとかあるいは少ないというようなことを公表するといふつもりも、もちろんこちらの方は持つていないわけでございませう。

○山田議員 いま多いところも少ないところもおっしゃったけれども、ところが少ないところというのはほとんどないんですよ。ほとんど全部が多くなっている。しかも、これは恐らく自治省以外でこんなものを発表するところはないと思うから言わなければならない、新聞だってみんな取り上げて、そしてどこもこの県は何%以上高くなっている、どこもこの県は何%ですと全部書いてあって、これを見た限りでは恐らくこれより低いなんというところはほとんどないんです。

そうしますと、これは恐らく自治省で発表された数字だと思ひますけれども、各新聞全部取り上げて、そして新聞によつてはこれによつて七千人の削減ができるんだということをばきり言っている。そうなりますと、これはやっぱりあなたそんなものじゃないんじゃないですか。これはそれが発表したんですか。ちゃんと新聞もあるし、こういう「地方行政」という雑誌もあるんです。全部書いてあるんですよ。この県は何%高くなっている、この県は何%で、トップは和歌山の五三%が最高だなんて全部書いてある。だから、これはどう考えたって新聞社が計算したものとは思ひえないんです。

○政府委員(大嶋孝君) いま申し上げましたように、個別の団体についてどれだけ人数が多いとか少ないとかいうことを私ども公表しようというふうには考えておりませんが、この算定方式によりましておおよそどういふことになるのかという意味で発表したのでございまして、そういう意味合いにおきましてはその個別の団体についてどうこうということではないというふうに申し上げておるわけでございませう。

○山田議員 それじゃ、低いところはどこですか。

○政府委員(大嶋孝君) 団体名は申し上げませんが、低いところというのが都道府県で十五、それから指定都市で五つ、それから人口二十万以上の市で二十ほどございませう。

○山田議員 これは後で結構ですからはっきり教えてください。新聞社の方にはみんな発表しているから、こちらの方に発表できないはずはないと思ひます。ですから、高いところ、低いところ、これをぜひ教えていただきたいというふうに思ひます。さっき言ったように相対的なものですから当然低いところもあれば高いところもある。大体常識的には低いところと高いところと同じ数にならないうえだと思ひますけれども、とにかく低いところが非常に少ない、こういうことであります。

しかも、新聞の取り上げ方はこれでもって七千人はもう即座に首が切れるというふうな言い方をしている。そういう気持ちでもってあなた方はこれを考えているのかどうか、もう一遍はつきり言つていただきたいと思ひます。

○政府委員(大嶋孝君) 地方公共団体の職員、これは各部門別にそれぞれ配置してあるわけでございませうが、その団体にによりましてどの部門を重視するか、あるいはどの部門で定員の合理化を図るかということ、これはまたいろいろあると思ひますし、また、たとえば仕事にコンピュータで総務系統に仕事が集まると言えれば総務系統の部分はあるということもあらうと思ひます。そういうことがございませうので、各団体でこれを参考にしたがらそれぞれの仕事の流れと申しますか、それに沿つた職員配置というものを図り、かつまた定数の合理化といひますのは、最初申し上げましたように、国が相当部分規制、関与をしておりますので、それらの見直しというものを含めた上で総合的な定員管理の適正化というものを考えていかなきゃならぬというふうに考えております。

○國務大臣(世耕政隆君) 先ほどから行政局長と公務員部長が申し上げたとおりに、地方団体

に対して自治省が定員の適正化ということをか
り以前から言っているまい。じや、定員の基
準というのはあるのかい。と云われると、常
に統計数字の上から出た大体の線というのを持
ち合せていないか。それが現状で、これはつく
らなきやないか。ということで、三年か四年か
やってき上がった。それで、先ほど言われた
ように、これが絶対というのではございませ
ん。大方の基準のようなものを示したわけ
です。

これでは上がってきたとき、私一番最初に見
てもらったんですが、そのときびっくりしたの
は、つまり大変縮小なんです。私の出身の和歌
山県が一番基準に合っていない最高峰でござ
いまして、定員超過の最大でございまして。ど
うも大変ぐあいの悪いことなんです。これを
そのまま各地方団体に絶対こうあらねばなら
ないということになるという地方によって状
況が変わって、つまり、現実と統計数字で
出てきたものによる類推の間というのには
常にある。差があったり実情にそぐわない
点もある。一応の基準というものを示す
方が今後のいろいろな定員の問題やなんか
をやっていくのにも、地方は地方でお互
いにいろいろな反省し合ったりよそのを見
たりしながら比較して、大体の適正化とい
うところをつかむことができる。う、こ
ういう予想のもとに発表をしたという

新聞に発表したのはどが発表したのか知
りませんが、新聞では一番さわりどころ
だけ発表したんだと思うんですが、実際の
状況はそういうことではない。

○山田議員 もう時間になりましたから終
わりたいと思いますが、いざいしても世耕
大臣みたいな人を選ばせている和歌山県
ともあるところがある。定員管理をや
っているとは思わない。ですから大臣、う
ちは五・三%高かったから恥ずかし
かった。絶対に、これで堂々とや
っていい。うように言っていた
だいたいのです。和歌山

県の自治に基づいてそれぞれの仕事
がこれだけ必要だからということ
でなっている。その結果が五・三%
ぐらいいつた。それは大臣、自信を
持つてこれだ。いこうというくらい
なことで、絶対そういう意味の個
別的な、これがこうだからおま
え下げるか、まあ上げろという
ところはない。もしませんが、そ
ういうことはおっしゃらない
でいただきたい。ううんですが、
それはひとつお願いできますか。

○国務大臣(世耕政隆君) 恐らく私は和歌山
県に對しては言わなければなら
ない。日本一になつてくれな
いように言わなければならな
い。慎重な態度で臨んでまい
ります。

○山田議員 わかりました。
これで終わります。

○委員長(上條勝久君) 午前
の質疑はこの程度にとどめ、
午後一時まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時四十分開会
○委員長(上條勝久君) た
だいまから地方行政委員
会を再開いたします。

地方交付税法等の一部を改
正する法律案を議題といた
します。

休憩前に引き続き質疑を行
います。

○大川清幸君 午前中の質
疑でも問題になつてお
りました。地方財政の実情に
對する認識の問題でござい
まして、これが今後の地方
財政運営等に大きな影響を
持つわけですから、その辺
の認識をいたしておきたい
と思つて、五十七年度の地
方財政計画を見限る限り
では収支の均衡がとれたこ
とになつておりました。し
かも国の財政の状況がき
つめて深刻な実情にある。
こういう財政的な面も手
伝つていふと思つて、地方
財政計画の上では八年ぶ
りに地方財政が実質的に
回復したと見る向きもあ
るし、新聞論調なんかでも

地方財源にゆとりが生じてい
るような言ひ方をす
るところもある。ううんですが、
しかし実態は一体どうな
つていふのか。いふことを
はつきりさせないとい
けない。ううんですが、
地方財政の実情について
は実質的な均衡がとれた
のかどうか、この辺の御
認識はいかがでござい
ますか、まず、大臣の御
見解から伺います。

○国務大臣(世耕政隆君) 五十七年度は
収支がびつたり一致したとい
う形がとられております
が、これは、一つは、この
地方交付税の総額が法定
額だけで十分でありま
して、これに増額措置を講
ずることによつて所要額
九兆三千三百億を確保
していること。第二に、
昭和五十六年度の地方
財政対策において交付
税特別会計借入金金の償
還方法を変更して、償
還時期を昭和五十九
年度以降に繰り延べる
こととしたこと。ござ
いまして、この措置が
とられなるとすると五
十七年度においては
当然これは収支均衡に
ならなかつたわけ
でございまして。こ
ういふ点から考
えますと、つまり
半年度で大変な
地方財政が豊かな
状況になつたとい
ふ切れないので
ございまして。

また借金、五十七年度末にお
きまして借入金
が特会の借入れ八兆四
百等全部で四十二兆
円、それに公営企業
の借入金七兆円、
そういうことで
総額約五十兆
円ぐらゐの借
入金が残つて
いるのでござ
いまして、五十七
年度だけの地
方財政の事情
によつてこれは
一挙に裕福にな
つたといふこと
は言えないので
ございまして。

○大川清幸君 大臣も、自治
省としても、地方
財政の実情につ
いてそういう御
認識でいていた
らば、今後の財
政運営等を図
つていただか
ば大変結構だ
と思つてござ
います。

それで、中身について少し
伺ひをしてみま
すと、今年度の
地方財政計画
の中で、一つは
御説明もあつ
たんですが、
国の一般会計
歳入の方で、
一つは御承知
のとおりゼロ
シーリング等
でずつと抑え
込みにかつて
、手がたい
予算の組み
方をしたわけ
でござい
ます。地方
財政の場合
でも、この
国の基本
方針とい
うものの
影響を受け
ております。

すから、そういう意味では、
要するに圧縮型とい
うか、協力を
する形にどう
してもなら
ざるを得な
い、これはも
う当然のこと
だらうと思
つてござい
ます。歳出
の方の、そ
うした抑制
傾向、もう
一つは政府
の経済見通
し、これは
政策的な要
素もあつて
民間機関
の経済成長
率の見通し
なんかより
はかなり高
いといふか、
強目に見た
傾向があつ
たと思つて
ござい
ます。参議
院の予算委
員会が終了
して、わさ
か一日か二
日のところで
税収見込み
額に對する
歳入不足とい
ふことが、
これが二兆
円程度だ
といふこと
を、これ大
蔵省みずか
らおしや
つてい
ます。そう
考へま
すと、地方
財政計画の
場合は、こ
れは国の
基本的な
方針とい
ふことが、
こうした
大変高
目に見た
税収見
込み、こ
れを基本
ベースに
して地
方税並
びに地
方交付
税等の
自然増
収など
を見て
財政計
画を組
んでい
ます。こ
ういふ
ような
対照的
な面
での二
つの問
題を考
えてみ
ますと、
税収
といふ
か、地
方税
ある
いは
交付
税を――
交付税
の方は
後で
また
論議
しま
すが、
収入
を高
目に見
てい
ます。歳
出の方
では
抑え
目に
見た
。こ
うい
ふ形
式的
とい
うか、
予算
編成
の技
術上
から
は一
応の
均衡
がと
れた
形に
なつ
てく
る。し
たが
つて、
裏返
して
言つ
と、こ
れは
実質
的な
均衡
では
ない
。ま
あ
碎いて
言つ
と、
言葉
は悪
いも
しめ
せん
が、
ど
うも
見
せ
かけ
上の
均衡
だと、
こ
うい
うこ
とに
なる
んじ
やな
い
か
と思
つて
ござ
い
ます。
です
から、
そ
うい
う
点
で
は、
いま
大
臣が
御
答
弁
を
な
さ
つ
た
よ
う
に、
地
方
財
政
の
実
情
と
い
ふ
の
は
決
して
実
質
的
な
均
衡
が
と
れ
て
い
る
の
は
な
く
て、
や
はり
今
後
の
展
望
を
見
ても
大
変
厳
しい
状
態
に
あ
る、
こ
う
い
う
認
識
で
な
け
れ
ば
い
か
ぬ
と
思
つ
て
ござ
い
ます
が、
い
か
が
で
す
か。

○政府委員(土屋佳昭君) た
だいま大臣から御
答弁申し上げた
わけですが、一
応収支の均衡
がとれたとい
うことでござ
いまして、そ
れは一つは歳
出についてで
きるだけ必要
なもの以外
は抑制措置を
とつたという
ことで、それ
は国と同一
のスタンスに
立つておる
わけではござ
いまして、公
共事業などは
当然連動して
これは

すから、そういう意味では、
要するに圧縮型とい
うか、協力を
する形にどう
してもなら
ざるを得な
い、これはも
う当然のこと
だらうと思
つてござい
ます。歳出
の方の、そ
うした抑制
傾向、もう
一つは政府
の経済見通
し、これは
政策的な要
素もあつて
民間機関
の経済成長
率の見通し
なんかより
はかなり高
いといふか、
強目に見た
傾向があつ
たと思つて
ござい
ます。参議
院の予算委
員会が終了
して、わさ
か一日か二
日のところで
税収見込み
額に對する
歳入不足とい
ふことが、
これが二兆
円程度だ
といふこと
を、これ大
蔵省みずか
らおしや
つてい
ます。そう
考へま
すと、地方
財政計画の
場合は、こ
れは国の
基本的な
方針とい
ふことが、
こうした
大変高
目に見た
税収見
込み、こ
れを基本
ベースに
して地
方税並
びに地
方交付
税等の
自然増
収など
を見て
財政計
画を組
んでい
ます。こ
うい
ふ
よう
な
対
照
的
な
面
で
の
二
つ
の
問
題
を
考
へ
て
み
ま
す
と、
税
収
と
い
ふ
か、
地
方
税
あ
る
い
は
交
付
税
を――
交
付
税
の
方
は
後
で
ま
た
論
議
し
ま
す
が、
収
入
を
高
目
に
見
て
い
ま
す。歳
出
の
方
で
は
抑
え
目
に
見
た
。こ
う
い
ふ
形
式
的
の
い
う
か、
予
算
編
成
の
技
術
上
か
ら
は
一
応
の
均
衡
が
と
れた
形
に
な
つ
て
く
る。し
た
が
つ
て、
裏
返
し
て
言
つ
と、
こ
れ
は
実
質
的
な
均
衡
で
は
な
い
。ま
あ
碎
い
て
言
つ
と、
言
葉
は
悪
い
も
し
め
せん
が、
ど
う
も
見
せ
け
上
の
均
衡
だ
と、
こ
う
い
う
こ
と
に
な
る
ん
じ
や
な
い
か
と
思
つ
て
ござ
い
ま
す。
です
か
ら、
そ
う
い
う
点
で
は、
いま
大
臣
が
御
答
弁
を
な
さ
つ
た
よ
う
に、
地
方
財
政
の
実
情
と
い
ふ
の
は
決
して
実
質
的
な
均
衡
が
と
れ
て
い
る
の
は
な
く
て、
や
はり
今
後
の
展
望
を
見
ても
大
変
厳
しい
状
態
に
あ
る、
こ
う
い
う
認
識
で
な
け
れ
ば
い
か
ぬ
と
思
つ
て
ござ
い
ま
す
が、
い
か
が
で
す
か。

○政府委員(土屋佳昭君) た
だいま大臣から御
答弁申し上げた
わけですが、一
応収支の均衡
がとれたとい
うことでござ
いまして、そ
れは一つは歳
出についてで
きるだけ必要
なもの以外
は抑制措置を
とつたという
ことで、それ
は国と同一
のスタンスに
立つておる
わけではござ
いまして、公
共事業などは
当然連動して
これは

すから、そういう意味では、
要するに圧縮型とい
うか、協力を
する形にどう
してもなら
ざるを得な
い、これはも
う当然のこと
だらうと思
つてござい
ます。歳出
の方の、そ
うした抑制
傾向、もう
一つは政府
の経済見通
し、これは
政策的な要
素もあつて
民間機関
の経済成長
率の見通し
なんかより
はかなり高
いといふか、
強目に見た
傾向があつ
たと思つて
ござい
ます。参議
院の予算委
員会が終了
して、わさ
か一日か二
日のところで
税収見込み
額に對する
歳入不足とい
ふことが、
これが二兆
円程度だ
といふこと
を、これ大
蔵省みずか
らおしや
つてい
ます。そう
考へま
すと、地方
財政計画の
場合は、こ
れは国の
基本的な
方針とい
ふことが、
こうした
大変高
目に見た
税収見
込み、こ
れを基本
ベースに
して地
方税並
びに地
方交付
税等の
自然増
収など
を見て
財政計
画を組
んでい
ます。こ
うい
ふ
よう
な
対
照
的
な
面
で
の
二
つ
の
問
題
を
考
へ
て
み
ま
す
と、
税
収
と
い
ふ
か、
地
方
税
あ
る
い
は
交
付
税
を――
交
付
税
の
方
は
後
で
ま
た
論
議
し
ま
す
が、
収
入
を
高
目
に
見
て
い
ま
す。歳
出
の
方
で
は
抑
え
目
に
見
た
。こ
う
い
ふ
形
式
的
の
い
う
か、
予
算
編
成
の
技
術
上
か
ら
は
一
応
の
均
衡
が
と
れた
形
に
な
つ
て
く
る。し
た
が
つ
て、
裏
返
し
て
言
つ
と、
こ
れ
は
実
質
的
な
均
衡
で
は
な
い
。ま
あ
碎
い
て
言
つ
と、
言
葉
は
悪
い
も
し
め
せん
が、
ど
う
も
見
せ
け
上
の
均
衡
だ
と、
こ
う
い
う
こ
と
に
な
る
ん
じ
や
な
い
か
と
思
つ
て
ござ
い
ま
す。
です
か
ら、
そ
う
い
う
点
で
は、
いま
大
臣
が
御
答
弁
を
な
さ
つ
た
よ
う
に、
地
方
財
政
の
実
情
と
い
ふ
の
は
決
して
実
質
的
な
均
衡
が
と
れ
て
い
る
の
は
な
く
て、
や
はり
今
後
の
展
望
を
見
ても
大
変
厳
しい
状
態
に
あ
る、
こ
う
い
う
認
識
で
な
け
れ
ば
い
か
ぬ
と
思
つ
て
ござ
い
ま
す
が、
い
か
が
で
す
か。

縮むわけでございますけれども、しかし一方では、これは国の制度というよりも地方独自で一般行政経費もなるべく切り詰めていこうとか、しかし必要な単独事業はやはり伸ばしていこうとかというところで、地方独自でいろいろと判断をして歳出の見込みを立てたということでございます。また、収入についても、税なり交付税なりにつきましては、これは国というよりも政府全体として、政府として一つの経済の見通しをいろいろな政策努力も含めて立てたということでございまして、それをもとにしておることは事実でございます。

ただ、御指摘のございましたように、今後景気の動向いかんによるわけでございまして、民間の経済見通しなどもやや低目になっておるといふ点から見ても、財政計画で見込んだ地方税の確保あるいは国税三税が確保され、したがって交付税が予定どおり確保できるのかと、そういった点については懸念材料がないと私も申せないうと思ひます。ただ、五十六年度はある程度明らかでございますが、五十七年度についてはこれからであり、景気も底入れが済んだと、こういう見方もあるわけでございまして、今後の財政運営あるいは経済運営いかにかわつておるわけでございまして、何と申せませんけれども、私どもとしては見込んだとおりになるものだと、こう思っております。そのところが非常に不安であるからもしだめだということになれば、財政計画自体がバランスがとれたものとは言えないんじゃないかと、そういう御趣旨はよくわかるのでございまして、私どもとしては全体として歳入の確保ができるという前提で組んでおるわけでございまして、したがって、結果として総合的に申し上げますならば、五十七年度の地方財政計画においてはたとえ地方交付税において特例措置によって積み上げなどもやっておるという点においても、それは完全に手放しで均衡がとれたと言えるものでございませぬし、同時に、将来に向かつていろいろな懸念材料がないわけではないというところで、御指摘の趣旨はわかるわけ

でございますけれども、全体として私どもとしては地方財政計画で見込んだ歳出が実行できますように歳入面でも努力をしてまいりたい、その点は地方団体の財政運営に支障がないようにぜひ努力をしたいと思つておるわけでございまして。

○大川清幸君　さらに、くどいようですが、財政状況が決していいわけではない、先ほど大臣も御説明になりましたが、五十六年度に行つた、交付税特別会計の借入金償還方法、これは五十六年度で変更なさつたわけでございしますが、この変更したことで、本来支払いが始まるべきものがたまたま先送りになりました。これはやはり五十七年度の時点で払うということになっておればと見え、三千九百四十億、こいつはしよい込まなければならぬわけですから、そういう点から言へば、これがやっぱり地方財政の上で言うところと先送りになつただけのことで、これもバランスをとる要素にはなつておるけれども、実際地方財政そのものをトータルで考えると厳しい条件の一つだろうと、こういうふうに通うんです。

それから、五十七年度の交付税の総額の特例としての二千九十八億ですね、この特例借入れ、これも後年度国庫負担で全部始末をするということですから地方負担としては特に問題が起らないという形にはなつておるわけです。しかし、性格上考へると、従来こうしたものについては一般会計からの借入れですとか、そういうことで見るべきものであつたらうと思つて、こういう解釈をしてみますと、これもやはり地方財政の財政状況が悪い要素の一つである。こう考へてみますと、先ほどから言つておるうちに、実質的な地方財政の状態というものは、そういう健全という認識をするわけにいかないだろう。しかも、二千九十八億も言つてみれば財政不足の一つであるというところで、それから、そういう点で考へると、やはりこれは、くどいように申し上げておるの、後の方でちよつと財政運営のことでお聞きをしておきたいと思ふことがあるので、認識がある程度厳格にきちんと一致をしておいて、問題がある

と思つておるのを押しているわけでございまして。

後ほど問題にしたいんですが、一般会計へのいわゆる貸し分の一千三百三十五億、これとの見合いでも、差し引いても九百六十三億がやっぱり財政不足の条件になるわけですから、これは五十七年度の地方財政計画の形の上で見るとバランスがとれておるが、ずっと見れば見るほどやはり財政そのものは決してよい条件には置かれていない、こ

ういうふうにはこちらでは認識をいたしておるんですが、その辺はいかがですか。間違いないでしょう。

○政府委員(土屋佳昭君)　五十七年度の収支について見てまいりますと、若干制度改正もございしましたが、そういったものを全部含めて計算をしました場合には、おっしゃいますように九百六十三億ぐらいの赤字が出るというのが実質だと存じます。

ただ、私どもは従来からの大蔵省との間の約束でもあり、そういう制度になつておりますので、利益臨時と財対臨時を合せて二千九十八億円というの、これははるるると、当然確保できるものだという

いうことでございまして、それを入れば結果的には赤字には九百六十三億はのり込めるわけでありまして、しかし、その二千九十八億は借り入れたじやないかとおっしゃいますが、これは借り入れましたから、後で返すものはみんな実質国が持つわけですから、とりあえず一般会計から来るのをそちらの方で立てかえておるという形でございまして、地方財政としては実質取つたと同じことと

とございまして、したがって、九百六十三億をのみ込める。そこまではいいのでございしますが、最初におっしゃいましたように、一方では、五十六、七、八年というのは交付税特別会計の借入れ入れ

いうのは後へ送り込んだ。それが従来のままで行けば地方負担だけで二千億はあつたはずだから、それを考へるとまたやっぱり足りなかつたじやないかという、そこへ戻つてくるわけでござい

説明をした上で一応五十七年度はこういう前提において収支が均衡したと、こう申し上げておるわけでございまして、認識においては一緒でございまして、いろいろむずかしい問題が残つておるといふことはもうたびたび申し上げておるとおりでござい

○大川清幸君　そこで、先ほど山田委員の御質問でも問題があつたのでその辺は重複をしないように避けたいと思つておるんですが、貸したり借りたり、まあ常識で考へると実に奇妙なことになつておるわけ、先ほどその点はさんざん論議があつたわけ

です。

ところで、この一千三百三十五億円ですけれども、先ほど大臣の御答弁では、単年度限りにしたいと、そんなことを先々もう繰り返してやりたくないという

ことをおっしゃつた。もちろんそういう姿勢で臨んでいただく必要があるだろうと私も実は思つておるんですが、どうも過去の歳入不足分の穴埋めの仕方といひますか、そういう過去のやりくりの慣例みたいなものと、それからまた一方

五十七年度、五十八年度の国庫経済の状況とか日本経済の動向を推測いたしますと、どうも国の財政の方も余りよい材料というのはいふことが、今年度限りでこんなおかしなことはやめたいんだけれども、来年度また、先ほどからさんざん論議になつておりますように、歳入欠陥が十分大きく出

ておる感じがするし、そういう点から考へると、従来いつも財政の事情、実情を考へるといふようなことでもおやりになつておるんですが、これは大蔵省ベースで考へると言ひ直してもいいぐらいたと思つておる。そういう点から考へると、大臣のお気持ちはわかるんだけれども、大蔵省との間の折衝や、まあこれはどうなるかわからないとい

う時間的な問題があるにしても、仮に五十八年度の財政状況なんかが悪ければ同じようなやりくりといふか、そういうようなことをまた繰り返さなければならぬということにもなりはせぬかといふ心配をいたしておりますが、そうしたことに

いは心配はないという判断なんですか。

○國務大臣(世耕政隆君) 先ほど私が答えました、単年度限りにしたいということですが、経済の見通し、来年のあれはどうするかということになりますと、経済の見通しは易よりもっと当たらないと言われているくらいで、来年は来年の風が吹くではないかということにもなりかねないのをごさいます。私が申し上げましたのは、ああいったやりくりというものはいろんな事情によって行われるわけですが、これがもともとこれをよしとしてやっているわけではないので、そういう立場から正規な物の見方から考えてまいりますとそういうやりくりは単年度限りにしたいと、こういうふうには先ほど山田委員に申し上げたわけでごさいます。それは今年度限りであつて、この方法がこれから来年も再来年もずっと、今年度はこうやったけれども、今年度やったら必ずしもこれを来年度、再来年度、これから何年も先に適用させていく、こういうことを私はやってはならないというふうに考えての上でのごさいます。つまり永続的な方法としてこれを採用するのはいかぬだろう。ただ、来年、再来年といった経済状況が外からも内からもやってくるかもしれないので、そのときはそのときで、またその年の単年度限りの勝負で決着をしていくべきではないかと、こういう意味でございます。

○大川清幸君 それで、わかり切ったようなことですが、この一千百三十五億円、これは一応形式的に余裕ができたんでこういうことになって、しかもこれは五十九年から向こう三年間ですか、資金運用部資金の償還分の負担を軽減するという意味でそれなりの効果は、操作のやり方としてはあると思つてゐるんです。

しかし、御説明によると自己調整というか、そういうことなんだとおっしゃるんで意味もわかるんだけれども、金額から見ると先々、この先に論議をする問題にも関連するんですが、先ほど大臣もおっしゃったように起債残高は大変多額になつてゐるんで、やらないよりはこれやった方がいい

と思ふんです。だけれども、初めの大蔵省ペーシに乗つてやって借りたり貸したりしたことですね、こういう手法もちょっと奇妙であるし、自己調整としては評価はするんだけれども、自己調整効果の上ではもう少しやりようがあつたんじゃないかというふうな気もするんですけれども、いずれにしても出発点がそこだからこういうことになつちゃうんだらうと思ふんだけれども、どうなんですか、こういうやり方は。

○政府委員(土屋佳昭君) 先ほど申し上げたわけでごさいます。経緯的に申しますと、私どもとしては国にある程度協力したと思つておりますし、われわれの地方財政の立場からの考え方も、実質的には全部通したと思つておるわけでごさいます。

と申しますのは、確かに国と地方とがこれはまさに一体となつて行政を執行しておるわけでごさいますから、一方が崩れてしまつたのではうまくいかないということはもう申し上げるまでもないことでごさいます。そういう意味で、国が非常に厳しい状況は申し上げるまでもないわけでごさいますし、私どもも理解はしております。そういう中で、三千億程度何と五十六年度に比べて地方歳出が減るよう、国の一般会計から出すものが減るよう協力してもらいたい、こういう話があつたのであります。しかし、私どもとしては、いまの二千九十八億というものはやっぱり確保すべきものは譲るわけにいかない。したがつてそれは確保するというところで、それは国の都合どおりには実はならなかつた。しかし一方、国の財政が厳しい状況であるから、それは一般会計から無理やり出すという手法をとらなかつたという点では協力をしたけれども、言いなりになつたというつもりではなく、取るものはちゃんといたしたいという気持ちでございます。

そういう中で千三百三十五億というものを留保して減額したと、これはどういうわけかとおっしゃいますと、やはり節約してある程度残したというのと同時に、まあ先ほど御指摘のごさいます

たように、交付税特会借入れを後に送り込んだという背景もございますので、節約してできるだけ余つたものはそういう後へ送つたもののカパーに回す方が中長期的に見てもいいのではないかと、いうことと、かたがたそこへ減額留保しておくことによつて国の一般会計にも役に立つということでごさいます。あれこれ考えて国も地方も苦しい中で理屈の立つやりくりというものはどういふことだろうかと、いうことでやつたわけでごさいます。複雑でわかりにくいことは事実でございまして、複雑でわかりにくいことは事実でございまして、損をしたというふうな気持ちではございせんが、協力しつつ実質を通したというふうなつもりでございまして、御意見はあらうと思ひますが、そこらは御理解を賜りたいと思ふのでござい

○大川清幸君 それでは、五十六年度の国税の約二兆円の歳入欠陥ですね、これに伴つて地方税でも、推計ですが三千億程度の影響が出てくるのじゃないか。これは先日もお聞きしたたいたいまもちよつと説明の中で触れておられたので、こういう結果が出れば適切な対処をするつもりでいるということと局長も御答弁になつておりますから、それはそれで適切な処置をしていただけるんだらうと思ふのでこれに対する論議はしないつもりですが、これとも一つ、地方交付税のことでも四千億程度になるかと思ふんですけれども、これは五十八年度精算のときに処置は考へるとおっしゃつておりますから、この二つの問題はいまこ

こで特に論議をする必要はなからうと私も思つてゐるんです。ただ、問題は、ただいまお話しがあつたように、政策運営の上で、あるいはこの間予算委員会や河本長官がお答えになつておつたようなことで何とか努力をしたと、税収の確保については、そういうふうな局長も御答弁になつてゐるんですが、どうも経済見通しの中で、五十七年度の後半よくなるかもしれない、それからそのほかにも政策的な運営を図つていけば何とかなるだらう、そ

ういう努力をしないと。提案をしている立場では私はそう言わざるを得ないと思ふんですが、実際のいろいろな面で論議されておりますように、五十七年度の税収の確保という点について考へるとき極めて困難な事情がある、こう思われるわけですね。その辺は、まあいま交付税法を提案して審議してるときに明確にお答えはいたさないし、経済の見通しが必ずしもそうなるかどうか、よくなるのか悪くなるのかわからない要素もあるわけですが、明確な御答弁はいたさないだらうと思ふんですが、これはいまからやはり悪い方の要素の方が多いという実情から考へますと、どうも五十七年度の地方税、あるいは五十六年度の実績の見合いで入ってくる地方交付税、これについては、悪い方の材料を土台にして税収の確保がきわめてむずかしいと覚悟をしておいた方がよろしいんじゃないかというふうに思ひますが、どうですかね。

○政府委員(土屋佳昭君) 五十六年度は詳しくは論及されなかつたわけでごさいます。若干触れさせていたきますと、五十六年度地方税については、全般的にはやっぱり三千億を超える減収が出てくると思ひます。そういう、特に法人関係税の減収の大きいところは何か決算の帳じりを合はすという意味からも減収補てん債というものの申請がございまして、その申請は大体年度内における税収の見込みを立てて、それを頭に置いてこちらに申請があつたわけでごさいますので、出てきた額は千七百七十億程度のものでございまして、私どももいろいろな財政事情を勘案してそれだけ対応すれば、何とか各地方団体決算の収支じりは合うというふうな認められまして、予定額許可をするということになつておりますので、これはこれで済んだと思つております。

国税における法人税等の補正後の落ち込み、これはたまたび申し上げますように、五十六年度にはもうもらうものももらつておりますから、五十八年度の問題だということでごさいます。そこで、五十七年度の見通しをどうつけるかと

いうことでございますが、五十七年度の経済成長率自体がどうもいろいろ高過ぎて気になるといふ御指摘でございますし、しかも同時に五十六年度の実績が落ち込んでいますから、最初見込んだよりも低い発射台からまた伸びの方も低くなるかなれば、二重にかかってきて厳しい状況になるのではないかといいことでございまして、御指摘の点はよくわかるわけでございまして、私もいろいろと昨年末から議論はしておたわけでございます。

地方税の、特に都道府県税はある程度実績が立ってまいりますので、そういうものを見ながら歳入の見込みを立てまして、その前提となるのは、やはり私どもとしては政府でいろいろな努力目標も含めた意味での経済見通し、それをもとにしてやることは事実でございます。ただ、地方税の場合は、マクロ的にたはじき出すだけではないで、いろいろな実績等を踏まえてやっておるわけでございまして、なかなか厳しい状況であることは税務局長からもたびたび申し上げておるとおりでありますけれども、何とか地方税は確保できるという考え方をとおるわけでございまして。

それと、交付税の問題も同じようなことになるわけでありまして、率直に申し上げて私も、名目八・四％、実質五・二％の経済成長というものが見込めるかどうかということになりますと、多くのの人々と同じように私もなかなか明確には答え得ない、むしろ懸念材料がないとは言いがたいと思っております。しかし、いろいろな指標で、そろそろ後半には浮揚していくのではないだろうかというものもないわけではございませんので、これはやはりもろもろの政策を円滑に遂行していけば何とかするのではないかと考えて、かつまたそのための努力をしていかなきゃならぬと思っております。たとえば国において公共事業の前倒し七五％といったような、かなり思い切った前倒しをやる。地方においても単独事業についてこれを思い切り推進していく、またこれを前倒しをやるといったようなこと等もその

一端でございますけれども、住宅建設等の推進といったようなこともいろいろな施策の中であるはずでございますし、そういうことをいろいろやっていくって経済成長率を当初見込んだとおり確保する努力をするということになろうかと存じます。

そういったことで、おっしゃいましたように明確に私もお答えするわけにはまいりませんけれども、できるだけそれに持っていくということでございまして、仮にどうなつたらということはいま申し上げるのもちろん段階でもございせんので、私も努力をしてく、そして必要なものは確保するし、そして最後に言わせていただきますと、財政計画で見込んでこれぐらいいは歳出として必要だというのは、いかなる状態になつても、これはそれが遂行できる歳入は確保していくというつもりでございます。

○大川清幸君 先ほど大臣からも数字を挙げて御説明のあった地方財政における借金の残高ですね、確かにおっしゃるとおり、これは交付税特会の借入れの累積残高で八兆六千億ありますしね、それから地方債の累積残高が三十三兆六千億ですから、それで四十二兆円ということになるわけですね。それに公営企業関係の累積残高を加えますと、先ほど御説明のあったとおり、五十兆円、大変大きいわけですね。これも将来地方財政の頭の痛いところでございますが、この程度なら心配ないだろうというところをこの前伺ったときに局長はお答えになっておりますので、その点もその御答弁に期待をして今後の財政運営を見ていく以外にないだろうと、こういうふうな思っております。

ところが、一方国家財政の方がどうも破産と言つてはちよつと言ひ過ぎなんですから、破産同然の状態だという認識を持てないで、破産の僕はいま国家財政の状態だと思つてゐるんです、実は、そういう点から考えますと、どうも確かに地方財政というか、毎年度の必要額の総額を確保する努力は、過去に非常に深刻な時代もあつたんだけれども、全部おやりになつたんで、そ

う点でも大丈夫だろうと思つてますが、こういう五十兆円を超える借金の残高、これも大変頭の痛いところなんで、これはよく先々の対処の仕方も考へておいていただきたいということで、これは御答弁はいただきませんが、むしろこういうことに関連をして財源対策債の一般市町村関連の分です、これは昨年なんかでも全額政府資金で充当されるような措置をとられましたよね。ですから、地方の負債の軽減といふことが、お荷物を多少軽くする意味では、計画の総額の六〇％程度の額の政府資金との差ですね、つまり民間資金と政府資金との金利差がござりますから、これ一般会計から交付税特別会計へ繰り入れるなどの措置をしていままですと、めんどろを見てきたわけですが、これ、さつきから私はずっと言つてきたのですが、やっぱり五十七年度財政均衡がとれていいという状況、あるいは大蔵省にこれはそういうことでやれということと言われたのかどうか、経緯はわかりませんが、実質的には地方財政の健全化というか、均衡がとれていないにもかかわらず、ことはこれらの措置をやめてしまつた根拠はどういうことかということなんですけれども、これはどうなんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 御指摘のございましたように、いままで政府資金の確保が十分でなかった。と申しますのは、五十年程度くらいまでは全資金の中の政府資金が六〇％くらいあつたということでございますが、それがだんだん低くなつたということと、せめて六〇％くらいは政府資金があつたと同じ形にしたいということで、その民間資金との差額のところを利差臨特というやつでやつてきた。先ほどから話題になつております一千九十八億も過去の利差臨特としてもちつたことになつておるものであるわけでございまして。

そこで、五十七年度の分についてはどうするかというところでいろいろ議論したわけでございまして、五十六年度は、御承知のとおり、政府資金は四五・九％でございました。今回は五〇・五％ということで、久しぶりに五〇％を超えたということで、

六〇でなきゃならぬとかどうとかいうんじやなくて、おおむねそこを頭に置いておたわけでございまして、ある程度状況がよくなれば、それほど昨年度に比べれば余り主張するということもどうかということと、それから何度も申し上げますように、全体として国の財政事情がきわめて厳しいし、地方財政としても問題はありますけれども、一応健全化の方向で、抑制基調に立つてある程度詰めていつて収支の均衡を図つたということなどもございましたので、五十七年度の分については、従来のような利差臨特ということの措置はとらない。じゃ、将来にわたつてどうなるかということ、これはまた別の問題でございまして。そういうことで両者の間で決着を見たわけでございまして。

○大川清幸君 そこでいまの御説明で、どうしても国の財政の事情があるものだから、いろいろな意味で多少国側の負担も軽くしてやらなきゃいかぬだろうとかいろいろな配慮もあつたりしてこういう形で処理をなさつたんだろうと思つて、これは先の問題は別だということですから、それで私も一応は安心をするわけでございまして、こういう言い方をすると自治省の立場ではあんまり気分がよくないかもしれないけれども、五十七年度の財政措置の結果を見ますと、やはり大蔵省ベースの地方財政計画づくりみたいなことにならざるを得なかつたんだろうと。これは言い過ぎかどうかわかりませんが、国への協力というのは、どうしても時の政府を中心にして政策を進めますから、その点ではやむを得ない面もあるだろうという理解もいたします。

ところで、来年度以降、先ほどから申し上げてゐるように、どうも経済の見通しを見てもよくないし、税収にしても本当に確保できるかどうか心配だという材料が幾らもあるわけでございまして、今後、地方財政計画、具体的に言えば五十八年度以降の財政計画というか、各年度の必要な財源を確保するために対処していく上では御承知のように国の方では中期経済展望、これをつくりまして、現実的には五十七年度も予算編成の上では

これを基準にした上で編成をなさつておるわけ
で、五十八年度はまた経済の見通しが、条件が悪
いものですから多少中期展望の手直しをやつた上
で現実的な予算編成の基礎になるんだらうと思
うんです。

国の方はそうした中期展望を見た上での予算編
成を行つておるんですが、地方の財政計画を立て
て国の財政の実情を見ながらいろいろ処置をしな
きゃならぬことは重々わかりますけれども、い
ま幾つかの点で大蔵省に協力を要するとか、国
の財政事情に見合つて協力をせざるを得なかつ
た、この要素はわかりますが、私の言いたいのは
必要以上に大蔵省に引き回されるような形で地
方財政計画を立てるべきではないだらう。こうい
う点では、自治省独自の立場で地方財政計画の中
期見通しみたいなものを編成した上で今後の対処
をしていただく必要があるのではないかと、こうい
うふうに思いますが、その点はいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 御承知のように、国に
おいてはいわゆる後年度負担積み上げ方式という
形で中期展望を試算しておるわけでごさいますし
て、それに基づいていろいろ議論もされたわけで
ございます。私ももとしましては、別にそれに引き
ずり回されたつもりは毛頭ないわけでごさいます
が、ただ、大蔵省と対応した後年度負担積み上げ
方式といった形のは、たびたび申し上げてお
りますように、三千三百の団体について、また、地
方自治体という性格から見て、なかなか容易でな
いということであつたわけでごさいます
が、いま御指摘の点はごもっともだと私も思
つております。

そこで、財政運営に資する資料として何らかの
形で中期的な見通しを立てたいという気持ちを持
つておりました。ただ、一定の前提を置いてで
なきやこれはできないわけでごさいます。その
一定の前提の置き方が非常にむずかしい。まず第
一に今後の経済成長率というものをどういうふう
に見込んでいくかということ、これはなかなか簡
単にはできないことでごさいますし、御指摘のこ

さいましたように国の予算の動向ということもわ
からない。これは強く影響されるわけでごさいま
す。そういうことでありますから、なかなか検討
はしておりませんが、その一定の前提の置き方
というのがむずかしい。詳しく詰めていけばいく
ほどなかなか自治省だけの手には負えないとい
うこともございますので、そう言うものはいま
おつしやつたことも私も私にもありますので、非
常に精緻ではないかもしれませんが、まず現実的
に見てどうかと思われような一定の前提を置
きながら何らかのかつこうで地方財政の中期的な
見通しを立てたいということでは鋭意検討を進
めておるところでごさいます。

○大川清幸君 確かに地方財政計画そのものは、
従来単年度ですつとつくりになってこられて、
これは事務レベルという技術的にはやつぱりそ
うせざるを得ないということもあるし、それから
中期展望をつくるについてはもう一層むずかしい
条件が重なるので困難なことは私は十分理解いた
しますけれども、しかしいま御答弁があつたんで
せつかつの御努力を期待しておきたいと、こう思
います。

次に、国のいわゆる行政改革に関連して臨調の
第一次答申というのが昨年出まして、その中で特
に心配になる点で、二お聞きをいたしておきた
い点は、せんだつての委員会でも質問をして大臣
からも御答弁をいただいたのでその点は私も
愁眉を開いたんですが、いわゆる地方への負担の
転嫁の問題が幾つか気になります。先日お
伺いをした国民健康保険給付費の一部都道府県負
担、あるいは児童扶養手当、特別児童扶養手当の
一部都道府県負担への肩がわり、こういうような
問題、これは一応見送りになったんで問題はない
わけですが、五十八年度以降問題が復活をする、
その点については大臣の御答弁で、単なるツケ回
しにはこれは反対だということですから大変結構
だと思つておるんですが、具体的な問題で一つお
伺いしておきたいのは、合意事項の中で、「国、
地方の役割分担を含め、医療保険制度等の全体の

体系の中における制度のあり方について検討す
る。」と、これは大変微妙な表現なんですけれど
も、具体的に言うとう、やはり将来は肩がわりはど
うしてもやろうということの含みでの「検討」と
いうことじゃないかというふうに私は心配をする
んですが、そんなことはないかどうかということ
が一点。

それから、五十七年度分については、予算で十
一カ月分計上されておる。そうすると、一カ月
残つておるんですが、これの処置の仕方については五
十七年度内の処置になるのか、あるいは五十八年
度の中での処置にするのか、考え方はい固まつ
ているのかどうか。この二点をお答え願いたい。

○政府委員(土屋佳昭君) 昨年の十二月におい
て、国保問題について三大臣で決着をつけたわけ
でございまして、結論として、五十七年度都道府
県に医療費の一部を負担させるということはやら
ないということになりましたが、「医療保険制度
等の全体の体系の中における制度のあり方につ
いて検討する。」という三大臣の合意ができたわけ
でございまして、これは私も私としては、国民健康
保険制度の国民医療に果たしてあります役割の
特殊性と重要性にかんがみまして、国民健康保険
制度のみを取り出してその仕組みとか運営の方法
について検討を行うということではなくて、国民
健康保険制度創設の経緯なり国民健康保険制度と
他の医療保険制度との関連等を踏まえて、医療保
険全体の中での制度のあり方ということを広い視
野で検討すべきである、そういう意味であるとい
うふうに理解しております。

したがいまして、現行制度の中で単なる負担の
転嫁を論ずるといったような形のものではなく
て、全体の医療費のあり方から他の被用者保険と
の関連等を含めて根本的なやつぱり検討をしなけ
れば大方の納得は得られないだらうということ
で、それをひとつ議論してもらいたいというこ
とでございまして、そういう意味で今後厚生省で
設けられた懇談会等であつた議論がされる
か、まだこれからでございますけれども、その中

には地方団体の代表の方もかなり入つておられま
して、従来の社会保険制度等とは違つて委員構成に
もなつております。私ももとしましては、地方の意向
というものも十分反映されると思つております。
その動向等を見ながら、最初に申し上げたような
私どもの気持ちというものは貫きたいという気持
ちでございまして。

それから、五十七年度予算で国民健康保険の療
養給付費補助金というのが十一カ月分しか計上さ
れていないわけでごさいます。それで地方団
体の国保分が一カ月分足りないということになり
まして、国民健康保険財政の運営に支障を生ずる
ことになりまして、そういうことにならないよ
うに、財務会計制度、地方自治法施行令を変えま
して、五十八年度分であつても出納閉鎖期間中に
入つたものは五十七年度分として受け入れるとい
うような改正をいたしまして、十二カ月分をちや
んと措置ができるようにしたいということで行政
当局とも合意に達しておるわけでごさいます。

○大川清幸君 ところで、三大臣の合意事項、こ
れを受けてこの三月に厚生大臣の諮問機関である
国保問題懇談会、いまちよつと話が出ておりました
が、ここでは、確定的なことは私はわかりませ
んけれども、五十八年度予算に検討結果を反映
させたいという意向がどうもあるようです。それ
で、その中で実施すべき事項をここの夏までに
中間意見として提出するようの方針のようです。
その中身ですけれども、現在市町村の固有事務
という市町村単位で行つておる保険経営です
ね、これを広域市町村圏とか、あるいは財政力の
強いとか、むしろ規模のしつかりしたという
か、言葉は適当でありませんが、都道府県レベル
に広げようというふうな考え方。または、財政調
整交付金の五十七年度二千三百三十五億円、それ
から臨時財政調整交付金五十七年度一千九十三億
円、都道府県への肩がわり構想、こんなようなも
のまで突っ込んで、ひっくり返して検討しているよ
うにも聞くんではございませぬ。この辺の真相は御
承知になつておるんですか。どういう実情でしょ

うか。

○政府委員(土屋佳昭君) 国民健康保険の財政の安定化を図るというた意味でいろいろなことが言われておるようでございませう。都道府県を经营主体とするというたような経営の広域化についてもいろいろと検討をすべきであるという意見が一部にあるようでございませうけれども、いまおっしゃいましたような厚生省の懇談会で具体的にそんなものが取り上げられておるとは聞いておりませう。

ただ、せっかくの御指摘でございませうので、広域化という点について申し上げますと、たとえば都道府県経営にするというたような点につきましても、私ももとしましては、市町村が中心となるべき保健制度、いわゆるヘルスの方の保健制度との一体的運営を図ることがきわめて困難になるということが一つ挙げられると思ひますし、また、都道府県に財政負担をさせるということも前提とするものでありますならば、従来から私も反論しておりましたように、医療保険制度の体系にそぐわないものになるだらうと思ひます。また、地域間の所得格差に伴う保険料負担の不正というところ、これはまあ根本的な問題ではないかもしれませんが、府県にしたらからといって、じゃそれが根本的に直るかというところというわけにはまいらないというところ等がございまして、私ももとしましては、やはり住民に密着した行政主体である市町村が経営主体として適当ではないだらうかというふうな思ひでおるわけでございませう。

今後、その懇談会でいろいろな議論があると思ひますが、昨年議論されたような都道府県への負担軽減といったこと等をまた引き出す意味で短期間に結論を出すというようなことについてはまだ何も決まっていなかつたと思ひますし、それは地方団体側の人も当然そういうことは困るというところは、その席で言っておるはずでございませうから、そういうことはなかつたと思ひます。期間としては、別に来年度の子算編成期までに結論を出すというところにはなつていないようでございまして、先ほど

申し上げました基本的な問題の検討でございませうから、一、二年ぐらいいかかるといふようなことも頭に置いてやっておられると思ひます。ただ、必要なものがあれば随時結論を出してくれというたことを何か言っておるようでございませうので、そこらはどういうことなのかというところは私ももとしましてはわかりませうけれども、私ももとしましては、いま言った都道府県への広域化とか、あるいはそういうた都道府県より以上の広域的な経営主体というたようなものを考えるというたことは反対でございませうし、問題があると思ひますし、それよりも国保財政の問題の解決に当たっては、やはり医療費の抑制を初めとして医療保険制度全体の体系の中におきます国保制度のあり方について十分な検討を加えて、総合的な医療保険のあり方という中でのいろいろな措置を講じていくということが大事だと思ひておるわけでございませう。

だから、短期間においてそういうた負担の軽減的な意味でのものを詰めるということには反対でございませう。そういうたことにはならないと思ひますし、市町村、地方団体側からもそういう意見が出るのではないかと思ひておるわけでございませう。

○大川清幸君 そうですね、これは私も一応の安心はいたしたいと思ひておるんですが、話題になつてはいる国保給付費の地方負担の問題ですけども、これは三大臣の合意事項の中の文面を読んだ上ではその問題がないように思ひますが、厚生省と国民健康保険中央会、この間の申し合わせ事項を読みますと、これ読み方が悪いのかどうかわかりませうが、「本年六月のいわけのゼロ・シーリングの閣議了解、同年七月の臨時行政調査会の第一次答申、これらの趣旨を受けた昭和五十七年度予算の概算要求並びに去る十二月二十一日の大蔵、厚生、自治の三大臣及び自由民主党」云々と、政調会長の名等がずつと連なつて申し合はせ事項というのが出ておるんです。

この頭のところの文章を見ていますと、どうも国民健康保険給付費の地方負担問題というのはいま丁寧な御答弁があつた医療保険制度全体の体

系の中における制度のあり方としてどうなんだと、こういうところから出発をして検討をしていただいて出てきた話題というのか、考え方がよくても、もともと政府の厳しい財政事情の中でゼロ・シーリングを行わざるを得なかつたその枠の中からは、厚生省としては苦しいものだから、何とかそれは荷物を軽くせよといふことでは出てきた問題であることは間違いないように思ひます。

ですから、繰り返してどういふように申し上げるんですが、今後の地方への負担の軽減、こういう問題は厚生省側から何かの形で出てくるという心配はないでしようね。また、出てきた場合にどうされますか。いま御答弁なつておる姿勢でがんばつていただけますか。こういうことを聞いておるんですが、その点はどうか。

○国務大臣(世耕政隆君) これは御指摘のとおり事情で、厚生省側は困つておると思ひます。大蔵省の方は必ずしもそうではないでしようでありまして、この問題は、これもいろいろありまして、国民健康保険のところが一番手を付けやすいということなんです。

ただ、よく考えてみますと、健康保険であるからには、国民健康保険が一般の普通の健康保険だろうが、国じゅう同じで、一点に対して幾らというコストが決まつておるわけで、それで日本国じゅう全部平等な制度のもとで診療を受けて、それに対する支払いをしていかなければこれは保険じゃないんで、仮に、沖縄は高くて神奈川県は同じ国民健康保険で一点単価の価が違つたとなつてこれは大問題になつてきます。そういう意味では国民健康保険といふことも全部これは全国隅々まで平等でなければならぬ。そうすると、仮に地方へ負担をかけたとしてしまつても、地域地域によつて国民健康保険を経営するんだといふまでも、その場所の貧富の差も大変はなはだしくつてそれに耐えられない、それでもなおかつ平等に保険として扱わなきゃならぬとなるとこれは大問題となつてきます。

私はやはり医療保険全体の立場からこれを見て、もしこのままいくと国民健康保険が減つてしまふという、たてまえの上になつて物を考えていくとすれば、それでもなおかつやっぱり全体的な見方からしていかないととても解決のできる問題じゃない。だから私は、厚生省がジレンマに陥つておるのには恐らくそこらうと思ひます。厚生省は逃げたいことは確かです。一部負担を地方に軽減したいというところは確かだと思ひます。

だけれども、これをこの前行われたような場所その場をしのぐ方法でやるとこれはえらいことになつてしまふ。ですからこれはわれわれは単なる地方に軽減するだけの問題、肩がわりだから、これは断固反対である、今後とも絶対反対の姿勢である、あくまで医療保険全体としてとらえていく、こういう立場を今後とも固守したいと思ひておる。

○大川清幸君 国民健康保険の問題はきょうこでは議論する場所じゃないからあえて深入りはいいたしません、大臣の御認識、私も同じような認識で現状のまま国民健康保険制度が運営されていくとすれば破局的な時期が案外早く来るだらうという心配をいたしておるわけで、たゞいまのような御見識で対応していただければ大変結構でございませうので、ぜひともこれは特段の御努力を期待いたしておきたい、こういうふうな思ひでございませう。

もう一つは、地方へのツケ回しの問題で気がかりになる問題の確認をいたしておきたい点は、補助金の一律削減というのか、表現はどうかかわりませんが、どうもゼロ・シーリングの影響でそういうようなことが行われたと。事業の減量があつて削減の措置がとられるというところであればこれは事業の見合ひの方です。特に問題はなんらうけれども、補助率の切り下げとか補助対象範囲の縮小、これは技術的には後年度送りにしたらしいろいろな操作の仕方があつたと思ひます。ですから、そういうようなことで一体補助金に係る問題が、削減方針が、地方公共団体への負担の軽減

になるような要素は全くなかったらどうかどうなのだろうかという心配をしておりますが、そこら辺はどうですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 国庫補助金の一割削減は、御承知のように臨時行政調査会の第一次答申で、個別に整理合理化の方策が示された事項に係るもの以外の補助金等につきまして、生活保護費等を除いて各省庁ごとに原則としてその一割を削減するという方針で行われたわけでございます。五十七年度予算においてはなおおむね二千六億円の削減が行われております。

ただ、この削減は、いま私どもが承知している限りでは、事務事業の縮減なり事務事業の繰り延べ等を前提として行われておるものでございまして、補助率の切り下げ等による地方団体への負担転嫁はされていらないと判断をいたしております。

○大川清幸君 そういふ状況なら結構なんです。が、昨年十一月に、昭和五十七年度予算に係る地方財政措置について」ということで各省庁の事務次官あてに、これは自治省事務次官通達というのですか、これが出ていますようにございまして、地方財政計画の作成をする段階で実際にはどのような実績が上がったか、これは御報告いただけますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 地方財政の健全性を確保していくためには、国庫補助負担制度の改善合理化なり国と地方との間の財政秩序の確立等、国の側における措置というものがどうしても多くなっているわけでございまして、私どもとしては、手おくれにならないように毎年度各省が概算要求のまとめを始める時期にいろいろ取りまとめて各省に要求をしておるわけでございます。

五十七年度予算に關しまして、いろいろと方針を立てて各省庁に要請を行ったわけでございしますが、その結果、たとえば補助単価については統計調査事務に關する地方団体委託費、それから地籍調査費補助金等につきまして改善措置が講じられる。また、補助基準につきましては、公立学校施設整備費補助金とか、保健衛生施設等施設整備費

補助金、これは保健施設等でございしますが、それについて所要の改善措置が講じられたわけでございまして、総額として事業費ベースで百二十三億円ということになっておるわけでございします。

それ以外に私どもとしてはいろいろな要請をしておるわけでございまして、補助金の運用方法の改善とか、各種の地域特例措置がもう期限切れになるのをそれを延長してもらいたいとか、地方への負担転嫁については反対であるといったような申し入れなどをいろいろしておりますが、かなりな部分についてはその実現を見ておるということでございます。今後ともそういった点については引き続きいて各省に要請していくつもりでございします。

○大川清幸君 ですから、補助金の整理合理化、これは自主的にやっていたらなら、方針としては大変結構だということに私も考えるわけですが、ところで、この補助金自体の本質にメスを入れて効果的な整理合理化をやっていたことがかなり望ましい方向だろうと思ひます。しかし、こうした一律削減方式みたいなことでやりま

と、不要不急のものが省かれるということにならないで、やっぱり事務量全体を維持していくという基本的な考え方がその底流にあるとすれば、間々補助率の低いものだけ集めて措置をして、適当な、まあ措置というのは言葉がいろいろい

○政府委員(土屋佳昭君) ゼロシーリングのこととてふところが窮屈になるということになりま

意思、同じ補助金の総額の中で事業量をふやすという意味では、おっしゃいますように補助率の低い方へシフトしていくということも、傾向として全然ないとは私も思ひません。ただ、そのこと

思ひます。そういうものではあるけれども、なるべく仕事をよけいやるということに全然そういうことがないかどうかということになりますと、やや五十六年度あたりでもそういう傾向が若干ございましたので、私どもとしてはそういうことは絶対ないよ

うに強い申し入れをしておるわけでございします。○大川清幸君 補助事業の中身について、もう隅から隅まで明らかにするなんというのは大変むずかしいことですからそれはさておくと、して、たとえば直轄事業費の内訳の中で見ますと、トータルで国の負担は〇・一％落ちていますよ、ね。

地方負担の方は六・九％逆にふえています。形だけ見ても評価をすることはどうかと私も思

うんですけれども、どうも事業の中身で見ても治山治水、道路あるいは港湾、海岸、漁港など国の負担額が減少している形になっておるわけですね。ですから、この見合ひで地方の負担増というやうなことがやっぱりおのずから起こってきているん

じやなからうか、こういうふうに思ひます。ね。国の方の低いことについてはいろいろな要素もあるし、特定地域に關連する例の国の補助負担の行革特例による六分の一カットもあるし、そんな影響もあるだろうと思ひますが、これややっぱりゼロシーリングの影響といひますが、そんなことで地方への負担に転嫁された部分全くないとは言えないんじゃないかと心配をしておるんですけれども、それは大丈夫ですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 直轄事業費をとらえてのお尋ねでございますが、御指摘のように、確かに国費が減りそれから地方費がふえると、こういうことになっておるわけでございします。この地方費のふえた中には、これもたまたま御質問の中でお挙げになりましたように、行革特例法によるこの六分の一カット、これにつきましては、御承知のように、財政金融上の措置を講じて支障のないようにするということでございますが、そういう要素がこの中に入り込んでおるわけでござい

ことによる地方負担の増加等ははね返っておりますが、全体の中の一部には、どうも明確な理由が把握できませんが、やはり地方の負担率の高い直轄事業費の方がふえたというやうな要因もあらうかと思ひます。

内容をきいて分析しておるわけではございせんが、たとえば道路事業費、いわゆる道路の建設の方でございしますと、これは四分の三が持つて、四分の一しか地方は持たないということございしますが、維持補修費の方になりますと、御承知のように二分の一、二分の一でございします。内容を見ますと、やはり維持補修費の方がふえておるということは言えようかと思ひます。ただ、率直に進んでまいってございまして、最近ではどちらかと申しますと、で上がったものを維持管理する方、この分量が傾向的にはやはりふえてきておること

も事実でございまして、これが地方への負担のしわ寄せのために意図的になされたとはちょっと判断ができないわけでございします。そういう意図的なものではこれはなからうと。

維持管理費に關する直轄事業費の地方負担のあり方につきましては、私どもかねがね問題にしておるところでございします。これは御承知のとおりでございしますが、それはともかくといたしまして、内容から分析すると、御指摘のようにやや負担率の高いものにシフトしていく傾向が全くない、これは言えないかと思ひますのでございします。

○大川清幸君 そこで、御承知のように、地方財政審議会の答申によりまして、存続する国庫補助金等、これは積極的に統合メニュー化、総合補助金化、こういうやうなことを図るべきである。あ

わけてその交付手続等の徹底した簡素合理化を図れというやうな中身にこの答申はなっておりますが、この財政の厳しい中で当局として

をいただきたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 国庫補助金等については、毎年度整理合理化ということで各省取り組んでおるわけですが、五十七年度予算におきまして、これは大蔵省で調べた数字でございませうけれども、いろいろな整理合理化が行われております。

この資料によりますと、整理されたものが二百四十八件で三百三十七億円。前年度よりも減額したものが七百六十六件で、合わせて二千七百三十五億円。補助率が引き下げられたものが七件、これは地方団体向けのものはございませう。それから統合されたものが七百八十六件。要するに、統合後が二百六十六件でございまして、五百八十件が減ったと、こういうことでございませう。それから終期の設定がされたもの——サンセット法でございませうが、これが百十七件。それから定員削減が八十五件で三十五億円という数字が出ております。その他合理化をしたものが八件というところでございまして、件数として延べ二千七十七件で三千七百七億円という数字が出ております。

きわめて概括的な数字でございませうが、こういうことに相なっております。

○大川清幸君 ところで、臨調関係で幾つか伺っておきたいんですが、臨調の第三部会、この審議状況がまたま新聞等で報道されたりしておるわけですが、この中で改革の原案に係る部分ですが、地方行政に関連のある問題が幾つか取り上げられておりまして、地方交付税の年度間調整制度を導入するという問題とか、基準財政収入額の算定の際の算入率の見直しの件等、これは大変問題なんです。こういうことは、交付税率の引き下げというふうなことにこれつながりかねない。また、先ほど初めのところで触れたんですが、地方財政の収支について、臨調の方々全部がそうだと私は言うつもりはありませうけれども、どうも財政のバランスがとれず、一千百三十五億を一時期の方へ貸すような形をとったりというふうなことが、どうも地方財政に対する樂觀を持たせるよ

うな契機になつていないんだらうかという心配をするわけですよ。地方財政計画の国に準じた歳出の抑制、そういう点では、先ほども問題になつておりました高い給与とか上乘せ福祉——こういうような表現については私はちよつと問題があると思つてゐるんですけれども、標準以上のこうした行政サービスの是正をさせるというふうな考え方も問題になつてゐるようです。言つてみれば、地方財政というか、地方行政財政を減量化させようという方向は、これは公正な立場でこういう努力をさせる方向で物を考えていただくなら余り心配ないと思ふんです。何か知らぬけれども、どうも地方財政を必要以上に圧迫すると言へば言い過ぎかもしれないが、財源を洗い出してぜい肉を落とすだけならいいが、しぼれるだけしぼつちやうとした上で、国の財政の方へのはね返りで多少財政再建でも案をしたいというわけじゃないでしようか、そんな材料にしたいという考えがあるかどうか、これはわかりませんが、結論的に言へば、地方財政の現状に対する認識が余りにこれは違ふんじゃないか。こういう論議をされること自体が。

そこで、調査会、あるいは第三部会の方に自治省からも出ていて、いろいろな実情の説明や報告をなさつて材料は提供してゐるんだらうと思ふんですけれども、その点についての対応はどうなつてゐるんですかね。こういう話が出てくることに、どうも心配が絶えないというふうな気がするんですけれども。

○国務大臣(世耕政隆君) これは、臨調の方へは、地方制度調査会の会長がこちらの関係でメンバーになつて出ております。それでいろいろ連絡をとりながらやつておるわけですが、余り審議過程の中でこつちでアドバランを上げないでくれというふうな意見もありまして、余りアドバランを上げないでゐるのでもございませうが、臨調の方で、地方財政が国の財政よりもゆとりがあつて豊かであるというふうに見てゐることは確かかなうであります。その根拠となるところは、つまり、地方公

務員の給与が国家公務員に比べて異常によ過ぎるところの地方団体がかなりあるということ、それからボーナスとかプラスアルファとか、いろいろなことがどんだん新聞などで出てまいりまして、そういうことが基準になつてそういう心証になつてゐるようでありませう。もう一つは、借金の金額が国の方が八十兆を超えてしまつて、地方の方はまだせいぜい四十兆ちよつとじゃないか、そういう評価もありますので、公営企業のあれも入れて、いや五十兆だというふうな説明してはゐるんですが、国よりもまだゆとりがあるというふうに見られてゐることは確かでございます。

そこで、われわれの方は、そういう印象を打ち消すために、やはり地方団体に対してもかなりきつことも言わなければならぬ、こういう状況でゐることは確かであります。

○大川清幸君 そういう認識が向こうに多少あるとするとやつぱり心配なんです、そういう点では対応措置をしつかりしていただきたいんですけれども、何か御答弁なり説明ありますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 基本的に大臣から申し上げたとおりでございまして、いまのような感覚がございまして、地方交付税についてもいろいろと議論がされておるわけでございます。しかし、私どもは、いまの臨調の委員の中に地方制度調査会の会長もおられますが、第三部会のいままに国と地方との財源配分等に関連して議論されておる場には、自治省の次官、財政局長などをされた方も入つておられまして、いろいろな勉強もその方もされるわけでございます。私どもとしては、実情を詳しく説明も申し上げて、いろいろと御説明もいたしたいと思ひまして、最近では、いろいろな経済の動向等もありまして地方財政そのものが思つたより案にどんだん黒字になつていくような感覚は大分払拭されてきたというふうな受け取つております。

これは、大臣がおっしゃいましたような基本的な風潮があつて出てきたことでございますから、今後ともわれわれとしては実態がよくわかるよう

にPRもしなきゃならぬと思ひますし、いろいろな機会をとらえて地方の財政の状況のみならず交付税制度の基本的な問題等についても十分納得をしてもらうように努力をしたいと思つております。

○大川清幸君 これは先々影響が出てくる問題で、特段の御努力をお願いしておきたいというふうな思ふんです。

ですから、毎年度歳入不足が出て、それを措置するためにいろいろな御苦労をなさつて財源の確保をしてゐる。一応年間のバランスが毎年とれて年を越してきてゐるわけですから、そういう努力は私たちも評価をするんですけれども、どうも地方財政に対する状況の判断というのは、それはうまく運営してきたと言ふべきことなんだろうと思ふんですが、それがどうもこうした調査会なんかでも実情を理解していただく条件になつてゐないようなところが、努力したわりには報われないというふうなお気の毒だと思ふんですけれども、いまお話しのとおり、特段の努力をなさるということですから期待をしておきたい、こういうふうな思ふんです。

その第三部会が考へてゐる交付税の年度間調整、この中身が最終的にどんなものになるのかというのはちよつとまだわかりませうけれども、過去の経緯を見て、特に五十年以降の実際の交付税特会の借入れですとか財源対策債の振替の措置など、これを見てみますと、おおむね二兆円前後、金額としては決して小さくない。こういうふうな実情から考へると、仮にこの第三部会で考へてゐるような調整制度があつたとしても、そんなに簡単に事務的に調整をするというふうなことはむずかしいんじゃないかならうか。年度間調整だの何だのという考へ方で処理をしようとしていま検討をされてゐるんでしようけれども、ですから、言つてみれば交付税の年度間調整、この技術的な範囲というか、域を越える問題じゃないんだらうかというふうな考へてゐるんですが、まだ答申なり報告が出ないので論議になるかどうかわかりませ

けれども、この交付税の年度間調整制度、これについてはどんな御認識ですか。もし仮に報告が出てきたらこれでやらざるを得ませんか。実情からいっただろぐわぬということになりますか。どうですか。

○政府委員(土屋佳照君)　まだ私ももういつた形で結論が出てくるのか、いろいろな情報はあるだけ入手するようにしておりますが、はつきりいたしております。いま御指摘のように、交付税における年度間調整とか、あるいはまた新しい発想で地方財政計画における年度間調整といったようないろいろなことが言われておるようでございますが、具体的にどんなことを考えておられるのか、私どもとしても果たして具体的な制度として成り立ち得るような方策があるんだらうかと思つたりしておりますが、結論が出ていないものにどうこう言う立場でもないわけでございます。

ただ、交付税の年度間調整ということにつきましては、これまでもいろいろな国会では御意見があったわけでございますけれども、やはりその時々、地方の財政状況などを勘案いたしまして、地方財政の運営に支障を来さない範囲内で予算あるいは法律案というかどうかで御承認をいたさながら年度間調整を行っておるわけでございます。特に、年度末に補正があったときは当該年度に使わないで翌年度に使うといったようなことも一つの年度間調整で、これはすべて法律を通じて御了承をいただいております。今後においても、中長期的に見てそれが非常に適切で妥当な措置と思われる場合は、私どもとしては地方財政全体の中で検討をして国会の御承認を得てやるということはあり得ると思いますけれども、それを何らかの形で制度化してルールをつくるといったようなことはなかなかむずかしいのではないかと思います。

しかし、いずれにいたしましてもどんな中身で
 どのような結論が出されるのかということがまだ
 はつきりいたしておりませんので、私どもとして
 も関心を持って見守っておるというような状況で

います。

○大川清幸君 時間がなくなりましたから、最後に確認をしておきたいんですが、先ほど申し上げた中の一項目ですが、基準財政収入額の算入率の問題なんです。これも改革案がどういう形で出てくるかという時間的な問題もあるんですが、この算入率の見直しですね、これが論議になっているようなんです。論議になっている根拠は何かというのと、これも必ずしも明確ではありませんが、留保率というか、算入率ですね、これが設定されたた時点に比べて今日では確かに国の予算規模に匹敵するだけの地方財政計画の中の規模になっているから、そういう点から考えると、おっしゃるように地方税収の規模も大変大きくなっているんですけど、パーセンテージは二〇%、二五%だけでも、留保財源そのものは大変実質的には大きくなっているんじゃないかという考えが向こうにあるんだらうと思うんですよ。

そんなことでこれの見直しの論議がどうもある
ようなんですが、この率の問題だけではなくて、
これらの留保財源がいっぱい問題になつてゐるが、
地方公務員等の高い給与、そつちにも流れてゐるが、
んじやないかと、とかくの御批判もあつたりと
いうようなことでございます。あるいは、先ほど
ちよつと話の出た上乗せ福祉、国に先駆けて何か
を住民サービスのためにやる、これがまるで悪い
みたいに言われているけれども、これは地方の自
主的な行政サービスの問題であるから、決してや
みくもに批判をするには当たらない。こういうよ
うなことから考えまして、財政措置としては二
〇%あるいは市町村の二五%、この辺の留保財源
を確保しておく方が財政運営上もいいし、各地方
公共団体の自主的な財政運営を確立する上でも当
然これは確保しておくべき問題であらうというふ
うに私は解釈をいたしておるんですが、これらは
かなりやはり確度の高い状態で手直しが検討され
ているみたいなんですけれども、この辺について
は全く心配がないのかどうか、お答え願ひたいと
思います。

○政府委員(土屋佳昭君) 基準財政収入額の算定に当たりまして、道府県で百分の八十、市町村で百分の七十五という基準税率を用いていることは御承知のとおりでございますが、これにはそれなりの意味があるわけでございまして、一つには、基準財政需要額の算定に当たって、地方団体のあらゆる財政需要を完全に捕捉して算入することが技術的に困難であるから、ある程度そういうものを残しておくということでございます。それからまた、自治体としての地方団体がそれぞれの地域の特性に応じて自主的に独自の施策を展開してい

くといふ余地をどうしても残しておく必要もあるといふこと。それから三番目は、税源の多少が地方交付税によって完全に均等化されるということになりますと、地方団体が独自に税源の培養の努力をするといふことを摘み取つてしまふ。いろいろなことがございまして、こういった制度がとられておるわけでございます。したがつて、もし交付税の総額を抑えるために基準税率を引き上げるというような議論があるとすれば、それは全く実情に合わない。いまの基準財政需要額そのものはまさにこういういった形で算定した基準財政収入額と交付税で成り立つておるわけでございますから、そつちを引つ込めるならば財政需要をいじらなければならぬといふたようなことになるわけでございまして、ただ単に、これをすれば税金をよけい見てそれだけ交付税率も引き下げていいんだといふたような単純な考えは、これはもう全然実情に合わないといふことも考えておるわけでござい

もちろん、基準税率を引き上げれば地方団体間の財源を一層均衡化させるという効果をもたららると思います。そういった点はあつたとしても、一方、地方団体の財源の自主性を保ちたいと思ふところも、あると思います。ですから、弾力性の幅を狭めてしまふということにもなるわけですが、多様な住民ニーズにこたへようとするためには、どの程度地方団体の財源の自主性を確保できるか、そこらにどの程度の余裕を持たせたいのか、これは議論してみればなかなかかわらないのか、これは議論してみればなかなかかわ

ずかしい問題ではあると思いますが、いま申し上げたような意味合いにおきまして、私どもとしては基準税率の引き上げには検討すべき問題がきわめて多いと思いますので、やはりこれは慎重に対処しなきゃならぬと思っております。

率直に申しまして、いまの臨調第三部会の中にはかなりそういった意見があるようでございますけれども、これを設けておる意義と、それを動かすとなればどういふ問題が起るのかということとを十分やっぱり納得して検討を進めてもらいたいと思っております。

○大川清幸君 時間がなくなりましたが、いまの御答弁ですと算入率の問題は現状がいかどうか、これは検討しなきゃならぬ問題だから、むずかしい問題だから慎重にということだったんですが、慎重に考えなきゃならぬという意味なんですけれども、検討の方向で慎重にやるということです。か、現状維持の方が妥当だということなんです。か、どうなんです。

○政府委員(土屋佳照君) 私どものいまの認識では、先ほどから申し上げた意味で、これをあえていまいじる必要はないだろうと思っております。ただ、いろいろ議論がされておりますので、その際、われわれが考えておることを十分踏まえた上で議論をしてもらわないと、単純に、交付税率を下げていいということにつながるような発想でやられては非常に困るということを申し上げたわけですね。

○大川清幸君 大臣もその点は御異論ありません。

○國務大臣(世耕政隆君) ただいまの局長の答弁と同じ考えてございます。

○大川清幸君 時間が来ましたから、残余の問題は別の機会にします。

○神谷信之助君 それでは、きょう私は、地方公務員の給与抑制の問題が一つ、それから地方財政計画に係る問題が一つ、それから地方税における大企業優遇税制に係る問題、大体この三つのテーマで質問をしたいと思ひます。

○国務大臣（世耕政隆君）　ただいまの局長の答弁と同じ考えでございます。

○大川清幸君 時間が来ましたから、残余の問題は別の機会にします。

○神谷信之助君　それでは、きょう私は、地方公務員の給与抑制の問題が一つ、それから地方財政計画に係る問題が一つ、それから地方税における大企業優遇税制に係る問題、大体この三つのテーマで質問をしたいと思います。

きよう当委員会でも議論になつて臨調の特
に第三部会の問題、状況なんかも含めて議論した
と思ひます。特に、臨調の方針というのがもう
すでに地方行政に非常に大きな影響を与えてお
ることは事実です。したがつてこの点、国と地
方の機能分担及び地方財政制度のあり方の問題が
第三部会で検討されておるわけですね。報道によ
りますと、一部はもう調査会の方に意見が出され
たという報道もあつたり、それは事実かどうかわ
かりませんが、そういった状況もありますので、
最初に臨調の方に、この第三部会では具体的に
六つぐらいのテーマで検討をされているというん
ですが、その六つのテーマの中身と、それから作
業の進行状況、そしてその部会の取りまとめの大
体のめどですね、まずその点についてお答えいた
だきたいと思ひます。

○説明員(陶山皓君) 御説明申し上げます。

初めに、全体の状況について御説明申し上げま
すが、御承知のとおり、第三部会は国と地方の関
係というテーマを取り扱つておりまして、実は、
ただいまの時間も第三部会定例日で開会中でござ
います。昨年九月スタートして以降本日が三十
一回目でございます。別途、二月に入りましてか
ら、機能分担と地方財政の問題を専断いたします
第二分科会というものを設置いたしまして、今日
まで十一回の審議が行われております。

第三部会のテーマは非常に大きなテーマで、か
つ問題が多岐にわたつておりますが、部会として
検討事項の整理がなされておりますのは、一つは
国と地方の機能分担の問題と当然それに関連いた
しますが、財源配分あるいは地方財政の問題、そ
して二つ目に広域行政というテーマが挙がつてお
ります。三つ目が地方行政の効率化、減量化とい
うテーマ、そして四つ目に地方事務官の問題、五
つ目には地方出先機関の事務の見直しと、大きく
分けますと五つのテーマが整理されております。
世間によく六つと言われておりますのは、たと
えば補助金の問題なんかも地方財政の問題に絡め
てその中に入つておりまして、これは数え方の問

題でございすけれども、以上申し上げたような
テーマが設定されてございす。

現在の審議の状況でございす。何分にも問
題が多岐にわたつたり、かつむずかしい問題でござ
いすので、各方面からのヒヤリングを相当時間を
かけ、かつ、フリートークングで論議の整理をし
ていただきまして、方向づけの議論に入りまし
たのは、部会及び分科会ともにやつと最近という
が実態でございす。

今後のめどでございす。基本答申に向けて
まず部会報告という段取りがございす。部会報
告のめどとしては、先般の調査会におきまして五
月中旬をめどとするということが決められており
ますが、第三部会につきましては五月のいつごろ
になりますか、いまのところ流動的でございす
けれども、審議の状況からいたしますと、ほかの
部会よりテンポが若干おくれぎみでございすので、
私どもの見込みとしては五月いっぱいには部
会報告にこぎつけたというところで御審議をお願
いしておるという状況でございす。

○神谷信之助君 あなたのいま言いました給与問
題、それから第二番目の地財計画に係る問題、具
体的な問題で少し後でお聞きしていきたいと思
うのです。

まず、給与の問題ですが、臨調の第一次答申、
あるいはそれに基づく政府の行革大綱、あるいは
最近報道されているいまの第三部会の作業の中
でも、地方公務員の給与の高位部分について抑制の
措置をとれ、それは財政措置を講じろとかある
は財政措置も検討しろとかいうようなことが報道
されておりますが、この財政措置というのは、具
体的にどんなことをお考えになつておるんです
か。

○説明員(陶山皓君) 申し上げましたとおり、現
在のところ方向づけの固まつた問題は具体的には
何一つございせん。テーマの中に、地方行政の
効率化、減量化というテーマがございすので、
そのテーマの中で地方公務員の定数管理とか給与
の問題が議論の中身として入つておりますけれ

ども、具体的にたとなれば給与の問題について抑制
方策とか具体的な内容とかいうことについて固
まつた議論はございせん。

○神谷信之助君 固まつた議論にはなつていない
ようなんだけれども、その議論の中では自治省に
対してそういう制裁措置といふか、それを自
治省にやらせようというようない意見はやつぱり相
当強くなるのですか。

○説明員(陶山皓君) 第一次答申の際には、先生
御案内のとおり給料、退職手当等の適正化という
観点から、地方公務員の給与につきましても、国
の「給与水準を著しく上回る団体に対しては、財
政措置を講ずる」という提言がなされたわけで
ございす。今回の基本答申に向けては、具体
的にどういふ内容の結論になりますか、いまのと
ころ全く流動的でございまして、議論の過程では
確かに地方公務員の給与の問題について、たとえ
ば国の水準を上回る部分に対して何らかの措置が
必要ではないかという観点の先生方の御議論があ
ることは事実でございすけれども、それに対し
て、臨調あるいは部会として具体的にどういふ提
言をするかというところまでの意見の集約は、い
まの段階では全然できておりません。

○神谷信之助君 第一次答申で、「財政措置を講
ずる」とありますが、これは何を予想されている
のですか。あるいは何を期待されているのか、具
体的な財政措置を。

○説明員(陶山皓君) 当時は第二特別部会という
ところでこの御指摘の問題を議論されたわけでござ
いす。ところが、当時、その第二特別部会の御議論と
して、何らかの抑制方策が必要だということから、
著しく上回る団体に対する財政措置という結論が
出まして、それが本調査会においても基本的に方
向は変わらなかつたということでございます。け
れども、当時の部会の御議論の中で、財政措置の具
体的な内容については必ずしも細かい議論はござ
いせん。財政措置の具体的な内容については、
非常に技術的、専門的な分野でもこれあり、政府
においてと申しますか、御所管の自治省において

具体的に御検討いただくべき問題であるというこ
とを前提に、何らかの財政措置が必要だという雰
囲気であつたと承知しております。

○神谷信之助君 一般に報道されているところで
は、臨調の出す答申というものは、実行可能なも
のではないとぐあひが悪いと言ふ。しかし実際に
は、「財政措置を講ずる」と言ひながら、その
具体的な中身というものはそれはおまへら考えろ
と、無責任なまゐる。したがつて、それを受けて閣
議決定した行革大綱では、「検討する」となつて
います。だから、何を考えるかわからぬから検
討せよという状況です。

そこで、それを受けて自治省の方では、どうい
う検討をして、具体的などんな措置をすでにやら
れていすか。どういふことをやられていすか。

○政府委員(土屋佳昭君) 臨調の答申では、「国
家公務員の給与水準を著しく上回る地方団体に對
しては、財政措置を講ずる」ということになつて
おるわけでございす。自治省としては、これ
は給与水準の適正化にねらいがあるということ
でございす。それから、まず、給与水準が著しく高
い団体に對して、その運用等の状況について報告
を求め、当該団体みずからが自律的に計画的に適
正化を図るよう個別指導を行うということにし
ておるところでございす。

この個別指導に基づいて関係地方団体において
自主的に計画的に給与の適正化が行われるものと
考えております。また、期待しているところで
ございす。財政上の措置については、私ども
としては、その計画的な給与の適正化の状況を見
ながら必要に応じて講ずべきものだと考えており
まして、第一次答申を受けて、たとえばラス指数
を基準とする等の方法によつて直ちに財政措置を
講ずるといったようなことは何もやつていないわ
けでございす。

なお、御承知のように、国の基準を上回つて支
給された期末・勤勉手当、いわゆるプラスアル
ファについては、特別交付税の算定上私どもとし
ては減額対象としておりますが、これは従来から

やつておるわけでございまして、臨調の答申に基づく制裁措置というものは別問題でございまして、この答申の後の状況はいま申し上げたようなことでございします。

○神谷信之助君 いまの、著しく高い団体については報告を求めているというやつは後で具体的にしたいと思ひますけれども、従来やつてこられた期末・勤勉手当にプラスアルファをつけている分については結局特交減額という措置をとつてこられたというところをおしやっていますね。これは時間の関係から、いままでの経緯からもう私の方から言いますけれども、結局そこは財政力に余裕があるという判断をして、そういう措置をした。だから、特交は限られてる財源なんだから余裕団体には少し遠慮をせよというのはいままでにはないかという言い方でいままでの御答弁をなさっているんです。

具体的にお聞きしますが、去年の暮れ、五十六年末の問題、これはいわゆる従来のプラスアルファの問題と、それから国の場合は旧ベースで期末・勤勉手当の支払いになっていきますね。それを新ベースでやつたところもある。こういったものについて一体総額だけの減額措置をなさつたのか。これをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(土屋佳昭君) 五十六年度の特別交付税におきましては、プラスアルファによる減額のうちで、いわゆる新ベースによつて支給した団体が百七十三団体ございました。それについては、いわゆる減額項目として算定した額が六十一億円でございします。

○神谷信之助君 従来のやつでは、プラスアルファをつけて……

○政府委員(土屋佳昭君) プラスアルファ全体でございましょうか。——プラスアルファ全体としては、対象になったのが三百十五団体でございまして、減額項目として立てられたものは三百一億でございします。

○神谷信之助君 そのほかに、議論になっていまして、ラスの高い順番で……結局上から百五十三

団体ですか、それに対する措置というのは、これはたとえば三月十八日衆議院の地行における答弁では、五十四団体に対してしかるべき措置をしたような答弁がありますが、いかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) いわゆる給与の個別指導団体におきまして、五十六年度の特交の額が前年度の額を下回つておるところもございします。これは先ほどから申し上げておるとおり、制裁措置としてやつたわけではございしませんで、その経緯を若干申し上げますと、五十六年度は特別交付税総額の伸びが御承知のように対前年度比二・七％ということできわめて低かつた。したがつて、特別交付税要因として個々の地方団体の財政需要を取り上げます際にも、おのずからその判定を厳しくせざるを得ないという事情があつたわけでございします。そういった状況のもとで、地方団体共有の財源であります特別交付税を実質的に公平に配分いたしますために、給与水準の著しく高い団体につきましては、一般の団体よりも財政的に余裕があると考えざるを得ないという実情を考慮いたしまして、個別のいろいろな事情のしんじやくを行つておるわけでございまして、その結果といつたしまして、個別指導団体でございしても、措置すべき財政需要のあるところは特別交付税の額が増加することとなつたところもございします。一方では特別交付税の額が前年度を下回るような団体もできたわけでございまして、五十四団体についてはそういったいろいろな事情のもとで減額になつたわけではございしますけれども、五十四団体だけについて特別の扱いをしたということではございません。

○神谷信之助君 五十四団体というのは、その百五十三団体のうち、ラスの高い順に一番から五十四ということではないということですか。

○政府委員(土屋佳昭君) もちろんそういうことではございしません。

○神谷信之助君 次は起債の方ですが、起債の申請に対して許可を与える場合に、給与が高いと、したがつて財源が豊かだということでは起債を認め

ない、遠慮をさせる、あなたが言われた遠慮をしろというとか、申請を取り下げる、無理でしようなどおっしゃつて申請をさせない、そういう措置はやられるんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 起債の許可に当たつて特別に制約的なことをする気持ちは毛頭ございせんが、私どもが起債の許可をいたします際は、当該地方団体の財政力全体を判断しながら起債を許可するわけでございしますから、そういった中で、当該団体の財政状況の中で、たとえばきわめて給与が高いとかあるいは期末・勤勉手当でプラスアルファを出しておるとかいったようなことは、やはり総合的な判断の中では入つてくると思ひます。特に、いろいろと国家公務員について国民の世論を背景に期末・勤勉手当の支給についても特別な措置がなされた、地方公務員についてもそれに準じて措置をするようにということについて、それ以上の支給をしたといったようなところは、これは財政上ゆとりがあるじゃないかというふうな議論ももちろん出てまいつたわけでございしますが、私どもとして、具体的にどこをどううたしたというわけじゃございせんが、そういったことは起債全体の配分に当たつて配慮するといふ態度を持つておることは事実でございします。

○神谷信之助君 これは五十年当時に、松浦さんが財政局長時代にこの問題を議論をしたときに、起債問題ではそういう、御遠慮願うといひますが、余裕ある団体とみなすと、こういう御答弁をなさつておるんですが、いづれにしても財政的に余裕がある団体という判断を自治省がなさるのであつて、給与が高いからそれに対する制裁措置として行つておるんじゃないかというのを強調されるわけですね。したがつて、すなわち現行制度のもとでは、そういう給与が著しく高いということに対する財政的な制裁措置を加えるということとはできない、そういうことだと思ふんですが、その辺は間違ひないですね。

○政府委員(土屋佳昭君) それぞれの地方団体が条例の規定に基づいて支給されておるものでござい

いますから、それが違法であるとかどうかという特別なものがない限り、その理由をもつて私どもが制裁措置を講ずるようなことはいたしません。

○神谷信之助君 それで、臨調にもお伺ひしますが、臨調の議論の中で、著しく給与が高いところの自治体というのは財政力に余裕があるという考え方がやっぱり支配をしているというように、まあ自治省はいまそう言つていますよね、臨調の中にもやっぱりそういう考え方は強いわけですか。

○説明員(陶山皓君) あくまでも、昨年の緊急答申の段階を前提に御説明をさせていただきますが、その際の第二特別部会の御議論で、確かに先生御指摘のような財政余裕というものを理由に抑制が必要であるという観点の御議論があつたことは事実でございします。

○神谷信之助君 そうなると、問題は人件費、いわゆる高い給与を出す、そういう団体は余裕がある団体という判定ができるのかどうかという問題が、これ非常に重要になるわけですね。それで、大臣。

ただ実際は、それぞれの自治体の財源というのは決まつておるわけですよ、多い少ないは別にして財源は決まつておる。その財源を知事なり市長なりはどこに重点を置いて使うか。地方自治の原則からいつたらこれは首長の責任です。権限である。しかもそれは首長が、知事なり市町村長がしたい放題できるわけじゃない。議会の承認を経なければこれは一文だにも支出はできない。こういう仕組みになつておるわけですから、だから、それぞれの地域の条件なりあるいは特に知事なり市町村長の考え方、より優秀な人材を集中をしてそして効率的に仕事をやつていこうという場合には、他の自治体よりは給与水準を高くするということとはあり得るわけでしょう。あるいは、橋梁道路なんかは重点を置くこと。その場合自治体の首長が、自治省が考えている基準財政需要額の中の算定基礎になつた土木費や橋梁費その他道路

費、これらを上回ってそこに財政支出をするということも自由なもので、地方自治が原則なんだから。あるいは、わが市は特に老人福祉施設に重点を置く、あるいは保育所をもっと建てよう、そこに重点を置く、そういうことも自由であるわけでしょう、自治なんだから。これは、交付税は一定の基準に基づいてそれにいろんな係数を加えて配分しているんですから。それで全体の枠としては、その地域それぞれの自治体の地方税収、あるいは使用料、手数料その他の金、あるいはあとは国庫支出金と起債ですわね、それだけの財源をもって、そしてそれぞれの知事なり市町村長がその住民のニーズをとらえ、その地域の経済の状態をとらえ、あるいはその地域全体の自然的条件もつかまえて、それで財政の支出の重点をどこに置くかというのをお考えになるわけなんです。たまたまその重点を人件費に置く。特に自治体の仕事は御承知のように人間がやるわけですからね、その部分がきわめて多いわけですから、その点でそこへ重点を置いてそういう措置をなさる。そうしたら、おまえのところは余裕がある団体だと、そういう判断ができるんですか。

これはもうきわめて政治的に、政治家の面から見てもらわないとわからぬと思うんだが、大臣いかがですかね、それ、事務当局の判断は、それは数字であつと計算しますよ。そんな問題じゃないでしょう。

○政府委員(土屋佳昭君) まあ大臣もお答えいだくとは存じますが、いろいろお話を伺ったわけでごいいますけれども、基本的には、地方団体の行財政運営は自主的に運営するべきものでございいます。したがって、財源の使途も当該団体の判断によるべきものであると存じますから、運営の実態はさまざまなのであるし、また、それは多様にわたってあたりまえだと思ひます。したがって、団体によってそれぞれ質の異なる政策や経費に対する財源の配分につきまして、一つの物差しで財源の配分を直ちに判断するということとは、一般的に言つてこれは困難であらうと

私どもは考えております。したがって、何でもかんでも、何か一つの事象をつかまえて一々あげつらつておるわけでもないわけでごいいます。しかしながら、期末・勤勉手当を国の基準を上回つて支給をするといったような場合には、給与費といういわば各団体共通した同質の経費に對しまして、国の基準と同じような基準によつて支給しております他の地方団体を上回つて財政支出を行つてゐるというものでございまして、また、客観的にそれは対比が可能なるものでございまして、財政的に余裕があると判断をして取り扱つておるといふことでございいます。

○神谷信之助君 客観的に何が……

○政府委員(土屋佳昭君) 客観的に対比、お互いに対比し得るということでごいいます。国を幾ら上回つておるといふことはつきりわかるということでごいいます。そういうことで財政的に余裕があると判断をしておるものでございいます。こういう判断に基づいて特別交付税の配分を行ふことは、地方団体共有の財源を實質的に公平に配分するということになるであらうと、私どもとしてはそういう方へ立つておるところでございいます。

○神谷信之助君 大臣も大体同じことでしょう。反対の意見があるのだつたら言つてもらふけれども、同じやつたらもう時間がなから……。それじゃ、そうおっしゃるのならもう一つ聞きますが、国家公務員と地方公務員の給与水準が著しい差が出てきておると。そういう地域というのは特定されてきますわね。だから、それはそれなりの原因があつたからさうなつたんでしょ。そういう原因についてはどういふようにお考えなんでしょうか。

○政府委員(大嶋孝君) これはいろんな原因があるであらうと思ひます。たとえば高度成長期に民間の給与が非常に上がった。それで職員を採用するために初任給を上げざるを得なかつたというやうなこともあるであらうと思ひます。また、そういう中で、いま申し上げましたように国家公務員に

比べて高い初任給を決める、あるいは運用によります昇給短縮でありますとか、あるいはいわゆるわたりといったやうなもの、それから給料表それ自体の問題といったやうなところから高いところが出てきたというふうな考えられるのではなからうか、このように考えております。

○神谷信之助君 いまおっしゃいましたけれども、いわゆる高度成長、一つは、政府自身が町村合併をどんどん進めていきましたわね。人口五万から市だけれども三万でも市になつてよろしいという形で町村合併をし、市をつくらせていきましたよ。だから、私の方の京都でも、昔は宇治町という町だつたけれども宇治市になつてきました。町村合併をして無理やり広げて。だから、それまでの町村型の、町役場、村役場型の行政とは質的に違つた都市型行政が必要になつてきているんです。それまでは小学校卒、高校卒、旧制中学卒というのが職員の大半を占めて、農繁期になれば三分の一ぐらい残つて三分の二は田植えに行く、それでも町民の皆さんから別に文句はなかつた。いわゆるそういう町村型の行政でよかつたわけなんです。

ところが、高度成長が進むと同時に、片一方では町村合併が進み、市ができてきて都市行政が要求される、こういう時期になつたわけでしょう、全国的に。特に、京阪神なり中部圏なり首都圏で。だから、そういうところでそういう仕事をこなせる職員を採用しようとするれば、たとえば私のところで言つと、京都府や京都市に勤めるよりもこっちに来てくれと、来てもらわなかつた。そうすると、初任給はそれよりは一号か二号は高くなりますよ。京都市で三年がばつてはるよりは、うちの方に来たら早いと、三年たつたらもう係長にしますよとか、いろんなえきを出さなかつたら来ないんです。これも事実です。ですから、実際の時期というのは職場の中の資金体系というのは非常に混乱をした時代ですよ。悪戦苦闘しているわけなんです。いい都市行政を進め得る職員、人材を集めるために。そういう形で、ああいう状況ができてきたわけでしょう。

しかも今度は、出てゐるいまの給料表というのは、国家公務員の給料表は八等級までありますわね、一般行政職で。ところが町村へ行くと、大体下から四つぐらい、八、七、六、五ぐらいですわ。ちよつとでかい、一万を超える町村でももう一つ上ぐらいまでの給料表しかないわけだ。それが合併して市になるわけですよ。そして、一遍には上げられぬから、せいぜい六等級ないし七等級まで。だから、国の一等級、二等級、三等級ぐらいの部分には頭切りして、それで給料表をつくらざるを得ないわけです。

それで大量に人員は採用せないかぬ。こういう状況から、どうしたつて八等級の天まで行つて、給料表にもない人がだつとたまつてくる。私なんかもういつもそうでね、ずっと順番にとかく頭打ちしてね、そして二、三百人たまつてくるとこれは人事管理上ほつとおけぬわけでしょう。昇給させないといふことはできない。何は特一だの特二だのつてみたつて限りがある。だから平でももう一つ上へ上げられるようにする。だから係長相当職とか課長補佐相当職とか、いろいろなやつをつくらざるを得ない。それがいわゆる運用上の問題でしょう、いま言つていたところの。そういう給料表自身、あれは二十七年か八年以来、現行の給料表は変わつてないんです。

ところが自治体の方の体制というのは大きく変貌してゐるわけです。それをそのままに温存して、強制するから、やむを得ずはみ出さざるを得ない状況というやつが出てゐるわけでしょう。そつちの方をほつたらかしておいて、現象だけ見て、それで高いののののと言つてみても、實際問題現場では直しようがなかつた、そんな簡単に一遍には。勝手に独自の給料表をつくらせてゐるところも一部ありますわね。それはよほど英断がある首長さんであつて、一般的にはなかなかつかれないんです。自治省の監視が厳しいから。だから、無理に無理を重ねて、言うならば継ぎ足し継ぎ足しの現在の給与状況になつてゐるというの

が、実際のいまの現状でしょう。それを何とか強引にやろうとおっしゃるんだけれども、私はそこに一つは無理がある。そんなら昔の町村型の行政に戻った方がいいことなのか。そうでないでしょう。都市型行政をもつとやらす。だからそういう方向をやるということ、私は、一つは大事だと言ふですね。

余裕がある団体というのはいまおっしゃいましたけれども、給与水準というのはいま一番対比しやすいと、こうおっしゃるわけだ。対比しやすいものからそうやって一つ一つ、おまえのところは上回っているからと対比をしてつづいていくということならば、臨調が盛んにおっしゃっている上乗せ福祉にも、これも対比できるわけだ。国の水準にしてしまつて、全部七十歳以上なのにおまえのところは六十八歳以上で老人の医療費を無料化しているのは、これはけしからぬと。それは対比できませんよ、対比しやすいんだから。おまえのところは財源が余裕があるんだ、だから別のことを考えろ、と。同じ論法になつてくるんです。そういうことについては、上乗せ福祉に対して臨調が攻撃されるについては、先ほどの答弁ですと、自治省としては反対だとおっしゃるんだけれども、しかし、同じ対比しやすいものから征伐していくという考え方というのは、私はそこに一つ大きな問題がある。しかも給与体系というの、先ほどから言いますように、首長が勝手に決められるものではないに、その職員団体とも交渉もするし、合意に達しなければならぬし、しかも議会の承認も要するし、それに対して批判があればまた監査請求も出てくるし、それでまた住民から批判されればまたそれはそれなりにそれぞれの自治体自身が考え処理されていくことです。それを上の方から強制をしていくという、そういうやり方では、地方自治の芽を摘んでしまう。私は地方自治の根本にかかわる問題だからきわめて大事な問題だと思ふんです、そういう点から。

そこでもう一つ、個別の行政指導の問題ですけども、あの通達を見ますと、いま上回っている

団体の問題は先ほど聞きましたが、先ほどの答弁ですと、具体的に報告を求めて、計画の提出を求め、それに対して個別指導をやつて、そうして自主的に改善をしたらええじゃないかだけれどもそれを聞かなければ財政措置、また、財政措置はまどうするか決まらないうけないけれども、こうなるわけですね、段取りは。そうすると、まさにそういう意味では、いまの財政措置は何をするかそれは決めてないけれども、言うことを聞かなければ最後には財政措置をやりますよというところを含めて、去年の暮れのある百五十三団体に対する指導の通達というものは出されているわけですか。

○政府委員(大嶋孝君) 昨年の通達は、まず百五十三団体について給与水準が高いことはラスで見ても当然わかるわけですが、そこそこの体面な高収入だ、どういふところを直せばいいわけの適正なものになるのかということもまず知つていただきたい、分析をして知つていただきたいというところが第一点でございます。それで、それがわかればおのずとどうすればいいかということが出るわけでございます。それらにつきましましては自主的に自律機能の発揮によつて直すべきところを直していただきたい、こういうことを言つておるわけでございます。

いまお話ししているいわゆる財政措置につきましましては、あの通達では触れていないところでございます。いまお話ししているいわゆる財政措置につきましましては、あの通達では触れていないところでございます。

○神谷信之助君 だから結局、あなたの方が個別指導をやつて、それで従わなかつたら最後は財政措置をするというわけでしょう。

○政府委員(土屋佳昭君) 先ほどから申し上げておりますように、私も財政的な余裕があるというところでやつておりますのは、期末・勤怠手当のプラスアルファというものがとらえやすいし対比しやすいというところでやつておりますというところとございまして、給与水準が高いということ、いままたたとえばラス指数等を基準にしてやつておるわけでもない。そこで、百五十三団体についていま個別指導をやつて、公務員部を中心に適正化に

ついて指導をしてもらつておるわけでございます。私ももとしましては、地方団体がまさに自主的に自律的にこれをおやりになるということをお願いしておるわけでございます。そのために適正な計画を立てて、そしてそれを計画的に遂行していくというところをお願いをしておるわけでございます。給与のいまの水準というものは、御指摘のございましたように、過去にいろいろな実態上理由があつて今日に至つておるわけでございますから、必要なものもあればまた昇給短縮なりわたりとかいったようなものも積み上げもありましようし、それは過去のものがありますから、一遍でいままその状態にあることを直ちにけしからぬということをやるといふことをしておるわけじゃないというところを申し上げておるわけです。

ただ、自主的に自律的にいろいろと計画を立てておやりになる場合に、こういう形でいたしますらかしていただくような場合には、一体国民の批判としてはどういふことになるんだろうか、いろいろな事態が出てくると思ひます。そういう状況を見た上で、一体どうしていいかという状況を今後実態を見ながら検討をいたしたいというところをございまして、具体的にどうするということまで詰めておるわけではございません。

○神谷信之助君 もう一遍はつきりしてほしいんですが、報告を求めて、それで助言指導をなさる、それに対して、われわれの方はこういふ理由でそれは納得できません、聞くことはできませんと言つても、別にどうもないですね、それじゃ。

○政府委員(大嶋孝君) 現状を分析していただいて、問題点がわかればその段階で、いや私のところは何もやることはないんだという正当な理由があれば、そういうこともあり得ると思ひますけれども、やっぱり直すべきところがわかれば私のところはほつておきますというところはないものというふうには私は私どもは期待をいたしております。○神谷信之助君 正当な理由があればとおっしゃ

いますが、正当な理由は結局公務員部長の判断じゃないですね。当該の知事さんなり市町村長が、おれがやつてゐるのは間違つてないや。それはけしからぬと言ふわけにいかぬわけでしょう。おまえのところの給料は高過ぎるんだ、それは間違つておる、けしからぬと言ふわけにはいかぬでしょう。

○政府委員(大嶋孝君) 先ほど申し上げましたように、いわゆる非常に高い初任給でありますとか、あるいは運用昇給でありますとか、あるいはいかにゆるわたりでありますとか、そういうようなことは私は私としては直していただかなければならぬものだと思つておりますし、したがって、百五十三団体につきましまして、正当な理由とはいふか、はつておいていいという正当な理由はほとんどないだろうと思つております。したがって、自分とこの当然各地方自治体といたしましては、自分のところの給与水準というものは、今日このやうな批判を受けておる時期でもございまして、直すべきところはやはり直すというふうな自覚を持つていただきたいということをおっしゃるわけではございません、その期待に私はこたえていたことを申し上げたわけでございます。

○神谷信之助君 特に県、それから指定都市、それから相当のところでそれはそれそれ人事委員会を持つてゐるわけでしょう、その人事委員会が、あなたの方の言ひ方で言つたら役に立たぬ人事委員会もあるかのような、非常に無視されたやうな答弁もありましたけれども、それが地方公務員法に基づいた権限に基づいて調査をし、そして勧告してゐるわけですよ。同時にそれは、片一方では首長が判断をし、そして職員団体側と合意に達した。あるいは達しない場合もあり得ますけれども、そして、最終的には議会の承認を得る、こういう状況ですよ。

たとえば、これは埼玉の例ですが、国家公務員の初任給がいま高校卒で八万五千九百円ですが、大学卒が十万六千九百円です。埼玉県の初任給は

そんな報告を集めてやってみて一体どんな効果があるのか。それよりもっと大事なものは、私は、地方自治をどうやって守り育てるか。それは、中には高いところもある、むだもあるでしょう。市長が選挙に勝って、それで自分のお気に入り秘書に連れてきて、それでべらぼうな資金を出しているところもありますよ。それは長続きはしないんです、そういうものは。必ず住民の批判が起こつてそれはやめざるを得ぬという状況になつてきます。時間をはかるけれども、そういうことで地方自治というのを大事に育てていくということを、人件費の問題も含め、その地域地域の決められた財源の中でどのように財源を捻出しながら住民の要求にこたえていくのかというのは、それこそ自治体に任せるべきだ。

私は、そういういろんな話を聞いていると、そんな報告に基づいて個別指導するというのはまさにナンセンスだ、おやめになった方がいい。それこそむだな仕事ですよ。税金のむだ遣いもはなはだしいと私は思うんだけど、大臣、この点どうですか。

○國務大臣(世耕政隆君) おっしゃることもわかからぬではないんですが、大体自治省というのは常識的な役所でございまして、わりあい社会通念のようなものを大切にしているから、地方に対する呼びかけでも、いろいろ総合的に調べた上で、その上で判断して指導するという形をとっていますので、給与に関する地方団体に対する指導でも、

思つております。

○神谷信之助君　大臣がそうやと云うて承認してしまふとなら部下の職員は立つ瀬がないというようなことになりますからね。それはそうおっしゃらざるを得ぬだらうと思いますが、私は、本来地方自治をどう育てるか。まだ生成過程ですからね、誕生して間もない、本当にまだそういう意味では

乳飲み子とも言えるような、あるいは幼年期というか、まだまだそういう段階です。だって財政的にひとり歩きできないんだから。そういう状況ですから、それをあえてそういう指導で画一的な方向でやろうというのとは大きな間違いだと思う。

それで、あの通達で、「対象団体」の最後の第五項でしたか、都道府県がそれに類似するような団体についてはやってもよろしいというやつがありますね。あれは何ですか、その県なら県で二つなり三つなりがあの百五十三の中に入っていると、それ以外のところは全部ということですか。

○政府委員(大嶋孝君) 一つには、先ほどの話とも関連をいたしますけれども、たとえば、一部の地方公務員がすべての悪い代表であるというようなお話もあったわけですが、一部の高過ぎる団体が結局すべての地方団体の給与が高いという印象を一般に植えつけておるといふことも、これも否めない事実であろうと思います。私もそれはそういう意味で、本当の意味の地方自治権というものを拡充していくために、どうしてもこの一部において高過ぎる給与というのがい

わゆる地方自治不信を招きかねないというところからやっておるわけでございます。

たしか前の委員会であったと思いますが、私も、百五十三については自治省が直接内容を把握をして適正化を進めていただきますということをお願いしたわけでございます。それはそうといたしまして、もちろん低い地方自治体もあるわけでございます。ですから、残りは全部県でやってもらうという意味ではございませんで、やはりそれに準ずるような、あるいはそこまで至らぬにしても高過ぎるというところにつきましては県の方で指導を進めていただきたい、こういうのがいま御指摘の最後の部分でございます。

○神谷信之助君 いや、だからその点は、ラスパイレス一〇〇を超える団体は全部やりなさいと、そういう趣旨でしかと言っているんですよ。

○政府委員(大嶋孝君) 私どもは、ラスパイレス一〇〇でなくてはならぬということをお願いした

ことはございせんので、それはそれなりに各県あるいは各自治体が自主的に御判断になる部分があるうと、こういうふうな考えております。

○神谷信之助君 名前はあえて言いませんが、ある県では市は全部やっているんだね。その県では、あなたのところのランクの中には二つだけが入っているんだけれども、残りの市は全部同じように今度は県がまねをしてやる。これには基準も何もないわけですね。そういう点ではこれは若干あなたの方の趣旨とは違うわけでしょう。

○政府委員(大嶋孝君) 内容的に、正すべきものがあるものを正していただくということにおいては、私どもの趣旨と異なるというところはございせん。

○神谷信之助君 何ですか、内容的には異ならぬと……

○政府委員(大嶋孝君) その団体の給与の制度なり運用といったものの内容的に正していただくべきところがあるということでおやりいただくならば、私どもの方針と何ら変わることはないというところでございせん。

○神谷信之助君 そうすると、給与の決定、それから給料表の運用、これは実際はそれぞれの自治体の条件に応じて判断をして運用をするということとは絶対許されないことだというわけですか。国

のとおりやらない、それ以外のことは絶対許さぬと、そういうことをおっしゃるんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 原則は国と同様の方向でやってもいいと思っておりますけれども、そのほかのことがすべて許容できないものであるというようになことを申し上げたつもりもございせんし、また、そういうつもりもございせん。ある程度は地方自治体のいわゆる自主的な運用と申しますか実情と申しますか、そういうものに合う形で運用していただくことは、これは差し支えないものだと思うんですが、余りそれがかげ離れて非常に高過ぎるようなことになってまいりますと、これはやはり問題があると、こういうふうに思っております。

○神谷信之助君 高過ぎるかどうというのは自治省が判断すべき問題じゃないと私は思う。それは、それぞれの地域の住民が判断します。京都でもそうですよ。町で古い職員もおるし、あれで百人足らずの職場ですからね。そして四等級しかないわけですね。そうすると、長くなると一等級になっちゃうわけですね。半分ぐらいが。だけれども、一等級といえども国の基準で言うたら五等級でしょう。五等級といったら、せいぜい二十万台の給料表ですね。だから、自分の給料表を持つてずっと町民の間を全部回って、これがどうして高いんですかと。問題は、等級の上がないからそれだけの話であって、そういう話がある。あるいは、宇治市でも盛んに議会で議論になってやっていますけれども、みんな自分たちの給料表を持って市民の戸口を回って説明をしたら、いや、あなたそんな低かったんか、じゃ、高いのはだれなんやと。それは局長だとか特別の人もありますよ。これも本当に高いのかどうかというのは、私はそれ自身も疑問なんです。それは首長の判断とわれわれの判断が違つかどうかは別にしても、首長が必要と思つて、また、それだけに値するとしてそれだけの賃金を払うわけですから。

それで、そのことについて文句がある、問題があるならば、それは市民が主人公なんだから判断をすればいい。それを全部国の基準に、あるいは若干の運用の程度まではいいけれども、高過ぎるところがあるのはけしからぬという考え方自身は、まさに何といひますか、自治省なり政府が自治体の上におつて、そして自分たちの決めた枠の中に抑え込むんだ。これでは地方自治じゃない、昔の天皇制官僚時代の市町村とまでは言いませんけれども、まさにその方向になるだけの話で、だからこの点は私は根本的に意見が違ふ。これはまあ実際問題として、先ほど言いましたように、きわめて実際にはナンセンスな問題がどんどん起こっています。

こればかりやっているわけにいきませんから次の問題に移りますが、その点ひとつ実態にも即

し、しかも基本はやっぱりいま言いましたように、地方自治をどう守り、発展をさせるか、その判断は、主人公というのは住民なんだからということ、を、しかもそれを支えていく上で、そこで働く労働者の自主性、創意性をどう発揮をさせるか、それにこたえるようなやっぱり賃金体系なり賃金水準というものを考える必要があるという点だけを指摘をして次の問題に移ります。

臨調の方、お待ち願っていますので、次の地財計画の問題では先に臨調の側の御意見をずっとお伺いして退席願うと。公務員部長の方はもう結構です。

それで、あなたがおいでになる前に、先ほどからも若干出ておつたんですけれども、あるいは当委員会でも前に出ているんですけれども、報道によりますと、地方財政に余裕があるとか地方財政は放漫だとかそういう考え方が非常に強いという、そういう報道があるんですけれども、事実かどうか、事実とすればどういふことなのか、理由はどういふ点にあるのかという点をまずお伺いしたいと思ひます。

○説明員(陶山皓君) 同じことを繰り返してまことに恐縮でございますが、第三部会の現在の審議の状況は、具体的に詰まった話がございせんので、いわば方向づけの論議の中途の過程であるということをお願いを御説明を申し上げます。

地方財政の問題についてはもちろんテーマの一つに挙がっておりますので、いろいろな御議論があるわけでございますが、私の承知いたします限り、たとえば地方財政に余裕があるから何らかのその手段が必要だというふうな方向での議論が部会の先生方の大勢を占めているとか、そういう雰囲気強いとかというふうなことはございせん。

○神谷信之助君 それでは、次の問題は地方交付税ですね。この臨調第三部会の、報道されているものしか知りませんから申し上げるんだけれども、それによると、改革案の要旨の中に、「低成長期に対応した地方財政システムの合理化」とい

う

う項があつて、地方支出水準の長期的安定のために交付税の年度間調整制度の導入等の検討の必要という問題が報道されているんですがね。これは実際にそういう意見があるのか、あるいはそれはどういふ趣旨なのかという点、いかがですか。

○説明員(陶山皓君) 先生が御指摘の報道と申しますのは、恐らく本日の朝日新聞ではないかと思いますが、申し上げましたとおり、格別方向づけが固まつた問題はありませんで、まあ新聞報道は恐らくはいろいろな議論の過程で部会のあるいは分科会の先生方の御議論をその都度事務局の方で整理をして議論の素材を提供するという、これは本来の私どもの仕事でございますので、御議論の都度そうした整理メモ的なものをつくつておるわけでございます。

(理事当尾良孝君退席、委員長着席)
そうしたいわば議論の過程——いつの段階かは別といたしまして、それが新聞紙上に間々報道されるということがございますので、そういう意味で御理解をいただきたいわけでございますが、部会なり部会のその構成員の先生方は御案内のとおりいろいろな御経歴なりお立場の方がおいでになりまして、したがっていろいろな御意見をお持ちであるということ、これは当然のことでございます。御議論の過程でその新聞報道にありましたような年度間調整という問題が一つの物の考え方としてあり得るのではないかと問題提起と申しますか、そういう意味で御意見があつたことは事実でございます。

なお、意見の集約とか結論とかという意味ではございませんので、それをめぐつてのいろいろな御意見が、いろいろやりとりはあるわけでございまして、過程の議論の詳細につきましては、この段階で御説明申し上げることはお許しをいただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 この年度間調整というのは、本来個々の地方団体がやることになっていゝるんですね、いまの制度はね。もちろん交付税制度、地方財政法及び交付税法をつくる前の段階の地方制度調

査会では年度間調整の問題も出ていましたけれども、結局は個々の団体が年度間調整を行う、いわゆる国ではそれはやっちゃならぬというように現行法はなつていますよね。だから、それにあえてメスを入れようというのは、結局のところは交付税率の引き下げをねらつていゝるのではないかと、うかつた見方もあるし、しかし年度間調整やるといつたって自然増ばかりじゃないんで、自然減の減収の場合もありますからね。だから、そういった点を考えたりしますと、この年度間調整の導入というものは、本当に現行の地方自治制度をよくお知りになつた上での考えなのかどうかという点が一つ疑問があるという点は申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ、交付税の均てん化を図ろうという話が出ていゝるというんですけれども、これが事実かどうか。均てん化を図るといゝるのは一体的に言つてどういふ方法をお考えになつていゝるのか、また、何のためになさるのかという点が疑問なんです、この点はいかがですか。

○説明員(陶山皓君) 先ほども申し上げたような趣旨で、地方財政の合理化と申しますか、そうした観点で部会のメンバーの方々の中にもいろいろな御意見があるということでございますが、その中の一つに、先生先ほど御指摘のような均てん化というふうな問題提起があつたということでございます。私どもの理解では、その御意見を均てん化して、私どもの理解では、その御意見を均てん化して、高度成長期から安定成長期に入つて、地方財政全体と申しますか、国の財政も同様でございますが、国、地方ともにパイが小さくなつてきておる、そのいわばパイの分け方と申しますか、そういう趣旨で、全体の枠組みの中での均てん化ということとを少し考へてみたかどうかという趣旨の問題提起ではないかというふうに理解をしております。

○神谷信之助君 いまおしやる御意見ですと、そういう御意見は結局パイが小さくなつたものだから交付税率の引き下げでいけばいいじゃないか

ということにもつながつてくる考え方になつてくるので、これはわれわれ地方行政問題を扱つていゝる者としてはきわめて遺憾というか反対せざるを得ない。実際の地方財政といゝるのはきわめて厳しい状況にあるというふうに考へていゝます。

その問題は別にしまして、次の問題をお聞きをしますが、先ほども同僚委員からこれは自治省の方に質問があつて、財政局長が答弁をなさつていゝましたが、臨調部会の中で、この基準財政収入額の算定の基準税率を、府県八〇%それから市町村七五%にしておるのはいけしからぬ、これは余裕があるんじゃないか、一〇〇%にしたらどうなんだという御意見があるんですけれども、しかし仮に一〇〇%にしますと、これはそのかわり使つても全部自治省で握つて計算をし出さなきゃいかぬ、そんなことは不可能な問題だし、それから自治体ですから、国の出先ではないんだから、それぞれ地域に合つた政策がとられる、それに必要な財源といゝるもの、この余裕といゝるやつがなけりやならぬわけだし、もう一つは、逆の面から言つて徴税意欲を失はれるといゝる問題があるんじゃないかという財政局長は三つの点から反論されておりましたけれども、こういゝつた点についてはどうなんですか。そういう御意見が出ておるようだけれども、財政局長にかつていゝま私がさつき答弁されたのを申し上げたんだけれども、そういう点の御理解のほどはどういゝる状況なんですか。

○説明員(陶山皓君) 何度も申し上げますとおり、具体的な議論の過程につきましてはこの段階ではお許しをいただきたいわけでございますが、御指摘のような御意見がいろいろな多くの御意見の中のひとつとして部会において問題提起的な意味でなされておるということはそのとおりでございます。しかし、これにつきましては、当然のことながらいろいろな角度からいゝる議論が可能な問題であらうと思ひますし、現に部会におきまして、先ほど先生御指摘のような観点からの御議論も出ておるということをお聞きをいたしたいと思ひます。

○神谷信之助君 それから、東京都が特にねらわれていゝるようなけれども、東京都を初めいゝゆる不交付団体があつたんですね、これは余裕があるんだから超過財源があるはずだ、だからこれを吸い上げて全国にばらまいたらいゝという考え方もあるように聞いているんですが、これは事実かどうかという問題。

私は、そんなことをすればまさにそれこそ地方自治の否定だし、われわれから言ひますと、東京都は逆に不交付団体といゝる扱いのため義務教育費国庫負担の問題やあるいは譲与税その他いろいろの問題で逆のいゝめを食つてやつておる。だから決して富裕団体といゝるようなことが言へるところの懸念はございません。逆に都区合算方式をやればもつとも交付団体がふえてくる。そういう議論はいままで当委員会でも何回か繰り返してゐるんですけれども、こういゝうな考え方といゝうのは、こつちに余つておるやつをこつちへ回したらいいんじゃないかといゝうようなことではございまして、それぞれの自治体の特殊性なり、それからそれぞれの自主性なり自律性といゝるものを否定することになるんです。そういうふうに思ふんだけれども、そういう意見はやっぱりあるんじゃないか。

○説明員(陶山皓君) 問題提起的な意味で申し上げた御議論があつたことはそのとおりでございますが、これに對しましては、ただいま先生がまさしく御指摘なさつたような観点からの御意見が展開されておるということも事実でございます。

○神谷信之助君 それからもう一つは、先ほど給与問題は言ひましたが、いわゆる上乗せ福祉に對してそれは超過課税をしたらいゝやないかといゝう議論があるといゝうようにも聞かれています。これは増税なき行革を進めるといゝうやりながら片一方ではそういうところに対しては超過課税をやつたらいゝやないかといゝうのもその線では矛盾をするし、もう一つは、やっぱりその首長さんのそれなりの、その地域の条件、人口構成あるいは要求の度合い、そういうものに應じて議會の承認を得てやられることですね。それに対し

て、逆に懲罰的なそういう態度、超過課税でなければ福祉課税ということになってきますね、給与費を同じで。だからそういう考え方自身、私は地方自治の原理から言うときまにけしからぬ議論だというふうに思うんですが、この辺はいかがですか。

○説明員(陶山皓君) 御指摘のような問題についても、論議の過程で問題提起の意味で御意見があったわけですが、先ほども申し上げましたとおり、こうした問題についても同じく、まさしく先生御指摘のような観点から非常に大きな問題であるという御意見もかなり強く出ています。ということをお願いしたいと思います。

○神谷信之助君 私は、一昨日の当委員会の質問の中で特に、臨調はいろいろ御苦労なさって調査もし、ヒヤリングをし、あるいは議論なさっているんだけれども、その中身、過程です、これがなかなか実際には明らかにならない。だから先ほど私は、報道に基づいてその中で感じた点を、時間の関係もあるから全部は追いつけないんだけれども、幾つかの重要な問題は地方自治に関する問題として提起をしたんだけれども、しかしそれに対する御答弁も、こういう意見もあるしそれに対する反論もありましたということであって、これはここでやつと、そういう二つの相異なった意見があり、そういうことで議論があるということがわれわれはわかったわけですね。

報道の限りでは、いま言ったように、交付税率を下げられないかとあるいは超過課税とか、いろいろあるんですよ。そういうことでは本当に国民の前に公開をされた議論が進められているということにはならない。本当に国民の納得と理解の上で行政改革を進めようとするれば、その議論の過程、その議論それぞれの根拠、こういったものをもっと大胆に国民の前に提起をして、そして国民的な議論を展開する中でそれらをくみ上げて答申をつくっていくということになれば、まあ賛成もあり反対もあるにしても、ある程度の国民的な

コンセンサスを得やすい条件というのはつくられるわけでしょう。ところが自治省に聞いてもなかなか中のことはよくわからない、公式には言えない。いろいろ実際には知っておっても公式には言えない。でもやつときようは来てもらっていろいろ聞いて逆の意見もあるということのはわかった。しかし、どっちがどうなっているというのはまだわかりません、こうなっているんです。

だからそういう問題を、そういう二つの意見なら二つ、三つなら三つの意見があつて、何を根拠にしてこう言われているというのをもっと明らかにしてもらえば、国会でも議論するし、あるいはまたそれぞれの自治体関係者の中でも議論になるし、あるいはまた国民自身直接関係のある問題は国民の問題として議論になるでしょう。それができていないのです。この点は一体的なように臨調の中でお考えになっているのですか。とにかくそれまでの過程は一切抜きにして、結論が出てから結論をばんと出す。そして後は、政府は尊重すると言っているんだから尊重しなさいということになってしまったら国会も何もないですよ。ファッショ的な運営だと言わざるを得ないですね。だから、その辺のところは臨調の中ではどういうようにお考えか、お伺いしたいのです。

○説明員(陶山皓君) 私は、第三部会担当の主任調査員ということでございまして、ただいまの先生の御意見について直に御説明を申し上げる立場にはもちろんございせんが、外部への議論過程の公表という問題につきましては、本調査会においても先生方いろいろ御議論がかねがねございまして、基本的には、私どもの承知しておりますところでは、議論の過程がすべて外部にそのま公表されたときに、いわば臨調として、調査会及び部会を含め自由闊達な議論と申しますが、その阻害要因になり得ることもあるという趣旨で、議論が揺れている段階の状況をそのまま生でストレートに出すということについては、調査会の御判断は必ずしも積極的ではないというふうに承知をいたしております。

なお、部会とか調査会、最近連日ございます、報道関係に對しましては議論の状況のポイントについてはその概要をその都度発表するということはいたしております。

○神谷信之助君 だけれども、報道をされているから、報道機関にはおっしゃっているから出るんだらうと思うんだけど、たとえば「年度間調整制度の導入等を検討する必要があるのではないか」と、こういうことですか、これはいいのかわるのか。このことをせよという根拠は一体何なのか。それに対して反対の意見はあるのかないのか。反対はどういう理由を持っておるか。さっぱりわからぬ。こんなことを言われたって公表されたことにならない。何が議論の対象になっているかということはおわかりません。しかし、何でそういう議論が出るのかというのはわからぬ。

私は、確かに議論の過程を全部出したらいろいろ混乱をするという意見もあるかと思いますが、あれだけ何回もヒヤリングなさり、それから関係省庁から資料を求め勉強をされたわけですから、出てくる意見というのは思いつきの意見ではないはずだ。それなりの根拠を持って意見を出されるのだらう。だから堂々とそれは公表したい。公開したい。それに対して議論をして、なるほどおれの思い違ひだったということになればそのことは明らかにしていく。そういうフェアな態度を公開の条件の中で進めて初めて民主的な行政改革という方向がつけられていくんだというふうに私は思うんですよ。

だけれども、第三部会の主任調査員の陶山さんにもそのことまで言うてもなんですから、私はその点を特に申し上げておきたいと思ひます。おとといも大臣には、まさにあれは密室論議じゃないか、何が国会だと言つて食つてかかったんだけれども、大臣は関係の一員ですから、臨調をつくった責任の一端を持っておられるから、だからさう言つて文句を言ったんだけど、その点をひとつ率直に臨調の内部にもお伝えをいただきたいというふうに思ひます。

○説明員(陶山皓君) ただいまの先生の御意見、当委員会において強いそういう御意見があったということは上司にも報告し、かつ、何らかの形で、たとえば私が担当しております第三部会の先生方にもお伝え申し上げたいと思ひます。

○神谷信之助君 御都合があるようですから、それでは臨調の方お引き取りいただいて結構です。どうも済みませんでした。

そこで、いまのなを背景にしながら自治省の方にもひとつお尋ねをしますが、一つは、年度間調整制度の導入問題です。先ほども同僚議員の質問があつて、それはその都度法的措置を行つてやっておりますという答弁を大臣、局長おっしゃいました。現実、現在の地方財政法及び地方交付税法は、自治省における年度間調整というのは認めていない。それぞれの地方団体で年度間調整をしないといふ、そういう趣旨で組まれています。したがつてその都度特別立法された場合もあるし、それから今度は中に入つたわけですね、交付税法案の中に、千三百三十億ですかの部分は、こうしますよと書いて、それで承認を求めるといふことになつていられるんですけれども、これはあなたの方から言つと、まさに、何といひますか、将来予想される償還財源に、現在の財政状況から考えたら、ちゃんとこつちで扱つておいた方がいいだろう、その方が自治体の利益になるだろうという判断で、そういうことなんだけれども、いまお聞きのように臨調の方の考え方というのは、年度間調整制度の導入というやつは、どうやって交付税率を引き下げると、そういうねらいも一部ではあつて、そういう意見も出ていふ話ですから、百八十度違つたわけですね、具体的な扱いというの。そういうふうに私は思うんですが、この点まずいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 率直に申しまして、交付税における年度間調整というのは具体的にどういふふうにするのか私どもなかなか理解がしにくく、と申しますのは、毎年度国の予算において交付

税については組まれるわけでございまして、景気により年度間に税の増減があったところで、その予算は一応執行することになっておりますから、その調整というのはいくつかある形では私どももよく理解できない。時たま過去やりましたのは、補正予算がわざわざ組まれるということ、そこに出てきた新しい財源をどう使うかということ、そこをいいますから、その点については一々国会の御承認を得た上で措置をしておるということ、その形では年度間調整をやっておる。ただ、制度、仕組みとして、いかなる事象が起こったときにその制度に乗ってこうなるんだといったような形の年度間調整というのはどうしてとれるのか、ちよつと私の方も、いろいろ中で議論してみてもなかなかよくわかりにくい点がございまして。

あるいは、その年度途中において税の自然増収等があるからといって、財政計画全体について、単年度主義でなくてその次の年度にわたって財政計画全体を見通してやるということなのかどうか。そうだとするならば、いまの地方財政計画の基本的な性格にかかわる問題でございまして、また、その場合でも、具体的などうするんだとなると、なかなか仕組みについての具体的な手法というのを見出しにくいんじゃないかと、私ども常にこれいじっておると思うのでございましてけれども、よくわかりません。

だから、どんな形で出るかわかりませんが、意見を聞かれれば私どもの実態をお話ししたいと思ひますし、出たとしても、それは検討して果たしてできるものかどうかはわかりませんので、それ以上をこちらとしても申し上げにくいわけでございまして。

○神谷信之助君 これはおかしいじゃないですかね。法のたてまえから言うと、自然増収がある、自然減収があると、それは翌年度に精算する、あるいは翌々年度にかかる場合もあるでしょう。大体法のたてまえから翌々年度までに精算をしなければならぬ。そこで、たとえば増えたら増で、五十六年度に自然増があつて、それが五十七年度にすぐわ

かるなら五十七年度の交付税財源にプラスする、財源に入ってくるんだし、五十七年度に間に合はぬかつたら遅くとも五十八年度に精算をしないといふ。減の場合もそうすわね。それは交付税法上はつきりしているじゃないですか。どうしたらいいかわからないじゃない、そうすることになつていくじゃないですか。

○政府委員(土屋佳昭君) いまおっしゃいました意味でのいろいろな、精算とかどうかという方式はできているわけでございまして、それ以外にいかなる方式で、たとえば年度途中に非常に税の自然増収が何かの形で景気がよくなつて極端に伸びた、その年の財政計画ではこれぐらいと見ておつたけれども思ひのほかよく入つた、それは余裕があるんだから翌年度で何らかの仕組みで、あるいは交付税制度にはね返すのかどうかのかわかりませんが、そういう形で新しい年度間調整方式というやうなものを考へておられるのだとするならば、それはなかなか具体的な問題としては私どもとしてもいい手法というのが考へにくいという意味で申し上げておるわけでございまして。

○神谷信之助君 まあそこまでは現行交付税制度の中ではちよつとないですね。たとえば年度間補正を組んでそれで自然増が出た。本来は、交付税のたてまえから言えば配分せぬかぬわけですね。その配分する基準はどうするかというのとは別表にはありませんからね、だからそういう意味では配分の基準をどうするかというのを、これは実際問題としてはどうするかという検討をしないやならぬ問題。その辺がわからぬから来年度へ持ち越しという措置を去年、おとしの補正のときはなさつたわけでしょう。

しかしわれわれは、本来は、新しいそれだけの交付税財源ができたわけですから、配分し得る時間的余裕があれば、それはその配分の基準というものを、それこそどういふ算定にするか、これは私自身も別に案を持つていないわけではないんだけれども、一定の基準に基づいて配分をして、そしてそれぞれの地方団体で年度間調整措置をする

かあるいは積み立てをするとかという措置なり何なりをするべきなんだという点は、前の補正のときに私も主張をしたわけですよ。

今回の場合は、二千九十八億円というのは、利差臨時及び分離課税等のもうべき根拠があつたやつだからもちろつておくと、それで、そのうち一千三百三十五億は、言うたら余裕財源というか留保財源というか、あるいは国に貸したというか、とにかく留保しておく。後になつて取れぬやうになつたらかなわぬからね。そういう意味では、地方団体の財源全体を確保するという意味では、私はその意味ではプラスだと思ふ。いままでの慣例を断固主張をしてその分を確保したという点では評価をする。ただ問題は、その残つた千三百三十五億を、留保財源というちよつといふままにない新しい手法を使つて、そして将来にやるというの、これもいま言った交付税制度の趣旨から言つてやつぱり問題があるのではないかと。

大体交付税制度は、先ほどもちよつと言ひましたけれども、これも前に当委員会が議論をしましたけれども、当時のあれは石原さんですかの解説なんかを見ると、当初は地方制度調査会では自治省の方にそういう年度間調整措置ができる、そういう法律を予定してやつたけれども、結論としてはやつぱり地方団体の自主性にゆだねるべきだということ、現行体制になつたという歴史的経過があるでしょう。だから、そういう経過から言つて、最近はその法律をつくつた当時の立法趣旨の枠を越えて、自治省サイド、自治省の次元でこの年度間調整をされていくという、そういう例が重なつてきているんですね。現象は年度間調整ですから、一緒ですからね、だからその辺が臨調の議論の中にもうまくひつかかつて、それだけ余つては逆にその率は下げたいじゃないか、あるいは逆にその率は許さないだけのなをしたらいいというやつでいるんな、八〇%、七五%の話が出たら、どうやつて削つたらいいかという話に集中してきているという感じが言えるんじゃないかと思ふんですが、この辺はいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) いま最初におつしやいましたやうな、私どもが国会にお願いをしてやつておりますれば年度間調整というやうなものであるならば、わざわざ臨調でそれを仕組みとして何か考へたいということではなくても、これはまさに全体の財政状況を見て国会の御判断を仰いでやつておるわけでございまして、あるいは別の何らかの形の年度間調整ということなのかどうか、そこが、実体がわかりませんものですから、私どももさつきから申し上げておりますやうに、私どもどんな形になるんだらうかという中身を、もう少し進捗状況を見て聞きますとちよつと申し上げにくいということ、そこをいまして、本當にいいものがあるならば、それは制度改正としてまさに国会で御審議してもらつてやればいい話でございまして。ただ、いまのところどんな形なのか本當によくつかめないし、どんな仕組みなのかはつきりしない段階でちよつと申し上げにくいということを言つておるわけでございまして。

それから、千三百三十五億を留保して残すからどうも余裕がある、だから交付税率の引き下げも含めて、何かそういうやつで調整をしていったらいいんじゃないかということになるんじゃないかと、そういうことを考へておるんじゃないかと、そういう御指摘もございまして。何かその議論があつたのかどうか、つまびらかに聞いてはおりませんが、私はそういう意味で議論がされたやうなことは直接的には聞いていないわけでございまして。

それと同時に、これはたびたび申し上げておりますが、二千九十八億せつかく借り入れて確保いたしても、千三百三十五億を残せばそういう余裕論につながるのではないかと、前にも申し上げましたが、私どもの計算でいきますと、前にも申し上げましたが、五十七年度は九百六十三億のいわば不足が出てきた、だからそれだけ埋めればいいじゃないかというところになつてしまふ。そうしますと、従来からの確保すべきものはもう一部要らないというかつこうになる論につながる。それでは困る

ので、確保するのは確保しなくても、できるだけその確保したものは有効に使いたいということと、われわれとしては千百三十五億は将来の地方財政に寄与する形で使いたいということとでやっただけでございまして、その意味で自治省が地方団体にかけつてそういった年度間調整をとるといふのはどうかという御意見もあるわけでございますけれども、交付税特別会計において地方団体共同の借金である巨額の借入金残高を抱えておる現状でございまして、やはり地方財政の中長期的な健全化、将来にわたる交付税の安定的な確保に資するという方向で、交付税特別会計自身においても年度間調整を行うことが適当であるという判断に立つたわけでございます。そのことがもし余裕があるという考え方につながつておるならばわれわれの説明が不足しておるのでございまして、関係の方に私どもいろいろ説明しておるつもりでございすけれども、その点はなお明確に地方の財政状況というものは説明をしていく必要があると思つておるわけでございます。

○神谷信之助君 しかしね、いま報道なんかで予想されているところは、恐らく五十七年度の補正を組まざるを得ぬだろうというようなことが言われたりしていますね、歳入欠陥が生じてきたりして、あるいは建設国債の発行なんかも含めてね。そうしたときに、当然地方税収の歳入不足も出てくる。それで大蔵省にちゃんとめんどうを見てくれと言つたつて、おまえら千百三十五億あるじゃないかと、こういうことになりかねないし、仮に五十七年度にそれが起こらぬでも、もう明らかになつていようように五十八年度は交付税財源というのは減つてきますね、国税三税の減収がありましますから。だからそれがあつたやないかと、大蔵省側から見ますとこう言うのは目に見えているわけだ。千百三十五億円ちゃんと使い残して置いてある財源があるじゃないか、だからまずそれで穴埋めして、その足らぬ分は何とか見ましようということになりかねないわけでしょう。逆に言うたら、これをいまの現行交付税制度と同じように含めて

地方団体に配分をし、そして地方単独事業その他のやつもちゃんと交付税で財源的にも保障していくとか、そのほかいろいろなことと保障する。あるいはそれぞれの自治体で財源の積み立てにする。もちろん減してしまふはその財源があるじゃないかということとはなるわけですが。

だから、ある意味では私はその発想は、実際の将来の交付税特別会計のそういう借入金の償還なんかを考えれば、ちゃんと取るべき、もううべき理由があるんだから大蔵省に認めさせて特会で借り入れるということとでやつた点は評価をするけれども、その千百三十五億というやつを、いま、言うたら使い残して置いておくというところは、実際問題としてこれからの五十七年度の補正なり五十八年度の予算折衝のときに逆手に使われるという危険が多分にあるのではないかとこのように思つておるけれども、この辺はいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 千百三十五億を留保するということとは先ほどから申し上げておるとおりでございますが、それは留保しておることが実は国の一般会計にも寄与するというところでやっておるわけでございますから、大蔵省において、あの分があるじゃないかということとでそういった議論が出てくるとは私も思つておりません。そしてまた、そこをどういふふうに扱っていくかというところは、やはり地方財政全体から見るとどちらが有利かということなどもこれは率直に私も私としては考えて運用することになると思つておるが、全体として見れば、今回決めた形でございまして、そしてそれは必要なときに返してもらうという方が先々考えてみましたときに有利であると申しましますか、適切であるというふうに私も判断しておるわけでございます。

なおまた、今後の財政状況いかんで、五十六年度にある程度国の法人関係税が減つたのにその分に対応する交付税は配つてあるからそれをひとつ考えてくれという意見があるのではないかとこのこととございしますが、これは私も、それは理論的におかしいのであつて、五十六年度の地方財

政計画に基づいて使うためにこれは当然必要であつた金でございす。だから、実際精算するといつたしましても、五十六年度は正當に使つておるものでありまして、五十八年度精算するといつても、そのときに、精算される際に交付税がどれだけ要するのか、要するに地方財政の収支が五十八年度どうなるのか、その際に必要な事業をするために交付税が幾ら要するのかと、その議論になつてくるだけの問題であつて、おつしやいますように五十七年度の国の財政状況に関連してそこが問題になることはないというふうに考えております。

○神谷信之助君 なければ結構ですが、私はそういう若干の危惧を持つてゐる点だけは指摘をしておきます。

ただ、こういう措置がいまの現行交付税制度から言つてやっぱり特例措置であるし、しかもそれは法の趣旨から言つて外れていると思うからこの法案の中に入れて承認を求めておられるわけだけども、それが常態化していく、そういう形態について私は好ましいことではない。これは自然減収もありまして、自然増収もありますけれども、しかし自然増収はこれからももう全くないとは言えないわけなんです、そういう点では実際に交付税法に定めるシステムで特例を設けなくて処理できる方法があるかないかというのは、十分にひとつ検討課題として検討してもらいたいというふうに思ひます。

次の問題ですが、国の財政の圧縮の問題と地方財政計画の圧縮の規模の点を比較すると、どうも国の圧縮の規模よりも地方財政計画の圧縮の規模の方が大きいんじゃないかという点を私は感ずるんです。言うなれば臨調路線具体化の特徴をやつばり今度の五十七年度の地財計画というのは持つてゐるのではないかとこのように言わざるを得ない状況ではないかというふうに思つてゐます。

国の一般歳出と同程度に抑制する」と、国と同じ程度と、「程度に」と言つてゐるんですけれども、国の五十七年度の伸びは六・二%ですから、それに比べてみても、片一方は五・六%ですから、よけい圧縮をされてゐる。

それから、これは先日衆議院の地行委員会でも三谷議員が指摘したわけですが、これをずっと見てみますと、五十年以降の国の一般会計予算との対比をしてみますと、地財計画の規模は五十四年度までは国の一般会計の規模を上回つていたわけですね。五十五年以降この国の一般会計予算の規模を下回るといふ状況になつてきてゐる。五十五年では九千四百六十二億の差ですね、低いと。五十六年度では二兆二千三百七十二億、五十七年度ではさらに二兆六千三百九億と、年々国に比べて伸びは抑えられておる。地財計画規模は、これは数字の上で明らかになつてゐるんですが、この点についてはどういふお考えでしょう。

○政府委員(土屋佳昭君) 予算総規模と地方財政計画総規模では、おつしやいますように五十四年度を境に五十五年以降は地方の方が低くなつておることは事実でございす。しかし問題は、そのなつてきました原因には、やはり当然これは地方の財源ではあるわけでございますけれども、国税三税の三二%分の交付税そのものが一般歳出に入つてゐるので、それはほとんど伸びておる。国の一般会計の中に入つて出されておるということとでございます。それと同時に、公債費が相当な額になつて国が伸びてきてゐるということとでございますので、私も私としては、やはりその特別な要素は除いて考えるべきだと思つておるわけでございます。

そういう意味で、国から交付税部分とそれから国債の償還費を除いたいわゆる一般歳出、地方の場合から公債費を除いた一般歳出ということで見ますと、たとえば五十五年でも国が五・一%に対して地方は六・六%の伸び率、五十六年度は国が四・三%に対して地方は五・九%、五十七年度は国

がゼロシーリングで非常に圧縮いたしましたために一般歳出は一・八%の伸び、これに対して地方は四・七%でございまして、実質の中身においては私どもとしてはそれほど圧縮していない。たとえば公共事業自体でも国は連続三年横ばいでございまして、私どもとしては、単独事業はそれなりに伸ばしておるといったような相違があるわけでございます。そういった歳出構造の差異というものが反映しておるんだというふうに理解をしておるわけでございまして。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(上條勝久君) 速記を起して。

○神谷信之助君 いま時間の配分を考えると、どうやら消防庁長官まで行きますね。国土庁と建設省、どうも五時まではちょっとおたくのところまでは行かぬかもわかりませんと思いますので、えらい待たして済みませんが、申しわけございません。

いま、交付税と公債費の額、こっちの方も公債費を引いてという比較がありましたね。私もそういう比較もあると思います。しかし、同時にまた、地方財政規模でそういう観点でいくと、たとえば国の補助金ですね、国庫負担金、それに基づいた、まあ事業費は事業費別、自己負担を含めて歳出に出てきますけれども、その地財計画のいわゆる国庫支出金の分を、歳入歳出でその分引くということで見てもみますと、これはまた同じようなことになってくるんですね。だから、自主財源を中心にして、そしてそれだけの財政規模がどうなってくるかという点、いわゆる国の方の交付税の歳入歳出分を差引いてという考え方でいくならば、地方財政計画でも国の補助金、いわゆる国庫支出金は引いた上で比較をするということも考えなければおかしいのではないかと、こういうふうに思っているんですけれども、これは見方の問題、いろいろ見方がありますが、これは見方の問題、もう一つ僕が言いたいのは、いわゆる国の財政収支試算ですね、これとの比較で見ますと、自治

省は昭和五十五年まで国会に収支試算表を出されておりましたが、自治省のあれでいきますと、五十五年度の地財計画をベースにして昭和六十年までの一応収支試算をなさっております。それをもとに見てみますと、やっぱり臨調路線の影響とわれわれ言うんだけれども、同時にそれは景気の沈滞も含めてということになると思いますけれども、そういう関係で、五十五年、五十六年度の国の予算においても、それから地財計画においても、試算表から見ると相当下回っておりますね。たとえば、五十六年度の地方財政の歳出規模というのは四十六兆八千七百億円で、試算表では百九十九億円ということ、五十六年度では二兆三千九百九十一億円、五十五年に出された収支試算表から言うところの規模が圧縮されてきているんですね。それで圧縮率は四・九%。それから、収支試算では、五十七年度の地方財政の歳出規模は五十二兆六千六百億円で、実際の地財計画は四十七兆五千四百二億円で、五兆五千五百五十八億円の圧縮されている。この圧縮率は一〇・六%です。同じように、国の一般会計予算をこの財政収支試算表で見ると、実際の予算と対比をしてみますと、これは五十六年度の圧縮率が二・〇%、五十七年度は六・六%というふうになるんですね。これ大体間違いないだろうと思うんですが、そういうことになっていると思いが、確認ができますか。

○政府委員(土屋佳昭君) ただいまお示しのございました点については御指摘のとおりでございます。まして、かつてつくりました五十五年ベースの財政収支試算におきましても、地方の五十六年度、五十七年度の歳出規模に對します実際の五十六年度、五十七年度の国の一般会計予算、あるいは地財計画の規模の比率は、お示しのとおり地方財政計画の方が低くなっております。

これは主として国と地方の、先ほども申し上げましたが、歳出構造の違い等によるものだと思います。国債費と地方交付税交付金のウェイトが大きい

ということ。また一方、今度は地方の方で見ると、給与関係経費というのは、地方の方がシェアとして見れば国の倍ぐらい大きいわけでございます。まして、したがって、収支試算の見込みでは給与を含めたその他の支出をたしか一〇・三%ぐらい見えておったと思いますが、この五十六、七は御承知のように非常にそれが低くなっているということ、実際とは非常に差が出てくるというふうないろいろな理由が考えられるわけでございます。実質的に私どもとしては抑制が国よりも厳しかったという意味ではないというふうにとらえておるわけでございまして。

そのことは先ほども申しましたが、例の一般歳出ベースで比較をいたしますと、例の一般歳出のわけでございまして、伸び率そのものは、五十七年度におきましても国の一・八%伸びに比べて地方が四・七%ということ、高いわけでございます。そして、いろいろなところの歳出構造の差、あるいは一般歳出について見た場合の数値等を考えますと、地方の方を無理に圧縮しているとかどうかという点にはなっていないだろうと私どもは考えております。

○神谷信之助君 若干その辺は私どもと見解が違いますが、だから、特に今度五十七年度では国の公共事業が横ばいになるということは、逆に言うところの結局補助金がそれだけ減る。去年は六分の一カットのやつも出ていますし、そういう問題を含めまして、全体として五十七年度というのは、そういう補助金、国庫支出金あたりが例年よりも低くなっているという状況がそれだけ逆に地方単独事業を伸ばしたといっても結果としては、直接的な肩がわりはありませんが、もちろん、直接的な肩がわりはありませんが、結果としていいますか、そういう点では結局肩がわりをしたということになるんじゃないかというふうに思っています。

それで、次にその点で少し具体的に単独事業問題に入っていきますけれども、国の公共事業の方は二・六%の減になって地方の単独事業の方は

八・五%の増。だから、いまも申し上げましたように、これは国の支出といえますか、補助金の方を減らして、結局自治体財政で全体としてはカバーする。だから国の補助対象の公共事業の量が減ったというのがイコール地方単独事業になったというところではないけれども、日本の経済全体に刺激を与えるという公共事業の果たす役割りという面で見ると、国が減った分を地方でカバーしている。全部が全部カバーし切れませんが、一応そういうことにも見える。結局、それは結果として国の支出の補助金は減らず、しかし地方の方はその分自治体財政でカバーをするということになっているんじゃないかというふうに思っています。

○政府委員(土屋佳昭君) 国の方は、厳しい財政状況のもとで、御承知のようにゼロシーリングという形で予算要求をして、全般的に公共事業も抑えたわけでございまして、しかしそのかわりを地方でというわけではございませんで、そういった実態等を考えてみました場合に、最近の地域に与える影響という点を見ますと、特に財政力の弱い、どちらかというと公共事業等に依存しているような地域に非常に影響が大きい。また、中小企業等に与える影響も大きいといった事情を背景にいたしまして、私どもとしては、そういうことであるがゆえにますます住民の生活に密着した社会資本の整備ということが必要であるという基本的な姿勢で単独事業を伸ばそうと思つたわけでございまして、それがあわせていま申し上げましたような地域経済の安定的な発展にも資するということがございまして、そういうことを重視して地方団体の要請にもこたえて伸ばしたわけでございまして、国が抑制されておるから肩がわりをしたということとは全然考えておりません。

もちろん、国の方がそういう状況にございまして、地域経済の疲弊ということも考えられるので、国の方にあるいはそういう期待をしておる気持ちがあったとは私どもも申し上げません。しかしそれは、そういうことで押しつけられてやっとな

かどうかという問題ではなくて、地方自治体の立場に立つてこのような形をとるのがよからう、そういうような判断に基づいてやったわけでございます。

○神谷信之助君 まあ事務局としては私はそう答弁せざるを得ぬと思うんです。

これは大臣、僕は、経済のいまの消費不況の状況、しかも輸出が非常に鈍化してきているという状況で、本来から言いますと、国の公共事業を増大をして景気刺激も一面やらないかぬ、しかし、実際問題としては、国の財政状態からいってそういうことはできない。だから政策的には、あるいは政治的にはどうか、政策的には、そのカバを地方の単独事業をできるだけ強化をしていく、それに必要な措置はそれなりにとらざるを得ぬということは当然なるわけですから、そういうことはこれは政治的な経済運営の問題としては考えざるを得ない帰結ではないかというように私は思うんですが、この辺はどうですか。

○国務大臣(世耕政隆君) 五十六年度もそうですが、五十七年度も公共事業をもっと伸ばしたいけれども、予定していた以上に伸ばすということはやっぱり可能ではなかったと思います。思い切り伸ばすということは公共事業の面でもなかなかうまくいかなかった、それも事実であります。もう一つ、公共事業そのものを地方でやらせるということとは考えておりませんでございました。むしろ、地方独自の立場で、地方の単独事業を積極的にやっていただいて、それがひいては地方の経済とか、地域の経済の安定とか発展につながっていく、こういう考えでこれを助成していく、この考えはもちろんです。

だから、公共事業そのものを肩がわりして単独事業に押しつけるということではなくて、公共事業は公共事業でやり、地方の単独事業は単独事業で積極的に進めていって、それがつまりひいては地方の経済にも影響し、国全体の経済あるいは税収への影響、こういったことにも反映させていこう、こういう考えがあったことは事実でございます。

す。

○神谷信之助君 大臣、私が質問するから、下手な答弁していかんやもんつけられたらかなわぬと思つて大分慎重に言われているようだけれども、私は、地方の単独事業を伸ばしていくことについて反対じゃないんです。いいことだし、できればもっと伸ばしたいと思う、それに必要な自主財源をもっと与える必要があるだろうという点で、だからその面では評価するんですよ。だから、逆に言うとなんか過ぎるんじゃないかというふうにさえ思っているんです。

そこで、五十六年度発足をしたところの各公共事業の五カ年計画の進捗状況というのを一部調べてみたんですよ。たとえば第三次海岸事業の五カ年計画ですと、総事業費九千三百億、一般公共事業費は八千二百億、地方単独の方は五百億、調整費が五百億ということで計画が進んできて、いま見通しとして——建設、運輸、農水です、この関係は、それで、建設省に聞きますと、大体二年経過した五十七年度末の進捗率の見込みは三二%と、こうなると言っているんですが、ところが、この一般公共事業の方がずっと抑制基調で進みますから、地方単独事業の方が進んでいくことになり得る可能性は出てきますね。

海岸事業の場合は、そう大きなにはしてこないんじゃないかと思うんですが、たとえば第五次の下水道整備五カ年計画なんかは、これも同じように五十六年度からの五カ年計画ですが、総事業費が十一兆八千億円で、そのうち一般公共事業が七兆七千九百億、地方単独事業費が三兆四千二百億なんですよ。それで調整費が五千九百億です。それで、五十七年度末の進捗率の見込みは三二%ということになっています。ただこの事業は、これは地方単独事業でたつとふやすというたつて、枝管ふやしたつて、本管が進まへんとこれはそう簡単にはふやせない事業になつてくるんだしというふうに思つたりしてね。都市公園整備事業の場合も同じような結果が出てきます。全体として国の公共事業が横ばいであるということが、個

別にこう見ていくと、若干いろいろ問題があつて、伸ばすにも伸ばし得ない部分も出てくると思ひます。ただ、まあ地方単独事業というのは、これだけじゃなしに、これと関係のない、全くの、純粹の単独事業というのはいくらでもありますから、しかもそれは、事業自身非常に小刻みにできますから、そういう意味ではある程度やりくりはつくのではないかなと思ひます。この辺のところは私はもつとどんどん全体的に考えてみればいいというふうに思つてます。

そこで問題は、地方単独事業の八・五%増を消化することが可能なかどうかという問題が一つ問題になつてくると思う。これは交付税について、そういう地方単独事業を進めていくために傾斜配分を検討中だという話も衆議院の地行で出たりしておりますが、この辺はどうかという問題ですね。これは新産・工特のときも事業費補正でやって、そういう措置をやりましたね。その点については当時の松浦財政局長だったか、あれはたしか補助金の性格を持った交付税の運用であつて、交付税の本来の趣旨からやれば問題があつたというところを答弁をなさっているんですけれども、そういう何というか、交付税が本来自由な自治体で使えるものをのをもつことになるような仕組みですね。まあ形式はどういう形式をとろうとも、そういうことになつてはいけなかつたと思うんですが、この辺についての御検討の状況はどうなのか。

それからもう一つは、だから地方債は一定の枠をふやしておられますけれども、地方単独事業の起債の充当率それぞれによつてばらつきも出てくるんでしようが、これについては一体どのようにお考えになつていらっしゃるのか。

それからもう一つは、国の公共事業は七・七%前倒しということになつていますが、地方単独事業も同様の前倒しの指示をなさつたようにちよつと聞いたんですけれども、同じように前倒しということをするのかどうか。この三つの点、ちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(土屋佳昭君) 地方単独事業につきま

しては、毎年ある程度の伸び率を見込んでおるわけでございますが、結果として見てみますと、財政計画と決算との乖離がかなり目立っております。これはたびたび申し上げておりますが、経理の仕方にも問題ございまして、いわゆる公共事業に対する継ぎ足し単独事業というのがどうも補助事業の方へ整理されておるという面もございまして、しかし、現実に乖離があることは事実でございます。せつかく私も申し上げたい先ほど申し上げたような趣旨で地方団体に単独事業大いによつてもらいたい、こう思つておるわけでございましてけれども、なかなかそういう点において懸念をされる向きがあるわけでございまして。

そこで、今回私も申し上げることは単独事業を伸ばすとともに、一般財源もかなり伸びたことでもあるし、また、地方債においても単独事業の枠は相当とりまして、その中で一般事業債の伸びを特に二・八%も伸ばしているいろいろな地方団体の要請にこたえたいというようなことで取り組んでおります。そういうことも考えておりますが、そういうような中で普通交付税の算定におきまして、何らか実際にやつた団体について適切に配分されるような形、重点的な傾斜的な配分が行われるかどうかということについて、そういうことをやるののいいか悪いか、あるいはやるとしたらどういった算定方法が考えられるかということを検討をしたいということをお答えをしたわけでございまして、具体的な算定方法についてはなかなかまだいろいろな問題がございまして結論を得ておりません。いままでも単独建設事業費につきましては各費目の単位費用で平均的な水準における経費を算入しておるわけでございましてけれども、それにはいまだ平均的な水準を上回つて公共施設等の整備を行うという場合に客観的な指標がとり得るなるといひまして、いわゆる交付税上におけるあるべき財政需要を算定するものではないだろうと、そういうように観念的には考えております。

しかしながら、じゃ、どういった指標でやるかということになり、具体的にその年度でやったものがすぐ反映するかということになりますと、直接的な事業費補正的なものが出てまいりますし、そういうことになると、やはり従来から私どもが申しておりますことや違背するものを感じておられます。そこで一定水準以上のものをやっておくが、かつまたそういうきわめて結びついたかつこうでなくて、長い目で見てその団体の実際の仕事にうまく適切に当てはまるような何らかそういう指標がとれるかどうか、そこが悩んでございまして、いろんな検討をいたしておりますけれども、それぞれに議論もあるような気がいたしまして、いま検討をいたしておりますけれども、まだ最終的な結論は得ていないといった状況でございまして。

それから、そこらについての起債の充当率でございまして、これはおっしゃいますように、いろいろな充当率がございまして、臨時地方道等であればもう一〇〇%見るといってもございまして、そうでない場合は七〇%とかいろいろな率でございまして。しかし、その配分はそれぞれの地方団体の状況を見て要請に応じて対応していけばいいと思っております。

それからもう一つ、これは国自体において景気の浮揚を図るという意味から、上期において七五%程度の公共事業の前倒しということが言われておりますが、そういうことになれば、私どもとしても当然地方団体の負担というのがあるわけでございますから、それに対応して地方債の許可を早めるとかどうとかいうことで対応していくということになると思ひますし、また、単独事業についてもせつかくそういう趣旨でございまして、本来のなねは地域における社会資本の整備ということがねらいでございまして、あわせてそういう国全体としての経済政策にも寄与するというのも一つの考え方でございまして、単独事業においても前倒しで進めたいということ、地方の方にもその旨をお知らせをしたということ

ことでございまして、それに対応する手段を今後考えていきたいと思っております。

○神谷信之助君 その地方単独事業の前倒しもやっぱり国と同じような七七%ぐらいのやつを目指すんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 国の方でこう決まったから同じような趣旨でやってもらいたいという通達を出しております。

○神谷信之助君 これはやっぱり国の公共事業というやつは比較的中心的な基幹的なやつになりまして、自治体だけではちよつとこに合わぬ事業になります。しかもそれも前倒しで来るし、補助金はついてくるんだし、裏負担の起債の方はいまもおっしゃるやうに早めるやうにしてやってもええ。こうなると、片っ方地方単独事業は自己負担ですからね。起債をある程度めんどう見てもらうにしても、だから、そういう意味ではどっちが先かということ、地方単独事業は全くやらぬということにはならぬけれども、実際の効果としては、結局どうしても前倒しの国の事業を先にやりながらある程度地方単独事業も消化をしていくという、まあ優秀と言ふことなだけども、人情としてそれを先にということはありませんよね、実際問題としてね。

ところが、これは実際の景気浮揚あるいは特に消費不況を回復していくという点でいくと、それより地方ごとの社会資本の充実の事業を早めていく方が、地域的にはよりためになつていく。やっぱり国の公共事業ですと大企業がほとんど乗り込んできますから、地元にとれただけの金が落ちるかどうかというのは別の問題になつて、税金の納め方も、東京都には入るかもしれないけれどもその村には入ってこない、こうなつてきますから、だからその辺の関係を含めて考えると、この地方単独事業を国の公共事業等もあわせながらどのように促進するかというのは非常に重要な課題になつてくるんじゃないかというふうに思ふんですけれども、この辺はどうなんでしょう。

○政府委員(土屋佳昭君) 事業の進め方は、地域

によつてもいろいろ違ふと存じます。国の公共事業が主体になるところもあれば、そういうものが少ないところもありますし、その点はいろいろばらばらだと思ひますが、過去の例を見ても、非常に公共事業が盛んなときは、伸び率が非常に高いときはどうしても単独事業が伸びなかったという事実がございまして。しかし今回の場合は、公共事業そのものが総体としてそう大きな伸びであるわけではなくて、予算内なるべく早く契約をして計画を進めていくということにございまして、それから、それは全体計画の中で進めていきますから、それによつてそう大きく崩れることはないだらうと思つております。

ただ、財源措置については、やはりその起債等についてなるべく早く申請を受け取つてやるといったやうなことが、配分するものは早く連絡してやるとか、いろんな手を講じていかなければならないだらうと思つております。

と同時に、地域によつて異なるを申し上げましたのは、御指摘にもあつたわけでございまして、たとえば去年おとしあたりの冷害対策の場合、本当地元の人が日当、賃金を得るといふことが、うで地元を潤わすといふやうなのはむしろ単独事業の方がいいではないかといふことで途中で単独地方債の追加配分をしたいろいろなことをやつた経験もございまして。そういう点について今後地方団体からいろいろな相談があるだらうと思つております。まあ何度か申し上げますが、そういう意味で私どもの方は財務調査官といふのをふやして常時相談に乗るやうなシステムをつくつておりますので、よく把握をいたしまして、できるだけ具体的な問題に対応できるように努力をいたしたいと思つております。

○神谷信之助君 それでは、地財計画の最後の問題は、消防力の関係で、二月二十五日の衆議院の地行委で、石見長官が、研究会を設けて消防力の基準の見直しの作業を進めていくという答弁をなさつておられますが、この見直しの目的と作業の進行状況をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 消防力の基準の見直しにつきましては、御案内のとおり昭和五十五年の六月に消防審議会から御答申をいただいております。この答申では、「常備消防と消防団の機能分担のあり方に対応し、消防機関の施設、装備、人員の整備を図ることに關連して、現行の「消防力の基準」を見直す必要があると思ひます。」このやうな御答申をいただいたわけでございまして。私どももいたしましては、この答申を受けまして昭和五十五年の十月に消防力の基準の調査研究会を設けまして、それぞれ専門家によりましての調査研究を現在お願いをいたしておるところでございまして、まだ現時点におきまして具体的な改正点でございまして、あるいは結論を申し上げる段階にはまだ至つていないわけでございまして。

私どももいたしましては、いずれにいたしましても地域の実情に即して消防力の強化を進めていくという方針を持ちまして、ただいま申し上げました答申にもございまして、常備消防と消防団の機能分担のあり方あるいは農山村部におきまして常備消防のあり方といふやうなことを中心にして御審議をいただきたい、あるいは結論をいただきたいといふやうに考えておるわけでございまして。

○神谷信之助君 いまの長官の答弁ですと、消防力を強化する方向で研究をしているといふやうにお伺いしたわけですが、先ほど言ひました臨調の第一次答申では、「消防職員については広域消防化、民間自衛力の活用等により、厳しく増員を抑制する。」とありますから、だから、えらく消防職がねらわれているという感じを強くしていただんですが、それに対して衆議院地行の記録をずっと見たりしますと、研究会において基準の見直しについて緩める方向かあるいは強める方向か、まだ全く白紙であるといふ話だつたけれども、いまの答弁を聞きますと、消防力強化の方向で検討してもらつておるといふことを期待をしているという趣旨のやうにお聞きをしたいんですが、そ

の辺はいいですね。

○政府委員(石見隆三君) たいだいお示しにございましたように、臨調の昨年七月の答申では、増員を抑制するといういわば人の問題だけについて触れていただいておるわけでございます。私どももといましては、前段御答弁申し上げましたように、消防力の整備を進めていこうとしておるわけでありまして、人の問題だけを考へておるわけではないわけでありまして、組織、装備、人員を含めまして総合的な消防力の整備というものを今後どう持っていくかということをお審議願いたいと思つておるわけであります。

もとよりこの臨調の御答申を私どもといたしましてはこれを無視するというわけにはまいらぬわけでありますけれども、しかし、一方ではやはり消防力を整備し強化をしていく必要があるということこれはこれまで事実だと思ふわけであります。今後そういう中でなだいま申し上げましたように、組織、装備、人員も含めて総合的な整備方策というものを御検討願いたいというふうにも考えております次第でございます。

○神谷信之助君　まあ先月のニュー・ジャパンの集中審議で、私は特に査察要員等を含めまして消防体制の強化、改善の必要性というのを言ったんですが、過去五年間の地財計画の消防職員の増員の状況はずっと見てみますと、やっぱり五十七年度は例年から言うとう員は抑制されているというふうに思っていますよ。これは御報告願おうと思つたんですが、時間の關係で私の方から、お聞きしている点で言いますと、五十三年度ですと千三百名、そしてあと規模は正でプラス二千人、だから合計三千三百になるわけだ。五十四年は千二百二十九人。五十五年が千二百二十七人に規模は正で千人プラスされていますから二千二百二十七人。五十六年は千二百四十人。五十七年はとうとう千人を割つて九百七十九人と、こういう状況になつていきます。

まあ人員の問題だけが消防力の強化ということにイコールではないというようにそれは思います

が、しかし、いわゆる整備という点で言いますと、消防力の基準に対する車両とか職員の充足状況、これの新しい調査結果が四月早々に出ていますね。この状況をちよつとどういう状況か、基準に對するそれぞれの充足率をお答えいただきたいと思つております。

○政府委員(石見陸三君) 昭和五十六年四月現在の消防力の充足状況でございますが、これは申し上げるまでもなく、各市町村の消防機関におきまして、私どもが示しております消防力の基準を参考にいたしまして今度はそれぞれの市町村の整備目標ということで設定をいたしております各市町村ごとの消防力の基準に対して、実際の保有台数が幾らかということの資料でございます。

概数で申し上げますが、消防ポンプ自動車では八八%でございます。小型動力ポンプが六八%、はしご自動車が一五八%であります。それから化学消防ポンプ自動車が一四四%、救急車が二〇〇%、消防水利が一六六%という整備状況になっております。

○神谷信之助君 職員も出ていますね。

○政府委員(石見隆三君) 職員につきましては、現在各市町村消防機関が保有しております車両数を前提にいたしましての職員数の充足状況は約七八%ということになっております。

○神谷儒之助君　だから、車両その他のそういう条件の整備の状況が、いま御報告になったように、一〇〇％までないんです。まあ救急車の場合は要求が強いということでありますが、そういうのをトップにして低いところは五四％、これは化学消防ですから、特定の地域になってくるかと思ひますけれども、そういう状況で、それに対する、いわゆる現有車両に対する職員の充足率が七八％弱ですね。そういう状況で、まだまだそういう点では不十分であるという状況が私には言えると思うんです。

ですから、これは一昨日の私の質問に対して大臣がおっしゃってましたけれども、臨調答申は尊重するというものではあるけれども、それはう

のみにするというのではなく、こう言っていたんかを切られましたけれども、まあそういう点から言うと、先ほどおっしゃったように、いまやられている研究会の方向というのは、少なくとも消防力の基準を切り下げるのではなくしに充実強化をしていくという方向であるということは明らかに思ったと思うんです。私は、査察の問題、それから火災の予防のための教育訓練、それから救急業務、これは増加してきているし、それから、都市における高層ビル、高層建築ですね、これがふえてきている。雑居ビルの場合はまだ不十分な点がきわめて多い危険な状況が残っている。それから同時に、いわゆる広域消防化に伴って常備消防の設置がこれからさらに進んでいくでしょう。

だから、そういう点を考えると、臨調の第一次答申の言うような消防職員の増員を抑制せよというのは、これはちよつと実態を知らない——あれは緊急答申だそうだからやむを得ないにしても、実態を十分に知らないで出されているんじゃないか、ということに思ふんです。特にその点、これは長官にも努力してもらわないかぬのですけれど

も、特にその点は大臣の方で、臨調の方にも強調してもらふということが必要ではないか。

ちなみに五十六年度の消防白書を見ますと、五十五年度の出火件数が五万九千何しがし、六万件近いですね。損害額は千五百七億、いわゆる財物の方ですね。ところが死者の方は二千人近い死者。負傷者は約八千人、一万人近いというか、八千人

を超えております。これは国民の財産のみならず生命まで奪われている状況がふえてきているわけですね。もちろんその原因には放火とか自殺による火災とか、そういう内容も社会的状況からふえている面もありますけれども、いずれにしても、これはたまたま火災に遭った人が損なんだというところで済まされない問題ですね。消防職員がもう暇でしようがないというような状態になるぐらいの状況が、それほど火災発生件数が減ってくるという状況が一番好ましい状態です。ですから、そういうことをやろうとすると、火災が発生をして、そ

れを早期に消火をするという活動が確かに重要な
んだけれども、どうやって火災を発生させないか。
不可抗力なものもありますけれども、先ほど
言ったように自殺とかそういった放火とかいろ
ろありますけれども、実際にはそういう査察とか
それから予防、訓練、教育、こういったものの人員
というのは、もう現場へ行ったら大変なものなん
ですわ。だから、そういう点をやっぱり加味して
考えないと私はいかぬというように思っています。
時間も大体来ましたから、最後に長官とそれか
ら特に大臣に、そういう点で政治責任を持ってお
られるわけですから、ひとつ明らかにしてもらい
たい、こういうように思います。

○政府委員(石見陸三君)　ただいまお示しにございまして、最近の消防行政につきましては、一つは常備化が次第に進んでまいってきております。もう一点は、とりわけ都市部におきましての予防行政あるいはまた装備の近代化ということが非常に強く要請をされてきております。三つ目は、救急業務が大変な勢いで急増をいたしておることも事実であります。

このような中で、消防につきましては、装備あるいは人員につきまして、ただいま御答弁申し上げました充足状況から見まして、私ども必ずしも十分であるとは理解をいたしておりません。やはりとりわけ装備あるいは人員の確保につきましては今後とも引き続き努力をしてまいらなきやならないと思っております。

と同時に、ただいまお示しにございましたように、年間六万件からの火災が発生いたしておるわけですが、それが、それにつきましては、そのうち、たばこ、たき火、火遊びというこの三つで約二万件でございまして、こういうものが各国民の方々一人一人のちよとした努力なり御注意によって十分防ぎとめられる火災なのでございます。そういう意味におきまして、今後やはり地域の自主防災組織の強化あるいは国民の方々の防火意識の高揚ということも、あわせて民間の自助努力の一環としてお願いをしてまいらなきやらないという

ふうに強く考えておるところでありまして、いずれにいたしましても、今後こういう意味での消防力の整備、強化につきましては、いわば役所の側におきます努力と民間の国民の方々の努力とあわせまして、防火、予防の実効を上げてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○国務大臣(世耕政隆君) 消防力の基準の見直しということが問題になりましたが、これの見直しに当たっては、これは地域によつて全部いろいろ事情が違いますから、あくまでも地域の実情に即した消防力の総合的な整備を進めていく、このような観点に立つて今後行われていくべきが至当であると考えております。

○神谷信之助君 もう時間がありませんので、第三テーマの地方税は残念ながら次の機会に譲ります。税務局長初め、国土庁、建設省、えらい御迷惑かけました。

以上で終わります。

○委員長(上條勝久君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

昭和五十七年五月十五日印刷

昭和五十七年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P